

神祇志科

栗田寛著述

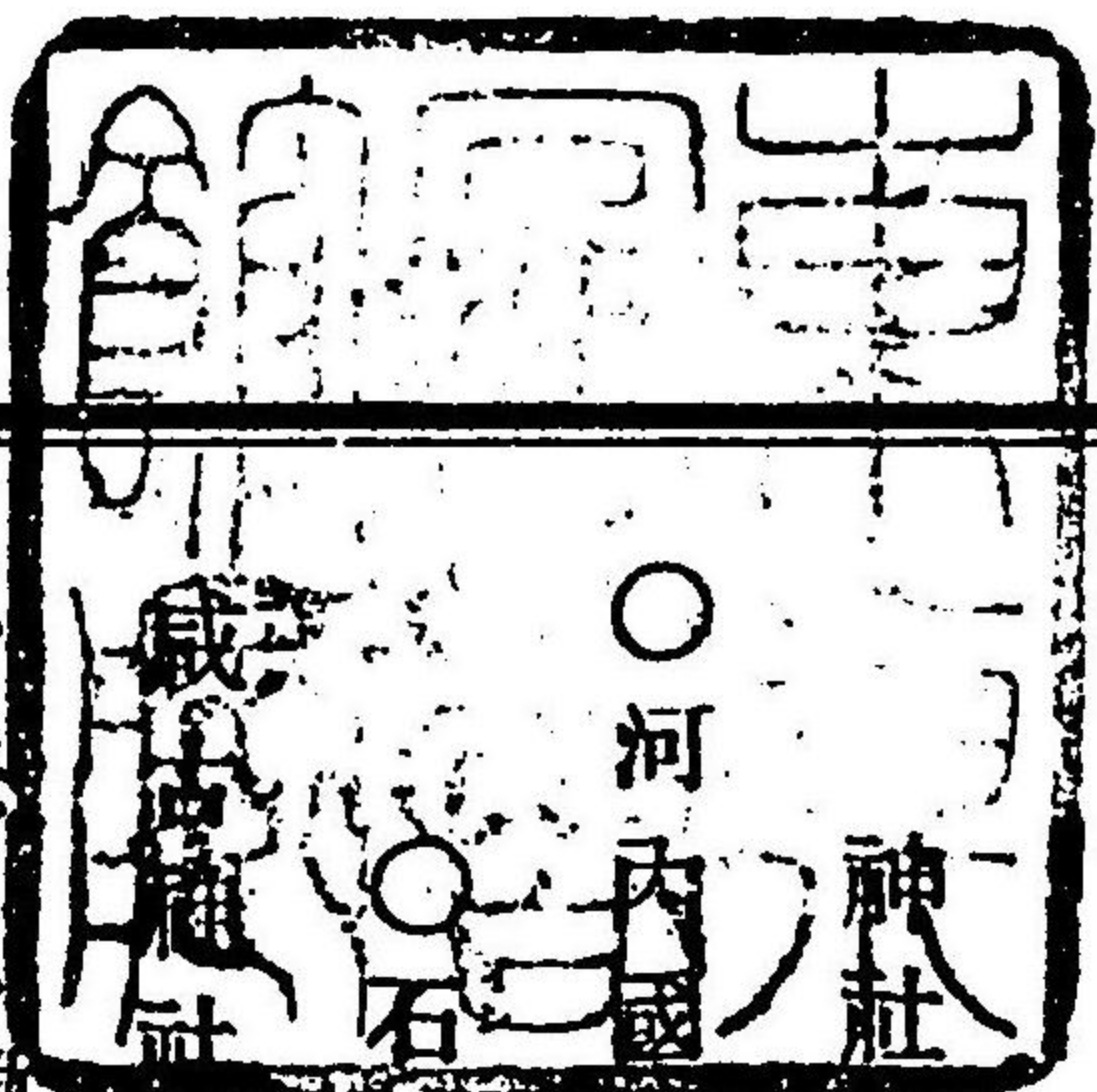
十

類書圖象				
一	二	三	四	五
冊	号	架	函	類

明治十九年九月四日内務省交付シテ

神祇志料卷之十

常陸 栗田寛編輯



神社五

○河内國一百十三座

並月次新嘗、就中八座預相嘗祭

大廿三座 小九十座 並官幣

○石川郡九座 並

○織田神社今紺口郷龍泉寺にあり、河内志、河内國圖、蓋紺口縣主の祖神八井耳命

と祭る、新撰姓氏錄 醍醐天皇延喜の制、祈年祭欽鞞を加奉りき、延喜式 凡六月九

月の九日を以て祭を行ふ、神社要録、河内式社細記、

科長神社、今山田村にあり、河内志、蓋伊弉諾尊の子級長津彦命を祭る、是は

風神也、日本書紀一書

建水分神社、今金剛山の麓水分村にあり、水分明神といふ、己巳紀行、河内志、河内國圖、南

遊紀 蓋天之水分神國之水分神を祭る、古事記、清和天皇貞觀五年八月壬

戌、從五位上建水分神に正四位下を授け、十六年三月癸酉、從四位下を賜ひ、

神祇志料 卷之十 一

陽成天皇元慶三年九月壬子、從四位上に叙され、三代後醍醐天皇延元二年四月丁酉、正一位を授奉る、河内志引神社類背讀文、○按天下諸神增階の從四位上より七階を経て、從一位に進み給へる、凡九月十五日祭を行ふ、神社を以て、延元に正一位を給ひし也、附て考に備ふ、

太邠於賀美神社、今古市郡大黒村にあり、河内志、河内國圖、蓋伊弉諾尊の子高麗神を祀る、日本書紀一書、是は雨を知り坐神也、萬葉和歌集、凡八月廿六日を以て祭を行ふ、神行ふ、社取録

美具久留御玉神社、亦和爾神と云、文德實錄、今喜志村和爾池西にあり、下水分祠と云ふ、河内志、河内式社細記、美具久留御玉神を祀る、延喜式、美具久留御玉神、蓋水分神也、土人傳説、文德天皇嘉祥三年十二月癸酉、和尒神階を進めて、從五位上を加ふ、文德實錄、凡六月十一月十五日を以て祭を行ふ、神取録

佐備神社、今東條佐備郷佐備村にあり、高園宮と云ふ、河内志、河内國圖、咸古佐備神社、今佐備の南甘南備村にあり、河内志、河内國圖、壹須何神社、今一須何村にあり、河内國圖、河内志、市河明神と云、神名帳考證

鴨習太神社、今神山村にあり、河内志、河内國圖、○古市郡二座、並小

利鴈神社、今西坂田村戸菊山にあり、河内志、河内國圖、○按姓氏錄、舊事本紀、依羅氏、蓋網を設て鳥を捕る事を掌る、且伊弉弗五世祖伊香色雄命の母を高屋阿波良姫と云ふ、高屋神社に由あり、利鴈は蓋鳥獵の假言なる時は、利鴈神社、或は依羅連の祖神を祭れるも知へ、西坂田高屋二村又隣接するも由あり、附て考に備ふ、凡十一月四日を例祭とす、式社細記

高屋神社、今古市村にあり、河内志、河内國圖、蓋高屋連の祖神饒速日命を祭る、參取姓氏錄、續日本紀、○按高屋連、枚人、葛誌を、本國石河郡より掘出せる事あり、之に因て考ふるに、石河古市兩郡接近の地なれば、一族の此地に集り居りし證とすへし、姑附て考に備ふ、凡每年三月十一日祭を行ふ、

○安宿郡五座、大三座 小二座

杜本神社二座、今古市郡駒谷村にあり、河内志、河内國圖、蓋桓武天皇皇子仲野親王の室、贈正一位當宗氏の祖神を祭る、參取大鏡裏書、寬平御記、新撰姓氏錄、當宗神社同族の神也、延喜式、諸社根元記大要、文德天皇仁壽三年、内藏寮幣使を遣して祭を行はし

○古市郡二座、並小

利鴈神社、今西坂田村戸菊山にあり、河内志、河内國圖、○按姓氏錄、舊事本紀、依羅氏、蓋網を設て鳥を捕る事を掌る、且伊弉弗五世祖伊香色雄命の母を高屋阿波良姫と云ふ、高屋神社に由あり、利鴈は蓋鳥獵の假言なる時は、利鴈神社、或は依羅連の祖神を祭れるも知へ、西坂田高屋二村又隣接するも由あり、附て考に備ふ、凡十一月四日を例祭とす、式社細記

高屋神社、今古市村にあり、河内志、河内國圖、蓋高屋連の祖神饒速日命を祭る、參取姓氏錄、續日本紀、○按高屋連、枚人、葛誌を、本國石河郡より掘出せる事あり、之に因て考ふるに、石河古市兩郡接近の地なれば、一族の此地に集り居りし證とすへし、姑附て考に備ふ、凡每年三月十一日祭を行ふ、

○安宿郡五座、大三座 小二座

杜本神社二座、今古市郡駒谷村にあり、河内志、河内國圖、蓋桓武天皇皇子仲野親王の室、贈正一位當宗氏の祖神を祭る、參取大鏡裏書、寬平御記、新撰姓氏錄、當宗神社同族の神也、延喜式、諸社根元記大要、文德天皇仁壽三年、内藏寮幣使を遣して祭を行はし

○古市郡二座、並小

む、杜本祭此に始る、諸社根元 記、諸神紀 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下杜本
 神に正四位下を授け、七月丁卯、良峯朝臣經世を使として、神寶幣帛を奉
 る、三代 實錄 初仁壽中祭を行ひしより後、祭儀久しく絶たり、宇多天皇寬平元
 年四月に至て、更に之を再興し給ひき、諸社根元記、諸神紀四月據公事根源、
○按諸書是年を祭の始とせるは誤
 れり、蓋仁壽に祭ありしか、其後中絶たるを、此神は當宗神に由縁ある故に、始
 て當宗祭を行はるゝに附て、此社の祭をも再興されしを、かく誤傳し事著し、
 姑附て考、醍醐天皇延喜の制、二座並名神大社に列り、祈年月次新嘗の案
 上幣帛に預る、凡其祭四月十一月上申日を用ふ、此日内藏寮屬一人を差
 て幣を奉り、馬寮走馬十四を奉る、延喜 式 九年七月庚午、河内國解さく杜本
 當宗二社相去る事遠からず、而るに左右馬寮官人、長上、騎士、馬部廿四人を
 率て、御馬十疋を牽列ね、内藏寮官人雜色等幣帛を賚し、申日は杜本明日
 は當宗に供奉る故に、夏冬二時の祭毎に、三寮使等久しく國府に留るを以
 て、諸郡の煩を致せを、願くは内藏使一人にして、二社に供奉る例に依り、
 左右馬寮夏冬毎に替るゝ、一寮御馬を以て、兩社に仕奉らむと奏しき、

即勅して之に従ふ、本朝月令引 太政官符 凡十月十七日を以て祭を行ふ、河内式 社細記

飛鳥戸神社、今古市郡飛鳥村にあす、河内志 内國圖 蓋飛鳥戸造百濟宿禰の祖

伎王を祀る、姓氏錄、三代 代實錄 清和天皇貞觀元年八月丙申、無位飛鳥戸神に正四

位下を授け、二年十月辛卯、官社に列る、陽成天皇元慶四年九月庚戌、氏

人百濟宿禰有雄御春朝臣有世等か請に依て、春秋祭祀の爲に、田一町を

充給ひ、三代實錄、○按古今和歌集目錄、延喜中河内國人左衛門權少尉御 春有輔あり、世々此地に居て、祖神を祭る事知へし附て考に備ふ、醍

醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次新嘗の案上幣帛に預る、延喜 式

凡其祭十月十六日を用ふ、式社 細記

伯太彦神社、今玉手村伯太川の邊にあり、河内志、河 内國圖 伯太彦神を祭る、延喜 式

伯太彦は、蓋田邊史伯孫也、參酌日本書紀、姓氏錄大意、○按日本書紀、雄略天 皇御世、河内國飛鳥郡人田邊伯孫あり、釋日本紀、

日本紀竟宴歌集にも、はくそむと訓み、姓氏錄に百尊とさへあれは、字音のまゝ
 に訓し事著けれど、後人之を祀る時に、伯太彦と號しなるへし、伯孫と伯太彦

と、何れにも由縁ありて聞ゆ、文德天皇天安二年二月己丑、從五位下伯太彦

神を官社に預らしめ、文德 實錄 醍醐天皇延喜の制、祈年祭に鉞一口を奉る

を例とせらる、延喜式

伯太姫神社、今玉手の南圓明村にあり、河内志、河内國圖、伯太姫神を祀る、延喜式、蓋

田邊史伯孫の妻也、日本書紀、姓氏錄、延喜式大憲、文德天皇天安二年二月己丑、從五位下

伯太姫神を官社に預らしめ、文德實錄、醍醐天皇延喜の制、祈年祭に、鉾一口を奉

るを例とせらる、延喜式

○大縣郡十一座並小

天湯川田神社、今高井田村にあり、河内志、河内國圖、蓋鳥取造の祖天湯河板舉命

を祭る、參取日本書紀、姓氏錄、凡六月九月七日祭を行ふ、河内式社細記

宿奈川田神社、今高井田の東南片山村にあり、河内志、河内國圖

金山孫神社、舊青谷村山上にあをしを、今山下に移さる、河内志、河内國圖、蓋金山

毘古神を祭る、古事記、延喜式、凡其祭六月十五日、九月十八日を用ふ、式社細記

金山孫女神社、今青谷の隣邑鴈多尾畑村にあり、河内志、河内國圖、金山毘賣神を

祭る、古事記

凡六月廿五日、十一月初申日祭を行ふ、式社細記

鐸比古神社、今大縣村にあり、

鐸比賣神社、今大縣の東法善寺村高尾山頂にあり、○按大和國神名帳、零解

君祖天鈿女命とす、されど鐸比古神の何神たる事を詳にせず、故今疑を闕て、後考備ふ、凡其祭六月廿六日、十一月申日

を用ふ、式社細記

大狗神社、今本堂村にあり、河内志、河内國圖、蓋大狗連の祖神を祭る、新撰姓氏錄、凡六

月十五日、九月十三日と以て祭を行ふ、式社細記

若倭彦命神社、

若倭姫命神社、並に今平野村にあり、河内志、河内國圖、清和天皇貞觀元年八月丙

申、正六位上若倭彦命若倭姫命、並從五位下を授け、三代實錄、醍醐天皇延喜の

制、祈年祭並に鉾各一口を加奉りき、延喜式、若倭彦命神社に鉾を奉る事、一本に據る、凡其祭八月

十五日を用ふ、式社細記

石神社、今大平寺村にあり、河内志、河内國圖、清和天皇貞觀九年二月丙申、官社に

預る、三代凡六月十九日、九月九日祭を行ふ、式社

常世岐姬神社、今神宮寺村にあり、河内志、河内國圖、清和天皇貞觀九年二月丙申、

官社に預る、三代凡其祭六月廿三日を用ふ、式社

○高安郡十座

恩智神社二座、今恩智村恩智山にあり、河内志、河内國圖、神名帳、恩智大御食津

比古命恩智、大御食津比咩命を祭る、文德實錄、三代實錄、○按神祕抄、外宮同

依て云るにや、姑蓋御食の事を知り給ひて、大なる功坐す神也、參取延喜式、

附て考に備ふ、曆儀式、之を河内二宮といふ、神名帳、稱德天皇天平神護二年河内丹後播

磨美作地三十七戸を神封に充奉り、勅符、新抄格、文德天皇嘉祥三年十月辛亥、

二神一正三位を授給ひ、實錄、清和天皇貞觀元年正月甲申、並み正三位勳

六等より從二位に叙され、九月庚申、雨風の御祈り依て、幣使を奉り、三代

醍醐天皇延喜の制、並名神大社に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上官幣、及祈

雨の幣帛に預る、延喜式、凡其相嘗祭には、恩智神主官幣を受て、之を奉りき、

令集 一條天皇正曆五年四月戊申、中臣氏人を宣命使として、幣帛を奉ら

しむ、疫癘放火の祈り依て也、本朝世記、參取日本紀、凡每年六月廿七日祭を行ふ、神社

都夫久美神社、今水越村中社にあり、久美大神と云ふ、河内志、河内國圖、蓋積組造

の祖于摩志麻治命を祭る、新撰姓氏錄、凡其祭十一月初酉日を用ふ、式社

天照大神高座神社二座、元名を春日戸神といふ、延喜式、今教興寺村の東山

にあり、河内志、河内國圖、蓋天照大神高御產巢日命を祭る、日本書紀、古

大同元年、河内四戸を春日部神に充奉り、新抄格、清和天皇貞觀元年正月

甲申、從五位下春日戸神に從五位上を授け、三代實錄、○按所謂春日戸神は

大神にか、れるにはあるべからず、醍醐天皇延喜の制、並大社に列り、祈年

月次新嘗の案上官幣に預る、延喜式、凡六月七日を例祭とす、式社

玉祖神社、今神立村にあり、玉祖大明神といふ、河内志、河内國圖、神名帳、蓋玉祖

宿禰の祖神櫛明玉命を祭る、新撰姓氏錄、日本書紀、古語拾遺、櫛明玉命又天明玉命又玉

祖命、○按日本紀一書に、豐玉神あり、蓋同神と開ゆ、と云ふ高魂命の孫にして、伊弉諾尊の兒也、日

書紀、古事記、姓氏錄、古語拾遺、初天照大神磐瀧戸に隠り坐時、此神八坂瓊の曲玉を造り、皇孫命天降り給ふに及て、陪從仕りき日本書紀、凡毎年六月十六日を例祭とす式社細記

御祖神社、今大久保村にあり河内志、河内國圖、蓋賀茂御祖神を祭る參酌三代實錄、延喜式大意、凡十一月十八日、祭を行ふ式社細記

鴨神社、今大久保の北大竹村鴨森にあり河内志、河内國圖、蓋賀茂別雷神を祭る參酌三代實錄、延喜式大意、清和天皇貞觀二年十一月丁丑朔、從五位下御祖神、御子宮神、並正五位下を授く三代實錄、○按延喜式御祖神、鴨神、並へ載せると、三代實錄に御祖神、御子宮神と共に並舉て、位階を授給へ

るを考ふるに、御子宮神は即鴨神社なる事著し、故姑く此に附て後考を俟つ、凡四月廿日を以て、祭を行ふ式社細記

佐麻多度神社、今山畑村にあり河内志、河内國圖、春日戸社坐御子神社、今山畑村にあり式社細記、○按本村寶積寺境内に、神座ありて高倉祭と云事ありと云座神に由縁ありと聞ゆ、蓋天忍穗耳命を祀る大和國神名帳略解

○河内郡十座大四座 小六座

枚岡神社四座、今出雲井村日下山枚岡にあり河内志、河内國圖、即河内一宮也、一宮 中臣連祖神天兒屋根命は興登魂命玉主命の女許登能麻遲媛命に

娶て生坐る神也藤原系圖、上古天照大神石屋に隠り坐時、此神天香山の眞坂樹を掘て、種々の物を取懸、神祝祝て大神を招出し奉り、皇孫命を輔翼奉りて、天降り給ひき日本書紀、其英靈威神の徳、尤も當時に著る日本書紀、古事記、古語拾遺

大志、平城天皇大同元年、河内丹波地六十戸を神封に寄し新抄格勅符、仁明天皇承和三年五月丁未、從三位勳三等天兒屋根命に正三位、從四位下比賣神に從四位上を授奉り、六年十月丁丑、天兒屋根命に從二位、比賣神に正四位下を加へ續日本後紀、文德天皇嘉祥三年九月巳丑、天兒屋根命を從一位、比賣神を正四位上に叙され、○按本書今年の位階、實は春日に坐平岡神

後の叙位にて著き、故に、又此に附く、齊衡三年十月巳丑、幣布廿四端を加奉り文德實錄、清和天皇貞觀元年正月甲申、天子屋根命に正一位、正四位上勳六等比賣神に從三位を賜ひ、九月庚申幣使を遣して、雨風を祈り三代實錄、此後彌加布都命神

三位を賜ひ、九月庚申幣使を遣して、雨風を祈り三代實錄、此後彌加布都命神

三位を賜ひ、九月庚申幣使を遣して、雨風を祈り三代實錄、此後彌加布都命神

三位を賜ひ、九月庚申幣使を遣して、雨風を祈り三代實錄、此後彌加布都命神

比古佐自布都命神を合せて四座とす三代實錄、延喜式、蓋彌加布都命は、健御雷命にまじ、佐自布都命は經津主命に坐せり參酌三代實錄、日本書紀、古事記、延喜祝詞式大意、二年七月戊午、從三位彌加布都命神、比古佐自布都命神、並に從二位を加へ、七年十月己巳、勅して春秋二祭、神祇官の中臣一人を差て、幣帛を附け、祭事を檢校し、琴師一人を祭場に供奉る事を恒例とし、十二月甲子、平岡神四前、春冬二祭、並春日大原野に准て、幣を奉るへく制給ひ三代實錄、○按本書をのみ舉て、四前なる由をいはず、此に至て始て四前と云事見へたり、是に依て考ふるに、始は二座を祭られしを、此御世のほどより鹿島香取二神を配享りし故に、四前と云るにやあらむ、其は藤原氏權を執りて、殊に春日四座神を甚く崇奉り、氏神としつるに合せて、本社より立まさりて、御祭ましければ、此にも春日の四座神を祭るへき自らの勢なれば也、始附て考に備ふ、醍醐天皇延喜の制、四座並に名神大社に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上官幣、及祈雨の幣帛に預る、凡武藏國封戸調庸の租穀を以て、神社を修むるの料とす、其祭二月十一月上申日を用ふ、此日神祇官一人彈琴笛工卜部雜色人を率て之に供奉る、凡神社に仕ふる者、神主物忌禰宜祝あり延喜式、一條天皇正曆五年四月戊申、中臣氏を

して宣命幣帛を奉り、疫癘放火の變を祈らしむ本朝世記、參取日本紀略、津原神社、今市場村津原池側にあり、玉串明神と云ふ、

梶無神社、今六萬寺櫻井村にあり、船山明神と云、河内志、河内國圖、○按今社北に、梶無の地名あり、醍醐天皇延喜の制、祈年祭、銀一口を加奉りき延喜式、

大津神社、今水走村にあり、栗原神社、今吉原村にあり、河内志、河内國圖、蓋中臣栗原連祖天兒屋根命を祀る、

姓氏錄、延喜式大意、醍醐天皇延喜の制、祈年祭、銀一口を加奉る、延喜式、凡九月廿一日祭を行ふ式社細記、

石切劔箭命神社二座、今神竝村にあり、河内志、河内國圖、
○讚良郡六座 大一座 小五座

須波麻神社、今中垣内村にあり、河内志、河内國圖、醍醐天皇延喜の制、祈年祭、銀軌各一口を加奉る、延喜式、

御机神社、今南野村鈴原山に在り、式社細記

高宮神社 ○按舊事本紀、萬魂尊兒天剛川命を高宮神主の祖とす、是に依らば名なし、故今取らず、今高宮村にあり、河内志、河内國、神名帳考證、稱德天皇神護景雲四年、神封一

戸を充て、新抄格、勅符、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下高宮神に從五位上を授け、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上幣帛に預る、式、延喜、凡毎年七月朔祭を行ふ、

津梓神社、今岡山属邑坪井にあり、

高宮大社祖神社、今高宮村大宮にあり、河内志、河内國、式社細記、○按舊事本紀、萬魂尊兒天剛川命高宮神主等祖とあるを、此に高宮祖神と云に合せ考ふる時は、万魂尊を祭れるに似たり、されど此神名書紀古事記見る所なし、故今とらず、國中神社、今中野村にあり、河内志、河内國、

○茨田郡五座小並

堤根神社、今野口村にあり、○按日本書紀、茨田連杉子仁德天皇の御世、茨田堤根は、堤根神或は杉子を祀れるか、はた河神を祭りしにやあらむ、姑附て考に備ふ、文德天皇嘉祥三年十二月癸酉、堤根神に從五位下を授く、文德實錄、○按本書印本、堤津島女神に作る、一本に堤下根字あり、蓋神字を脱せり、印本二神を一神と

せるは誤なる事著し、故今一本に據り、神字を補て之を訂す、凡毎年九月十五日祭を行ふ、式社細記

津島部神社、今對馬江村の西金田村にあり、河内志、河内國、○按津島部神、

族、此地に住て、其祖天兒屋根命を祭れるならむ、文德天皇嘉祥三年十二月癸酉、津島女神に從五位下を授く、文德實錄、○按津島女、醍醐天皇延喜の制、祈年祭、欽鞞各一口を

加奉る、式、延喜、凡九月十三日祭を行ふ、式社細記

細屋神社、今讚良郡素村神樂田にあり、河内志、河内國、式社細記、醍醐天皇延喜の制、祈年祭、欽一口を加奉る、式、延喜、凡十一月四日祭を修む、式社細記

高瀬神社、今小高瀬莊世木村にあり、

意賀美神社、今伊加賀村宮山にあり、保加美社といふ、河内志、式社細記、蓋伊邪那岐命の子淤加美神を祭る、日本書紀、古事記、凡九月九日祭を行ふ、式社細記

○交野郡二座小並

交野神社、今交野原の近側坂村にあり、河内志、河内國、式社細記、醍醐天皇延喜の制、祈年祭、欽鞞を加奉る、式、延喜、凡九月七日祭を行ふ、式社細記

久須々美神社、今坂村属邑葛上にあり、河内志、醍醐天皇延喜の制、祈年祭幣の外に鉞一口を加奉る、延喜式

○若江郡廿二座 大二座 小廿座

坂合神社二座、今小坂合村あり、河内志、河陽成天皇帝元慶七年十二月庚申、正六位上塚神に従五位下を授く、三代實錄、按坂合界、共に音相近し、蓋同神、故今此に附く、

矢作神社、今八尾別邑矢作槭樋の西北あり、河内志、蓋矢作連の祖神布都

奴志乃命を祭る、新撰姓氏錄、本社傳説、凡六月十五日祭を行ふ、式社細記

若江鏡神社、今下若江村雷森にあり、按三代實錄、美濃國各務郡大領各務吉雄、厚見郡大領、各務吉宗あり、且本社と御野縣神社と並職せて、所在も遠からぬ地にあるを思ふに、美濃の各務氏に由縁ありて祭れる神社ならむと思はる、されど未其證を得ず、故今姑附て後考を俟つ、凡八月十一日祭を行ふ、式社細記

御野縣主神社二座、今河内郡上島村御野郷辻あり、河内志、河蓋河内御野縣主の祖神也、日本書紀、延喜式、按御野縣主、其出自を詳にせず、續日本後紀三代實錄を考ふるに、若江郡美努宿禰主足、また美努連清

名と云人みへ、姓氏錄河内神別美努連は、角羅魂命三世孫天湯川田奈命の後とあり、此に依らば、御野縣主或は其同族也、醍醐天皇延喜

の制、祈年祭並み鉞鞞各一口を加奉る、延喜式、凡九月廿八日祭を行ふ、式社細記

石田神社三座、今岩田村にあり、河内志、河内國圖、神名帳考證、

川俣神社、今川俣村あり、河内志、神名帳考證、醍醐天皇延喜の制、祈年祭鉞鞞を加奉る、延喜式、凡十一月七日祭を行ふ、式社細記

弓削神社二座、今一座は東弓削村にあり、一座は志紀郡西弓削村にあり、河内志、河布都大明神と云ふ、日本紀通證、蓋物部連の族弓削連の祖神を祭る、樹酌日本書紀、舊事本紀、姓氏錄、續日本紀、三代實錄、

從五位上を授く、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、並大社に列り、月次相嘗新嘗の幣帛に預る、延喜式、凡六月晦、九月九日祭を行ふ、式社細記

都留美島神社、今澁川郡都塚村都塚にあを、河内式社細記、

長柄神社、今庄之内村東郷村の塚にあり、式社細記、已上二社、醍醐天皇延喜の制、祈年祭に鉞各一口を加奉る、延喜式

意伎部神社、

彌刀神社今近江堂村にあり、河内志、式社細記、○按村名もと大彌刀な

宇婆神社今加納村にあり、凡其祭十月廿六日を用ふ、河内志、式社細記、

澁川神社二座今澁川郡澁川村の東南植松村にあり、河内志、河内國圖、蓋天忍穗

耳命饒速日命を祭る、日本書紀、參取本社傳記、凡其祭六月廿五日、九月廿四日を用ふ、

式社細記

栗栖神社今西郷村にあり、河内志、式社細記、蓋栗栖連の祖宇摩志麻治命を祭る、

大要 清和天皇貞觀四月庚戌、正六位上栗栖神に從五位下を授け、十一

月乙亥、官社に預らしむ、三代實錄、○按本書元慶七年十一月庚申に、又正六

を以て之、凡其祭九月十五日を用ふ、式社細記

加津良神社今萱振村にあり、式社細記、清和天皇貞觀九年二月丙申、官社に預

る、三代實錄、凡六月九日十五日祭を行ふ、式社細記

仲村神社今菱江村にあり、河内志、河内國圖、清和天皇貞觀九年二月庚申、官社に

預る、三代實錄

○澁川郡六座 並小

鴨高田神社今若江郡高井田村にあり、

横野神社今大地村にあり、印色宮といふ、

波牟許曾神社今北蛇草村にあり、

跡部神社、○按本書印本、跡を路に作る誤れり、今龜井村の属邑跡部村に

あり、河内志、河内國圖、蓋阿刀連の遠祖饒速日命を祭る、參取日本書紀、舊事本紀、姓

屋大連、別業河内の阿部にある事みへ、舊事紀、饒速日命の供奉の中にも、跡部

首天津羽原と云もあり、姓氏錄、續日本後紀、三代實錄等に、阿刀連多くみへて、

みな攝津に貫り、國圖を按るに、本郡攝津に隣接たるに、古への阿部は和名鈔

阿都郷即今跡部村なるを合せて、跡部或は阿刀とも云し、事著し、姑附て考

に備、凡其祭九月九日を用ふ、式社細記

許麻神社今久寶寺村にあり、

都留彌神社、東足代村にあり、河内志、河内國圖、蓋志紀縣主祖神八井

志貴縣主神社今安宿郡國府村にあり、河内志、河内國圖、蓋志紀縣主祖神八井

耳命を祀る、參取三代實錄、姓氏錄、醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案

上幣帛に預る、延喜式 凡六月晦、九月廿五日祭を行ふ、式社細記

長野神社、今丹南郡長野陵西南葛井寺村にあり、河内志、河内國圖、醍醐天皇延喜

の制、祈年祭幣に鉄一口を加奉る、延喜式

志疑神社、今大井村にあり、

黒田神社、今北條村にあり、天神と云ふ、河内志、河内國圖、

樟本神社三座、今北木本南木本丹北郡南木村の三村に、各一座つゝ、坐り、

並に、布都明神と云、河内志 醍醐天皇延喜の制、祈年祭に鉄鞆各一口を加奉

る、延喜式

志紀長吉神社二座、今丹北郡長原村にあり、河内志 ○按古老傳説、此地舊名

二村としつる也、又昔大嘗會に、本社より日蔭を奉りしを以て、日蔭明神とも云り、附て考に備ふ、蓋高御産靈命栲幡千千

媛命を祀る、川内志貴縣主が齋祀る所也、大和國神名帳零解 清和天皇貞觀元年正

月甲申、從五位下志紀長吉神に從五位上を授け、三代實錄 醍醐天皇延喜の制、

並大社に列り、祈年月次新嘗の案上幣帛に預る、延喜式

伴林氏神社、今林村にあり、河内志 大伴氏の族林宿禰の氏神天押日命を祀

る、參酌續日本後紀、三代實錄、姓氏錄、延喜式、 清和天皇貞觀九年二月丙申、官社に預る、十五年

十二月辛亥、正六位上天押日命に從五位下を授け、三代實錄 醍醐天皇延喜の

制、祈年祭鉄鞆を加奉る、延喜式 凡十月十八日祭を行ふ、式社細説

志紀辛國神社、志紀二字、據延喜式異本、今丹南郡岡村にあり、河内志、河内國圖、○按清和

天皇貞觀九年二月丙申、官社に預る、三代實錄 凡其祭八月廿四日、十一月十五

日を用ふ、式社細記

當宗神社三座、今古市郡譽田の北王水町當宗垣内にあり、河内志 宇多天皇

外祖母當宗忌寸氏神を祀る、新撰姓氏錄、年中行事秘鈔、大鏡裏書、 宇多天皇寛平元年四月

乙亥、勅して云、朕外祖母當宗氏神河内にあり、今年より初て之を祭るへ

しと詔て、即幣帛使を遣し、國司一人、國の正税を以て其事を專當へく制

給ひき、年中行事秘鈔、本朝世記、諸神記引寛平御記、○按諸神記等の其祭四月

十一月上酉日を用ふ、醍醐天皇延喜の制、並大社に列り、祈年月次新嘗の案上幣帛に預る、延喜式凡夏冬の祭、杜本祭使兼て本社の祭物を奉り、馬寮走馬十四を奉らしむ、延喜式師遠年中行事、公事根源、

○丹比郡十一座

丹比神社、今丹南郡丹治井村に在り、河内志、河内國、神名帳考證蓋丹治比君の祖神を祭る、古事記、三代實錄、延喜式○按多治比君祖惠波王の御母は川内國人なる故に、其由縁もて此地に住るより、其祖神を祭れるにやあらむ、仁明天皇承和十四年十二月癸卯、無位丹比神に従五位下を授け、續日本後紀文德天皇嘉祥三年十一月辛亥、從五位上を賜ひ、文德實錄清和天皇貞觀元年正月

甲申、正五位下に叙され、七月丁卯、散位從五位下丹墀真人繩主を使として、神寶幣帛を奉り、三代實錄醍醐天皇延喜の制、祈年祭鈿鞞を加奉らしむ、延喜式

凡六月廿五日、八月廿日祭を行ふ、式社細記

阿麻美許曾神社、今丹北郡南枯木村天見丘一名阿麻岐志にあり、河内志、神名帳考證○按今琉球北界に、大島あり、古の阿麻彌島也、中山傳信錄、琉球國史畧、中山宗圖、及南島志、既稱名勝考引中山人傳説、並に云、上古神人あり、阿麻美久の神、又阿摩彌久

筑之神と云、始て、阿摩美嶽に降る、之を天孫氏といへり、三男二女を生む、一を天神とし、一を海神とす、此に據に、阿麻美久神或は我天神、伊弉諾尊の御子、綿積神にして、所謂二女或は豐玉姬、玉依姬歟、琉球人名字、今猶豐玉の語を用ふる者多きも、海神、豐玉彦の名に由縁あり、然らば、火々出見尊の幸し給へる海神の宮、疑らくは彼地方に在む歟、阿麻美許曾神社、恐らくハ阿摩美久神を祭るに似たり、然れども未明證を得ず、姑附て後考に備ふ、醍醐天皇

延喜の制、祈年祭鈿鞞各一口を加奉らしめき、延喜式凡其祭六月八日、八月十七日を用ふ、式社細記

狹山堤神社、今丹南郡半田村狹山池の南明神山にあり、河内志、河内國圖清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下狹山堤神に従五位上を授け、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上幣帛に預る、延喜式凡四月八月十五日祭を行ふ、式社細記

大津神社三座、今丹南郡丹下宮邑にあそ、大宮といふ、河内志、河内國圖蓋百濟辰孫王の曾孫午定君の三子味沙辰爾麻呂を祭る、此は葛井船津三氏の祖也、參酌日本書紀、續日本紀、日本後紀、新撰姓氏錄○按日本後紀、三氏の墓地本郡野中寺の南寺山に在り、とみへ、丹南に隣りなる安宿郡、松岳山は、船氏の墓地なる事、船氏墓誌にて明なり、且野中村は、本社の東にあり、野中寺は、野上村にありて、其近隣に葛井村、葛井寺などあり、又續日本紀、三代實錄等に據る

也、參酌日本書紀、續日本紀、日本後紀、新撰姓氏錄○按日本後紀、三氏の墓地本郡野中寺の南寺山に在り、とみへ、丹南に隣りなる安宿郡、松岳山は、船氏の墓地なる事、船氏墓誌にて明なり、且野中村は、本社の東にあり、野中寺は、野上村にありて、其近隣に葛井村、葛井寺などあり、又續日本紀、三代實錄等に據る

に、三氏同じく此地に住るより、其祖醍醐天皇延喜の制、祈年の祭、欽鞞各一口を加奉りき、延喜式 凡六月八日、十一月祭を行ふ、式社細記

狹山神社、今丹南郡狹山村の南半田村狹山池の東にあり、河内志、河内國圖、蓋狹

山連の祖神天兒屋根命を祭る、參取新撰姓氏錄、延喜式大意、清和天皇貞觀元年正月甲

申、從五位下狹山神に從五位上を授け、三代實錄 醍醐天皇延喜の制、大社に列り、

祈年月次新嘗の案上幣帛に預る、延喜式 凡八月廿六日祭を行ふ、式社細記

菅生神社、今丹南郡菅生村にあり、天神と云、河内志、河内國圖、神名帳考證、蓋菅生朝臣の

祖神を祭る、參取新撰姓氏錄、延喜式大意、孝謙天皇寶字八年、神封一戸を充奉り、新抄格勅符

清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下菅生神に從五位上を授け、三代實錄 醍

醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上幣帛に預る、延喜式

酒屋神社、今丹北郡三宅村にあり、河内志、式社細記、蓋中臣酒屋連祖津速魂神を

祭る、新撰姓氏錄、延喜式 清和天皇貞觀七年十二月癸酉、正六位上酒家神に從五位

下を授け、三代實錄 〇按本書家を泉に作る、醍醐天皇延喜の制、祈年祭、欽鞞

を加奉る、延喜式、欽鞞一本、凡其祭九月九日を用ふ、式社細記

樸本神社、今丹南郡眞福寺村樸本に在り、河内志 醍醐天皇延喜の制、祈年祭

幣に欽鞞一口を加奉る、延喜式

田坐神社、今丹北郡田井城村にあり、河内志 清和天皇貞觀四年四月甲子、無

位田坐神に從五位下を授け、五月甲申、官社に預る、三代實錄 凡八月廿三日祭

を行ふ、式社細記

○式外諸神

掃部神、〇按河内志、今高安郡黒谷村にありとす、式社細記に、村の蓋掃部守宿禰

祖神天忍人命を祭る、參取續日本後紀、姓氏錄、古語拾遺、清和天皇貞觀十六年十二月癸未、

正六位上掃部神に從五位下を授く、三代實錄

天夷鳥神、今志紀郡道明寺村にあり、河内志 〇按道明寺村道明寺、一天穗日

命乃子天夷鳥命を祭る、延喜式 蓋志紀郡土師連の祭る所也、續日本紀 文德天皇

天安二年三月癸未、天夷鳥命神に從五位下を授く、文德實錄 凡二月廿五日、八

月朔祭を行ふ、式社細記

野中神、○按河内志に丹南郡野中村の西野上村にありといへど、今本村の法泉寺の鎮守とし、寺内に佛像を家置のみにて、神社の景況なしと云り

清和天皇貞觀十七年八月戊寅、正六位上野中神に從五位下を授く、三代實錄

大雷火明神、文德天皇齊衡元年四月丙辰、從五位下を授く、文德實錄

豐稻賣神、蓋和久産巢日神の子豐宇氣毘賣神を祭る、古事記 清和天皇貞觀

二年十一月丁丑朔、從五位下より正五位下を授く、

野神、○按本國、片野神、長野神、横野神あり、野神の上恐くは一字を脱せる手、附て考を俟つ、 清和天皇貞觀七年九月庚

子、正六位上野神に從五位下を授く、

垂水神二前、光孝天皇仁和二年十一月庚寅、並に從五位下より從五位上

に叙さる、三代實錄

○和泉國六十二座 大一座 月次新嘗 小六十一座 並官幣

○大鳥郡十四座 大一座 小廿三座

大鳥神社、今大鳥村神鳳寺域内に在り、大鳥大明神といふ、和泉志、國郡全圖、名所圖會、

蓋大鳥連の祖天兒屋命を祭る、參取姓氏錄、續日本紀、 即和泉國の一宮也、一宮平城

天皇大同元年、和泉地二戸を神封み充奉り、新抄格勅符 嵯峨天皇弘仁十四年

七月丙辰、祈雨の爲に幣帛を奉り、日本紀畧、西宮記、 仁明天皇承和九年十月己巳、

從五位下大鳥神に從五位上を授け、續日本後紀 清和天皇貞觀元年正月甲申、

正五位下勳八等より從四位下を賜ひ、九月庚申、雨風を祈る爲に使を遣

し幣を奉り給ひ、三年七月甲戌、從三位に叙され、三代實錄 醍醐天皇延喜の制、

名神大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣及祈雨の幣帛に預る、延喜式

治物語、平治中、平清盛、父子熊野に詣てんとする時、源義朝か叛つる由を聞引返して鞍馬及歌を大鳥神に奉ると云る即是なり、 凡八月十三

日、五月三日祭を行ふ、式社細記

山井神社、今榎村にあり、和泉志、三才圖會、名所圖會、○按社地今猶山井寺と云あり

大鳥神社、西下村にあり、和泉志 之を大鳥神の未社とす、三才圖會 已上二社、醍醐

天皇延喜の制、祈年祭鉞鞞一口を加奉る、延喜式

美多彌神社、今和田郷上村にあり、和泉志 蓋民直祖神天兒屋命を祭る、新撰姓氏

凡八月廿五日祭を行ふ、式社 細記

押別神社、今北王子村にあり、和泉志、式社 細記

生國神社、醍醐天皇延喜の制、祈年祭、鈿鞞各一口を加奉る、延喜式

火雷神社、○按本書異本大電或は大雷に作、今陶器北村にあり、愛宕と云ふ、和泉志

石津太神社、○按和泉國內神名帳、太を多に作る、太多共に同義也、此社の外、今石津社あるを以て、大社と云て別たるのみ附て考に備ふ、

下石津村にあり、和泉志、三才圖會、蓋石津連の祖野見宿禰を祭る、新撰姓氏錄

等乃伎神社、今富木村にあり、和泉志、三才圖會、名所圖會、蓋中臣殿來連祖神天兒屋命

を祭る、參取新撰姓氏錄、續日本紀、醍醐天皇延喜の制、祈年祭、鈿鞞各一口を加奉る、延喜式

凡八月廿五日祭を行ふ、式社 細記

蜂田神社、今蜂田郷八田寺村にあり、和泉志、名所圖會、蓋蜂田連の祖天兒屋命を

祭る、參取新撰姓氏錄、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、祈年祭、鈿一口を加奉る、延喜式、凡十

月五日祭を行ふ、式社 細記

陶荒田神社二座、今陶器庄上村にあり、和泉志、三才圖會、

蓋荒田直祖高魂命、劔根命を祭る、參取新撰姓氏錄大意、醍醐天皇延喜の制、祈年祭

鈿一口を加奉る、延喜式、凡十月十八日祭を行ふ、式社 細記

國神社、今鉢峯寺村にあり

鴨田神社、今太平寺村鴨田にあり、和泉志

高石神社、今高石莊高石北村にあり、天神と云、和泉志、三才圖會、名所圖會、蓋高志連の

祖神を祀る、續日本紀大要、○按本書天平神護二年、和泉國人、高志毘登若子麻呂等五十三人、姓高志連を賜ふとみ、又日本書紀河内國、大

鳥郡、高脚海あるもの證とすへし、凡九月九日祭を行ふ、式社 細記

大鳥美波比神社、○按國內神名帳、美を余に作る、國音相通、今大鳥郷北王子村にあり、美夜比

若宮といふ、大和志、式社 細記、蓋大年神の子庭津日神を祭る、參取古事記、和泉國內神名帳、庭津

日神と、蓋庭を守り坐神也、參酌貞觀儀式、延喜式大要、

多治速比賣命神社、今和田村荒山にあり、和泉志、式社 細記、多治速比賣命を祭る、

延喜式、○按國內神名帳、九月二日祭を行ふ、式社 細記

大鳥井瀬神社、今廢たり、舊址平岡村大明神山にあり、神供の古井猶山に

あり、大島神社
祭神考

大鳥濱神社、今在家村井戸森にあり、和泉志式社細記、醍醐天皇延喜の制、祈年祭

歛一口を加奉る、延喜式、已上二社、並天鳥神社乃攝社とす、大島神主注進帳、凡十月

四日祭を行ふ、式社細記

坂上神社、今平井村宮森にあり、和泉志式社細記

開口神社、今堺南駐戸斐田大寺域内にあり、昔開口、木戸、原三村共に此神

を祭る、仍て三村大明神と云、和泉志三才圖會契沖書院、毎年六月晦、住吉神輿一基、本

社に幸す、時に社司大祓詞を宣る、傳云ふ古住吉神社を造改る毎に必本

社を修奉りき、八幡宮本記、神名帳考

櫻井神社、今片倉村櫻井の側にあり、和泉志名所圖會、蓋櫻井朝臣同祖巨勢朝臣

の祖神を祀る、參取新撰姓氏錄、元亨釋書

大歳神社、今市場村にあり、和泉志、蓋素蓋鳴命の子大年神を祭る、古事記醍

醐天皇延喜の制、祈年祭歛一口を加奉る、延喜式、八月廿日祭を行ふ、式社細記

日部神社、今草部村にありて、草部大明神と云、和泉志三才圖會、神名帳考、蓋日下部首

の祖彦坐命を祭る、新撰姓氏錄、參取日本紀通證引社記、凡八月廿五日祭を行ふ、式社細記

○和泉郡廿八座並小

男乃宇刀神社二座、今佛並下宮二村にあり、和泉志名所圖會、接佛並村は、

祭ると云り、日根郡男神社二座も同神なりと云を合せ考ふるに、故ありて彼

處より移奉れる社に、極めて據ある説なるへし、然れど未だ明證を得ず、故

今始附て考に備ふ、博多神社、今伯田村にあり、天神といふ、和泉志、神名帳考證、三才圖會、

夜疑神社、今泉南郡八木郷中井村にあり、和泉志

泉穴師神社二座、今我孫子郷宮にあり、和泉志三才圖會、名所圖會、蓋伊邪那岐命の子

和久産巢日神を祭る、即天皇の御食津神也、參酌古事記、大倭本記、延喜式

兵主神社、卷向坐若御魂神社を並載せるは、此に由縁あるへし、其は此社の次

に、兵主神、粟神と奉たるも似たれば也、大倭本記に、一鏡及子鈴は、天皇御食津

神、今卷向穴師社宮所坐解祭大神也とある、御靈跡二に坐す、卷向社二座なる

へきに、一座なるは疑はし、其一座は穴師兵主神にてもあらむ歟、然らば本社

も一座は、倭大國魂神を祭るに、次なる兵主神は、別に祭れる社にや、若く

番式に新羅客に飲しむる醴酒料稻を大和の纏向河内思智及本社より出す
御食津神の幸ひ坐る稻以て醴れる酒を、藩人に給ふにて、即此神等の恩賚
を被らしめ給ふ御わざあるへし、又按式社細記穴師社殿に、男女主神各一跡、
東殿に日子神七体、日女神四体、また攝社天富貴命殿内に、主神日子神一体、其
它日子神十四体、日女神十九体、凡一百九体、形相異なり、新作に
らすと云り、何故にかく神像多くあるにや、姑附て考に備ふ、
聖武天皇天

平九年、神戸額稻三千九百三十餘束を以て、祭神料に充奉り、
東大寺正仁倉院文書

明天皇承和九年十月己巳、無位穴師神に従五位下を授け、
後紀、清和天

皇貞觀七年二月己卯、從五位上に叙され、六月庚戌朔、正五位下を賜ひ、十
年二月乙酉、從四位下を授奉る、
三代實錄、凡毎年九月廿九日、祭を行ふ、
式社細記

兵主神社、今泉南郡西内村宮之前にあり、
和泉志、式社細記

粟神社、今宇多大津村にあり、粟堂といふ

曾根神社、今北曾根村にあり、天神と云ふ、
和泉志、三才圖會、名所圖會、蓋曾根連祖神饒

速日命を祀る、
新撰姓氏錄、凡八月十五日祭を行ふ、
式社細記

泉井上神社、今府中村泉井上にあり、
和泉志

阿理莫神社、今泉南郡麻生莊久保村に在り、
和泉志、三才圖會、名所圖會、○按久保村は、舊阿間河郷也、阿理莫

阿間河安幕、共に音訓相通へり、蓋安幕首祖神饒速日命を祭る、
新撰姓氏錄、凡十月五日祭を行ふ、
式社細記

山直神社、今山直郷内畑村山直池の東に在り、
和泉志、式社細記、○按國內神名帳、泉南郡とす、今本郡に隸

り、蓋山直の祖神天穗日命を祀る、
新撰姓氏錄、土人傳説、凡其祭八月廿二日を用ふ、
式社細記

矢代寸神社二座、
○按國內神名帳、屋氏村に作る、恐誤れり、故今とらす、今泉南郡八田村にあり、
和泉志

蓋建内宿禰の子波多八代宿禰木角宿禰を祭る、
參酌古事記、姓氏錄、續日本紀大意、凡毎年

八月十五日祭を行ふ、
式社細記

穗椋神社、今和田小倉山に在り、

和泉神社、舊府中村和泉寺に在り、後之を御館森に移奉る

楠本神社、今泉南郡包近村に在り、
和泉志、三才圖會、名所圖會

淡路神社、今泉南郡摩湯村にあり、
和泉志、式社細記

意賀美神社、今泉南郡瀧村意賀美谷にあり、雨降明神と云ふ、
和泉志、神闕社叢錄

龍神を祭る、延喜式、參取、土人傳説、六月十一月十三日祭を行ふ、式社、細記

波多神社、今泉南郡畑村にあり、

積川神社五座、今泉南郡積川村に在り、和泉志、神名帳、考證、三才圖會、生井福井綱長井波

比岐阿須波の神を祀る、積川社記、淳和天皇弘仁十四年七月丙辰、積川社に幣

を奉て雨を祈り、日本紀、日本紀、仁明天皇承和九年十月己巳、無位積川神に従五位

下を授け、後紀、日本紀、清和天皇貞觀六年三月己酉、從五位上上を、從四位下に

叙され、十五年四月己亥、從四位上を賜ひ、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、並に祈

年祭幣の外、銚一口を加奉る、延喜式、毎年九月十五日祭を行ふ、式社、細記

丸笠神社、今伯太村丸笠山にあり、和泉志、式社、細記

舊府神社、今信太郷尾井村にあり、和泉志、式社、細記、清和天皇貞觀元年五月壬戌、

官社に列り、八月丙申、無位舊府神に正五位下を授く、三代實錄、醍醐天皇延喜

の制、祈年祭銚一口を加奉る、延喜式、凡八月廿一日祭を行ふ、式社、細記

聖神社、今信太郷信太森にあり、信太大明神といふ、和泉志、三才圖會、神名帳、考證、蓋大年

神の子聖神を祭る、古事記、舊事本紀、清和天皇貞觀元年五月壬戌、官社に列り、八

月丙申、從五位下聖神に従四位下を授け、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、祈年祭

銚一口を加奉る、延喜式、凡毎年九月廿五日祭を行ふ、式社、細記

○日根郡十座並小

男神社二座、今男里村にあり、一座を男森明神と云ひ、一座を濱天神と云

ふ、和泉志、名所圖會、蓋神日本磐余彦尊彦五瀬命を祭る、日本書紀、古事記、大意、參取土人傳説、

神前神社、今神前村に在り、

火走神社、今大木村にあり、和泉志、三才圖會、○按此神を祭るに、男巫火上を

て、附會したる者に似たり、故取らず、

日根神社、今日根野莊日根野村にあり、大井堀大明神と云、和泉志、名所圖會、蓋日

根造の祖新羅國人億斯富使主を祭る、參取新撰姓氏錄、東大寺正倉院文書、醍醐天皇延喜

の制、祈年祭銚一口を加奉る、延喜式

加支多神社、今鶴原村にあり、和泉志、三才圖會、○按、醍醐天皇延喜の制、祈

年祭、鉞鞞各一口を加奉る、延喜式

波太神社、今石田村にあり、

國玉神社、今深日村に在り、

意賀美神社、今上之郷村布都山に在り、和泉志、三才圖會、龍神を祀る、延喜式

比賣神社、今日根神社の鳥居南にあり、下御前と云ふ、神名帳考、清和天皇名所圖會、清和天皇

貞觀元年五月壬戌、官社に列り、八月丙申、無位比賣神、延喜式、從五位上を授け

三代實錄、醍醐天皇延喜の制、祈年祭、鉞一口を加奉る、延喜式、凡八月十九日祭を行ふ、細記

○式外神

卷尾神、今和泉郡榎尾山施福寺域内に在り、和泉志、三才圖會、清和天皇貞觀六年七月己酉、正六位上卷尾神に從五位下を授け、八月甲戌、從五位上に叙さる、三代實錄

○攝津國七十五座、大廿六座、並月次新嘗、就中十五座、預相嘗、祭

小四十九座、並官幣

○住吉郡廿二座、大十座、小十二座

住吉坐神社四座、今住吉村にあり、攝津志、名所圖會、底筒男命、中筒男命、表筒男命

三柱神の和魂を祭る、之を住吉太神と云ふ、日本書紀、古事記、後に息長帶姫命を配祭て四座とす、釋日本紀、神代卷口訣、日本紀纂疏、住吉社記、○按長明文、字鑑

ら、即攝津の一宮也、一宮記、此住吉三柱神は、海表の金銀の國を胎中譽田天皇に授奉りし大神也、日本書紀、初息長帶姫命、韓國を征給はむとせし時、大神

始て御名を顯はし給ひて、今實み其國を求めまく思さは、我御魂を御船

に坐せて、大海を渡り坐へしと詔給ひき、故其神教に依て、終に新羅を平

定給ひ、即大神、荒魂を其國守り坐神と祭鎮奉り、還渡て務古水門に至り

坐時、大神吾和魂は、大津の淳中倉の長峽に坐て、往來船を看行すへしと

誨給ふ隨に始て住吉國に神社を定めて鎮坐しめ給ひき、日本書紀、古事記、古語拾遺、攝

津風土記、○按一代要記、孝謙天皇寶字二年、始て住吉社

を造ると云るは、修造の事を指に似り、附て考に備ふ、欽明天皇御世、使を遣

十九

十九

十九

十九

十九

十九

十九

して住吉神を祠らしむ、新羅を征給はむとするを以て也、釋日本紀 天武

天皇十三年、行幸して神田三十町を奉て、御酒料に充給ひ、色葉字類鈔 朱鳥元

年七月、幣を奉り、○按本書蓋天皇御病の祈り也 持統天皇六年五月、幣使を遣して、新宮

を造る由を告し、日本書紀 文武天皇慶雲元年七月、幣帛を奉り、續日本紀 稱徳天皇

天平神護元年、宮を造らしめ給ひ、色葉字類鈔 桓武天皇延暦三年六月辛丑、正

三位住吉神を勳三等に叙し、十二月丙申、從二位を賜ひ、續日本紀 八年、本社に

行幸あり、住吉行幸蓋此に始る、帝王編年記 平城天皇大同元年四月丁巳、遣唐

使の御祈に依て、從一位を授く、日本後紀 凡此後藩國に使する者、必幣帛

と奉て船舶の恙あき事を祈り白しき、參取續日本後紀、延喜式、萬葉和歌集大意 是歲攝津、丹

波、播磨、安藝、長門地二百卅九戸を神封に充奉り、新抄格勅符 嵯峨天皇弘仁三

年六月辛卯、勅して本社正殿の外、破るに從て修理るを永例とす、二十年

毎に改作る時は、甚弊あるを以て也、日本書紀 仁明天皇承和六年八月己巳、神

祇少副大中臣朝臣磯守等をして幣帛を奉り、遣唐使の事を禱らしめ、續日本書紀

本後紀 文徳天皇嘉祥三年九月乙未、寶幣を捧けて宿禰を賽し、文徳清和天皇實錄

皇貞觀元年七月、神寶を捧げ、九月庚申、幣帛を奉て雨風を祈り、八年四月、

又神財を奉らしめ、三代實錄 十三年五月、筑前封戸の調庸綿、毎年太宰貢綿使

に附て神社に輸送り、祭事の闕乏を致す事なく制給ひき、三代實錄、類聚三代格 醍

醐天皇延喜の制、並名神大社に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上官幣、及祈

雨の幣帛に預る、凡神社正殿、二十年毎に改造らしむ、其料は神税を用ふ、

凡長門封租穀は、封戸の徭夫を以て之を運はしめ、其餘功は徭分を進て

社を修るの料とす、其豐浦郡封戸徭夫は、留て御蔭社に充つる、延喜式 圓融

天皇天元五年七月、庚寅朔、音樂及走馬十四を奉り、西宮記 一條天皇正曆

五年四月戊申、中臣氏人を宣命使として、疫疾放火の變を祈り、本朝世記

紀 寬弘七年閏二月己未、明年三合厄に當ると云を以て、神寶東遊を奉り、參取日本

後一條天皇長元七年三月癸未、二十年一度遷宮に依て、神財を奉り給ひ

き、日本書紀 凡其造宮には、神祇副を使とす、西宮記 白河天皇延久五年二月甲午、

上皇及陽明門院本社に幸し、扶桑零記、一代要記、應德元年九月己酉、皇太后住吉社に

詣給ふ、關白藤原師實以下、公卿之に従ふ、扶桑零記、帝王編年記、〇扶桑零記、三年八月に繫く、鳥羽天

皇承久二年十二月戊午、遷宮に依て神寶を賚す人夫百人を召し、神寶及

神服四具、唐鞍一具、神馬一匹を奉り、中右記、高倉天皇承安四年十二月丙子、

神祇權大副卜部兼康を遣して、遷宮の神寶を奉らしむ、顯廣王記、後鳥羽天皇

文治元年二月癸酉、平氏追討の御所に、神驗あるを以て、御劔寶器を奉り、

東鑑、百鍊鈔、順德天皇建保二年十二月乙酉、神寶使を發遣せらる、百鍊鈔、後村上天

皇正平七年二月甲辰晦、住吉に幸して幣馬を奉る、時適社前の松樹故な

くして倒れ、十五年四月戊辰、神殿鳴動く、社前の楠樹又故なくして折る、

人以て凶兆とす、太平記、九月天皇住吉社に行幸し、新葉和歌集、李花集、十九年三月、又

行幸し給ひき、新葉和歌集、然れとも此後皇室漸衰へ、終に京師を回復し給ふ

事あはばす、太平記、續神皇正統記、大凡住吉大神の靈威、事に觸れて顯るゝもの往

々此の如し、參取東鑑、太平記、古今著聞集大意、凡住吉祭甚多し、二月四日、祈年祭五月廿八

日田植祭、六月晦大祓、神輿開口の旅所に幸す、住吉社記、八幡宮本記、十一月新嘗祭、

神人祭衣を着け馬に騎り、大和畝火山口神社の埴を取來て、天平瓮を造

て、神饌を供ふ、祈年祭も又同し、和州舊跡幽考、名所圖會、其神社に仕ふる者、神主、權神

主、社務あり、續日本紀、津守系圖、板屋、狛、津守、大宅、神奴、大領、高木之を神主七家とい

ふ、皆田袋見宿禰の裔也、其它神人三百餘家あり、住吉神社考、攝津志、

大依羅神社四座、今大依羅郷庭井村にあり、攝津志、攝津志、陽群談、之を住吉の攝社と

す、神名帳考證、名所圖會、蓋依網我孫の祖建豐波豆羅和氣王を主として、住吉三柱

大神を祭る、日本書紀、古事紀、姓氏錄大意、息長帶姬命蕃國を伐給ふ時、住吉神の和魂は

玉身に服て壽命を守り、荒魂は先鋒として師船を導奉らむと教給へる

あ依て、依網吾彦男垂見を神主として、拜禮らしめき、日本書紀、稱德天皇神護

元年攝津備前十八戸を神封に充奉る、新抄格、勅符、仁明天皇承和十四年七月

丁卯、神社を修造り官社に預らしめ、續日本後紀、清和天皇貞觀元年正月甲申、

從五位下勳八等大依羅神を從四位下に叙され、九月庚申、雨風の御所に

依て幣帛を奉り、陽成天皇元慶元年六月癸未、幣を捧て甘雨を祈り、三年

六月癸酉、神財を奉りき、三代實錄醍醐天皇延喜の制、並名神大社に列り、祈年月

次相嘗新嘗の官幣、及祈雨の幣帛、預り、又住吉神と同じく八十島祭に

預る、延喜式九年九月乙巳、正二位を授け、日本紀一、一條天皇正曆五年四月戊申、

中臣氏人を宣命使として幣を奉る、疫疾火災の御祈に依てなり、本朝世記、參取

日本紀、凡八月十八日祭を行ふ、庭井吾孫子二村共に之を祀る、攝陽群談、

草津大歲神社、今住吉社の南、攝津志、名蓋大

年神を祭る、古事記、醍醐天皇延喜の制、祈年祭、延喜式、蓋大

八月十一月の十六日を以て祭を行ふ、大坂府式、中臣須牟地神社、今河内

國丹北郡住道村にあり、河内志、河清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下

中臣須牟地神に從五位上を授け、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、大社に列り、月

次新嘗の幣帛に預る、凡新羅人參來て、朝廷を拜奉る時は、住道生田兩社

の神酒を飲しむ、其生田の酒は敏賣崎にして之を賜ひ、住道の酒は、難波

館にして之を賜ふ、延喜式、蓋古の制也、日本書紀、醍醐天皇延喜の制、大社に列り

祈年月次新嘗の案上幣帛に預る、延喜式、凡六月廿一日、八月十九日祭を行

ふ、式社細記

神須牟地神社、今寺岡寺に在り、三宮と云ふ、攝津志、醍醐天皇延喜の制、祈年

祭、延喜式、蓋古の制也、日本書紀、醍醐天皇延喜の制、大社に列り

辨原神社、今西喜連村にあり、天神と云、攝津志、名蓋大

須牟地、曾禰神社、今河内國八上郡南花田藏前邑にあり、河内志、河内國圖、

花田の東北に住道村あり、西南に長曾根村あり、是に據る、河内志、河内國圖、南

に、古の須牟地曾根の地、此邊なる事著し、附て考に備ふ、

止杼侶支比賣命神社、今澤口村東轟池の旁にあり、若宮と云ふ、攝津志

赤留比賣命神社、今平野郷平野町にあり、三十步社と云ふ、之を住吉の攝

社とす、攝津志、和爾雅、攝蓋新羅國天日矛の妻赤留比賣神を祭る、古事記

凡毎年三月廿六日祭を行ふ、式社考證

天水分豐浦命神社、今安立町にあり、攝津志、式社考證

努能太比賣命神社、今杉本村野々太池側にあり、攝津志、式社考證、○按式社考證云、奴能太と唱ふる處に、凡十五坪餘の家ありて、古來より神社ありしか、今本村氏神の境内に移り、努能太神社の古址なる事明らか也、附て考に備ふ、

大海神社二座、今住吉神社の西北玉出島の上にあり、之を住吉攝社とす、攝津志、名

蓋海神豐玉彥命豐玉姬命を祀る、參取日本紀、大海社記、住吉社記、○按住吉社記云、本社一棟三座あり、鹽土老翁豐玉姬命彦火々出見尊を祀る、一説に、豐玉彥命一座を祭る、附て考に備ふ、

田袋見宿禰の裔津守氏、世々本社の社司たり、神名帳考證、住吉神社考、仍て本社の舊名を津守氏人神と云ふ、醍醐

天皇延喜の制、住吉神と同じく八十島祭に預る、延喜式、村上天皇天曆二年

七月壬子、祭使を住吉海神に遣し給ふ、即是也、日本紀、凡六月晦、祭を行ふ、式社

考證

多米神社、今寺岡村にあり、苗見社といふ、攝津志、式社考證、蓋多米連祖神を祭る、

新撰姓氏錄、○按式社考證云、神殿内に三座あり、中は多米連の祖、左右は稚魂神保食神也と云る、亦證とすへし、

船玉神社、今北花田宮邑に在り、攝津志、名蓋住吉大神の靈を祀る、古事記、

延喜式、

萬葉集、已上二社、共に住吉の攝社とす、攝津志、名

生根神社、今大海社の北一許町にあり、奥天神社と云ふ、又住吉の攝社也、

名所醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上幣帛に預る、延喜式

凡其祭八月九日を用ふ、式社考證

○東生郡四座

難波坐生國魂神社、○按本書、咲國の字なし、今釋日本紀、延喜式諸本に據て、之を補ふ、又難波大社と云、

延喜式舊玉造生玉莊府城の地にありしを、後今の高津の南天王寺の邊に

遷奉る、和爾雅、攝陽生國魂神咲國魂神を祀る、是は島の八十島墜る事を

く皇孫命に寄奉る皇神也、延喜式平城天皇大同元年、攝津二戸を神封に充

奉り、新抄格清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下勳八等難波生國魂神

に從四位下を授け、九月庚申、雨風の御祈に依て使を遣し幣を奉り、三代實錄

醍醐天皇延喜の制、並名神大社に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上官幣及

祈雨の幣帛に預り、又八十島祭に預る、延喜式毎年六月廿八日、九月九日祭

を行ふ、攝陽群談、名所圖會、

比賣許曾神社、○按新抄格勅符、比賣神社に作る、又下照比賣社と云、延喜式、今西成郡西高津

村に在り、攝津志、和爾雅、攝陽群談、○按一説、東成郡味原郷小橋村にあり、天正以來、小祠なりしか、天明八年始めて舊址を明にする事を得たり、附考に

古宇豆明神即是也、神名帳、考證、新羅國王の子天日矛か嫡妻阿加流比

賣神を祭る、昔天之日矛一女の日耀に感け妊みて、生ける赤玉を得て床

邊に置りしかば、即美麗嬢子に化ぬ、仍婚して嫡妻と爲たりき、爾其嬢子

常に種々の珍味を設て、懇切に其夫を敬ひき、故日矛心奢りて、妻を詈は、

其嬢子大凡、吾は汝が妻と爲へき女に非ず、吾祖の國に行と云て、竊に小

船に乗て遁度來て、難波にも留りける、此は比賣基督社に坐阿加留比

賣と申す神也、古事記、○按日本書紀、又其事を奪て、崇神天皇の御世、都怒我阿

羅斯等の事とし、本書及攝津風土記には、應神天皇御世の事とす、未是非を知らず、始附て考に備ふ、平城天皇大同元年、攝津地一戸を以て神封に充奉り、

新抄格、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下勳八等下照比賣神に從四

位下を授け、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次相嘗新嘗

の案上幣帛に預る、延喜式、

阿遲速雄神社、今放出村にあり、八劍社と云、攝津志、浪速上古圖説、

○西成郡一座 大

坐摩神社、舊八軒屋濱南石町に在し、淡路町に移し、今又之を大坂南渡

邊町に遷奉る、攝津志、國華万葉記、攝陽群談、名所圖會、住吉の末社也、百鍊鈔、蓋生井神福井神綱

長井神波比岐神阿須波神を合祭る、參酌延喜式大意、平城天皇大同元年、攝津地

二戸を神封に寄し奉り、新抄格、勅符、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下勳

八等坐摩神從四位下を授け、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月

次新嘗の案上幣帛に預る、延喜式、每年六月九月廿二日、十一月十五日祭を

行ふ、六月之を夏祓神事といふ、此日神饗石町の舊址に幸す、攝陽群談、名所圖會、

○島上郡三座 並小

阿久刀神社、今芥川村にあり、攝津志、攝陽群談、

野見神社、今濃味郷上田邊村に在り、天神といふ、攝津志、名所圖會、蓋土師連の祖

野見宿禰を祭る、參取新撰姓氏錄、類聚國史、凡四月九月五日祭を行ふ、式社考證

神服神社、今服部村にあり、攝津志、攝陽群談、神名帳考證、蓋服部連の祖神を祀る、新撰姓氏錄

凡四月祭を行ふ、式社取調帳

○島下郡十七座 大五座 小十二座

新屋坐天照御魂神社三座、今新屋郷福井村新屋神森あり、攝津志、名所圖會、大坂府

式內神天照御魂神は、蓋天照國照彥天火明命を祭り、攝津志、新撰姓氏錄、其事本紀、延喜式、其

二座は伴馬立天照神伴酒着神を祭る、續日本後紀、三代實錄、平城天皇大同元年、新

屋神に神封一戸を充奉り、新抄格、勅符仁明天皇嘉祥二年十二月甲午、伴馬立

天照神、伴酒着神に從五位下を授け、續日本後紀清和天皇貞觀元年正月甲申、

勳八等新屋天照御魂神に從四位下を賜ひ、五月辛未、伴馬立天照神、○按本書

印本、伴馬立三字を新屋坐に作る、今大永本尾張家本に據る、伴酒着神、並に正五位下に叙され、五月庚申、

奉幣使を遣して雨風を祈り、三代實錄醍醐天皇延喜の制、三座並名神大社に、

列り、祈年月次新嘗の案上官幣、及祈雨の幣帛に預り、天照御魂神は殊に、

相嘗祭に預る、延喜式一條天皇正曆五年四月戊午、疫癘火災の御祈に依て、

中臣氏人をして幣帛を奉らしむ、本朝世記、參取日本紀畧、凡毎年九月十一日祭を行

ふ、式內社考證

天石門別神社、今茨木村に在り、攝津志、名所圖會、蓋太玉命の兒天石戸別神亦名

櫛磐窓神を祭る、古事記、古語拾遺、○按延喜式、山城葛野郡天津石門稚姫神社、伴氏神社、大酒神社を並舉たるを、此の新屋神三座の內伴酒

若神あり、次に此神社を載たるは、極めて由縁ある事なるへし、姑附て考に備ふ、凡毎年九月十日、祭を行ふ、式社取調帳、式

須久久神社二座、今宿久莊鳥羽邑須久山に在り、攝津志、攝陽群談、名所圖會、式社考證、春日

神を祭る、右大臣大中臣朝臣清麻呂仕を罷て壽久郷に居りし時、壽久山

に遷して、氏人等と共に壽久山神社と崇奉る、即是也、神宮雜例集、色葉字類鈔、○按雜例集、天

平十二年四月五日、此神を遷祭ると云り、然れども清麻呂致仕延曆初年、天

事ある歟、今得て考ふ、凡九月九日祭を行ふ、式內考證

阿爲神社、今安威村に在り、苗森明神といふ、攝津志、攝陽群談、蓋中臣藍連の祖雷

大臣命を祀る、參酌新撰姓氏錄、談叢錄起大意 凡四月八日、九月午日祭を行ふ、式社考證

井於神社、今宇野邊村に在り、三所明神と云、攝津志、攝陽群談、

走落神社、已上四社、醍醐天皇延喜の制、祈年祭並欽鞞を加奉る、延喜式

佐和良義神社、今澤良宜村に在り、攝津志、神名帳考證、

幣久良神社、今耳原村幣森に在り、御手座宮と云、攝津志、攝陽群談、 醍醐天皇延喜

の制、祈年祭欽鞞を加奉る、延喜式

牟禮神社、今中村に在り、牟禮村と共に之を祭る、攝津志、名所圖會、

三島嶋神社、今島上郡三島江村に在り、攝津志、攝陽群談、 盖大山積神を祭る、參取伊豫

風土記、諸神記、 初仁徳天皇の御世、此神百濟國より渡來坐て、津國の三島お坐き、

即此也、伊豫風土記 光孝天皇元慶八年十二月丁未、正六位上三島神に従五位

下を授く、三代實錄 凡毎年九月二十日、神幸の祭あり、式社考證

伊射奈岐神社二座、今佐井寺小川二村にあり、盖佐井寺は、伊弉諾尊小

川は伊弉册尊を祭る、參酌日本書紀、延喜式大意、 清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位

下伊射奈岐神に従五位上を授け、三代實錄 醍醐天皇延喜の制、並大社に列り、

祈年月次新嘗の案上官幣に預る、延喜式 凡其祭六月十五日を用ふ、式社考證

溝咋神社、今溝杭莊馬場村に在り、攝津志、神名帳考證、 〇按攝津國圖、此地島

盖長我孫同祖三島溝楸耳命を祭る、參酌日本書紀、舊事本紀、 昔事代主神

此の女玉櫛媛に娶て五十鈴媛命を生坐き、日本書紀、 〇按古事記、大物主神

今姑本、書 凡四月九日、九月十日祭を行ふ、式社考證

太田神社、今太田村太田山に在り、攝津志、攝陽群談、神名帳考證、 盖大物主命四世孫太田

田根子命を祭る、參取古事記、延喜式 已上二社、醍醐天皇延喜の制、祈年祭欽鞞各一

口を加奉りき、延喜式 凡四月十日、十一月六日祭を行ふ、式社考證

○豊島郡五座 大二座 小三座

爲那都比古神社二座、今白島村にあり、一を大宮神社と云、和泉志、式社考證、 爲那

都比古神を祭る、延喜式 一を大婦天王と云、式社考證 爲那都比賣神を祭る、本社傳説

凡其祭並に六月九月十四五日を以て之を行ふ、式社考證

細川神社、今上吉田村慈恩寺山に在り、細川谷六村みな其祭に預る、攝津志、名所圖會、蓋大水神の子細川水神を祭る、延曆儀式、帳、延喜式、凡六月十三日、九月廿一日祭を行ふ、式社、考證、

垂水神社、今垂水村に在り、攝津志、攝陽群、談、名所圖會、蓋垂水公の祖豐城入彦命を祭

る、孝徳天皇御世、天下旱魃して水絶し時、阿利真公垂水岡基の水を宮内に通つる功あるを以て、姓を賜て垂水神社を掌らしむ、即是也、新撰姓氏錄、

仁明天皇承和八年九月乙巳、勅八等垂水神に従五位上を授け、續日本後紀、○、按本書、上を下に作るは誤れり、三代實錄に據て之を訂す、清和天皇貞觀元年正月甲申、從四位下に叙さ

れ、九月庚申、雨風の御祈に依て幣を奉り、陽成天皇元慶元年六月癸未、幣を奉て甘雨を祈り給ひ、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次

新嘗の案上官幣及祈雨の幣帛に預る、延喜式、一條天皇正曆五年四月戊申、中臣氏人を宣命使として、疫疾災火の變を祈らしむ、本朝世紀、參取日本紀、

阿比太神社、今櫻村にあり、攝津志、式社、考證、仁明天皇嘉祥三年正月辛丑、從五位

下を授け、續日本後紀、醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次新嘗の案上幣帛に預る、延喜式、凡其祭六月九月廿三日を用ふ、式社、考證、

○河邊郡七座並小

伊佐具神社、今上坂部村にあり、攝津志、名所圖會、醍醐天皇延喜の制、祈年祭鉞鞞各一口を加奉る、延喜式、

高賣布神社、今高平谷坂井村にあり、惣社といふ、攝津志、名所圖會、○、按舊事

布命若湯坐連等祖、新撰姓氏錄に、若湯坐宿禰伊香色雄命之後也、とみえ、三代實錄、貞觀五年八月戊辰の條に、攝津國河邊郡人若湯坐連宮足等本居を改る事あり、又本郡に此神及賣布神社とあるは、思ふに大伴布命を其氏人の祭れる社にはあらじ歟、附て考に備ふ、

鴨神社、今加茂村に在り、攝津志、神名帳、考證、

伊居太神社、舊址小坂村にあり、今豊島郡池田村に移奉る、攝津志、名所圖會、

多太神社、今多田庄平野村に在り、仍て平野明神と云ふ、攝津志、攝陽群談、

小戸神社、今小戸莊小戸村にあり、攝津志、神名帳、考證、

賣布神社、今米谷村にあり、攝津志、神名帳、考證、

○武庫郡四座 大二座 小二座

廣田神社、今廣田莊廣田村にあり、攝津志和爾 雅神社啓蒙、西宮と云ふ、諸神記廿二社注式、天照

大神の荒魂撞賢木嚴之御魂天疎向津比賣命を祭る、神功皇后の祭り始め給ふ所也、○按帝王編年記、諸神記等諸書に、神功皇后を祭ると云もの誤れり、故に取らす、初皇后新羅を平順て

還坐時、天照大神我荒魂は皇居に近き奉るべからず、御心廣田國に居坐べしと誨給へると以て、山背根子か女葉山媛をして齋奉らしめ給ひき、

即是也、日本書紀、平城天皇大同元年、攝津地四十一戸を以て、神封に充奉り、新抄

格勅、文德天皇嘉祥三年十月辛亥、從五位下を授け、文德實錄、其後從三位勳八

等を賜ひ、清和天皇貞觀元年正月甲申、正三位に叙され、九月庚申、雨風の御祈に幣使を遣し給ひ、十年閏十二月巳亥、使を遣し幣を奉て、從一位を

授け、○按本書十二月乙亥、特に從一位を加ふとありて、又此事あり、陽成天皇

元慶元年六月癸未、幣を奉て甘雨を祈らしめ、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、名

神大社に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上官幣、及祈雨の幣帛に預る、延喜式

村上天皇應和三年七月乙丑、祈雨の奉幣使を遣し給ひき、日本紀略、後鳥羽天

皇元曆元年四月丙戌、源賴朝淡路國廣田莊を寄して、平氏を伐事を祈る、

東鑑、後世に及て、本社に八幡、住吉、南宮、八祖神を合せて、之を廣田五所と云

ふ、仲資王記、諸神記、土御門天皇元久元年十一月乙亥、是よりさき、神殿破損、雨露

洩るを以て、造替を請ふに、朝廷の議甚怠る、此に至て神祇伯仲資王私に

神殿を修め、神御裝束を奉て、五所の遷宮を行奉りき、仲資王記、後堀河天皇嘉

祿元年十月甲寅、神社火あるを以て、五所神體みな災に罹れり、明月記、帝王編年記、

皇帝記鈔、百鍊鈔、ト部兼文勘文、其神社の衰ふる此の如しと雖も、神威を耀し坐て皇朝

を護奉るの功烈、尤も著明しと云、後崇光院御記

名次神社、○按新抄格勅符、奈須岐に作る、今廣田社の西名次丘に在り、之を廣田社の攝

社とす、攝津志、開田耕築、平城天皇大同元年、攝津二戸を寄奉り、新抄格勅符、清和天皇

貞觀元年正月甲申、從五位名次神に正五位下を授け、九月庚申、風雨の御

祈に依て、使を遣し幣を奉り、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、大社に列り、月次新

嘗及祈雨の幣帛に預る、延喜式○按本書本社の下に鉞鞞の二字あり、伊和志豆神社の下に大月次新香とあり、祈雨八十五座並大社なるを以て、之を考ふるに本社と次の伊和志豆社と互に誤りて、本社の下にあるへきを次に記し、次にあるへきを本社と處に混れて載たる事を訂すといふ、

伊和志豆神社、今廣田村の隣村中村にあり、飯田武之之を廣田社の攝社とす、啓蒙清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下伊和志豆神に從五位上を授け、三代實錄醍醐天皇延喜の制、祈年祭鉞鞞を加奉る、延喜式

岡太神社、○按本書一本今廣田村の岡田山にあり、飯田武夫口語

○菟原郡三座並小

河内國魂神社、今五毛村御影森に在り、攝津志、神名帳考證、蓋凡河内國造の祖天津

彦根命の子明立天御影命を祀る、參酌古事記、舊事本紀、新撰姓氏錄、續日本紀、續日本後紀、朝野群載等大意

大國主西神社、又夷宮と云ひ、戎三郎宮と云、即廣田の末社也、仲資今武庫

郡西宮村に在り、廣田社の西なるを以て、又之を西宮と云、攝津志、神名帳考、神社啓蒙

醍醐天皇延喜の制、祈年祭鉞鞞を加奉りき、延喜式後鳥羽天皇建久五年七

月甲戌、夷宮屢鳴動の怪あるを以て、幣を廣田社に奉り、土御門天皇元久

元年八月甲辰、神社を改造て、遷宮を行ふ、仲資王記 毎年正月十日齋居祭を修

む、凡齋敬て響音を停る事尤嚴也、攝津志奥、夷宮舊村西濱南に在り、故に南

宮と云ひ、沖荒夷と云、今本社域内に在り、攝津志、神啓蒙合せて戎三郎兩社と

云、仲資王記、忠富王記、大憲、

保久良神社、今北畑村にあり、尼崎藩醍醐天皇延喜の制、祈年祭鉞鞞各一

口を加奉る、延喜式

○八部郡三座大二座 小一座

生田神社、今生田川の西生田宮村に在り、生田大明神と云ふ、攝津志、攝津

本記、神名帳考證 稚日女尊を祀る、上古稚日女尊齋服殿に坐て、神御衣を織給ふ

時に、素盞鳴尊斑駒を逆刺にして其殿内に投入しかば、稚日女尊乃驚給

ひ、機より墮て持たる梭以て御體を傷き給ひき、○按舊事本紀に、此神を

せり、他書考る所なし、然れど日本書紀の例、尊字を用ひしは、至貴の神等に限りたれば、此神も甚尊き神にてハ坐す也、又按古事記、鳥鳴海神の妻若盞女神

神

氏

志

斗

卷之十

廿九

内藤氏印刷

あれど、此神とは同名異神也、姑附て考に備ふ、此神神功皇后韓國を順服て還幸坐時に、務古水門にして、吾は活田長峽國に居べしと誨給へる隨、海上五十狹茅を以て祭らしめき、此即今生田神社也、日本書紀、延喜式、平城天皇大同元年、攝津四十四戸を以て神封に充奉り、新撰格、勅符清和天皇貞觀元年正月甲申、正五位上勳八等生田神に従四位下を授け、九月庚申、雨風の御祈に依て、幣使を奉り、十年十二月乙亥、從三位を賜ひ、閏十二月巳亥、使を遣し、幣を奉て、地震の災を禱告せしめ、又從一位を授け、陽成天皇元慶元年六月癸未、幣を奉て、甘雨を祈り、三代實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上官幣、及祈雨の幣帛に預る、延喜式村上天皇應和三年七月乙丑、祈雨幣帛使を遣し、日本紀畧一條天皇正曆五年四月戊申、疫癘火災の變に依て、中臣氏人をして幣帛を奉らしめき、本朝世記、參、取日本紀畧凡毎年八月十九日、二十日、祭を行ふ、明細帳

長田神社、令兵庫の西一里長田村に在り、攝津志、八幡宮本記、神名帳考證、大己貴神の子

事代主命を祀る、神功皇后韓國を平け訖て難波に還坐時、此神吾を御心、長田國に祭れと誨給ひしに依て、即葉山媛の妹長媛をして齋奉らしめ給ひき、日本書紀平城天皇大同元年、攝津地四十一戸を充奉、新抄格、勅符清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位上勳八等長田神に従四位下を賜ひ、九月庚申、雨風の御祈に依て、幣を奉り、九年九月丁未、祈年穀の賽に使を遣し、幣を奉り、陽成天皇元慶元年六月癸未、幣を奉て、甘雨を祈り、三代實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上官幣、及祈雨の幣帛に預る、延喜式村上天皇應和三年七月乙丑、祈雨奉幣使を遣し、日本紀畧一條天皇正曆五年四月戊申、中臣氏人を宣命使として、疫癘等の變を祈らしめき、本朝世記、參、取日本紀畧、明細帳凡八月十八日祭を行ふ、明細帳

汝賣神社、今菟原郡岩屋村に在り、攝津志美奴賣神を祀る、蓋素蓋鳴尊也、攝津風土記、本初此神は能勢郡美努賣山に在せり、神功皇后韓國を言向坐むとして、諸神を川邊郡神前松原に集祭り給ふ時、美努賣神誨曰けらく、吾住

所の山に在なる杉木を伐て、吾爲に船を造り、其船に乗て行幸ば幸福坐
まさむと詔ひき、皇后即神教に隨て船を造らしめ給ふに、其神船牛の吼
るが如鳴響て、彼國に至りき、而して遂に新羅を征伐て還坐時、神船自ら
此處に來着て、得動さりしかば、之を卜問しむるに、神の御心也と白しき、
故此神をこの浦に祝祭りて、船をも神に献りき、攝津風土記 後世新羅の使來
る毎に、敏馬崎にして、住吉の神酒を飲ましむるは、蓋又此故也、延喜式、攝
津風土記
大凡其祭八月十三日を用ふ、明細帳

○有馬郡三座 大一座
小二座

有馬神社、今中村屬邑西尾にあり、山王と云、攝津志

公智神社、今山口村の上方功地山に在り、攝津志 蓋木神久々智神を祭る、此

神亦名屋船久々遲神といふ、古事記、延喜式 伊弉諾尊の子也、古事記 醍醐天皇延喜

の制、祈年祭、鉄鞞各一口を加奉る、延喜式

湯泉神社、今湯山町に在り、攝津志、有馬温泉記 温泉三和社と云、蓋大已貴命を祭る、

千載和歌集、色葉字類、○按山家要畧記に、攝津温泉神は、大和三輪神の妃也、
字類鈔云、崇神天皇七年、始て神戶を定置れし事、天慶八年交替帳に見ゆと云
り、然れども他書未だ考る所なし、姑附て考に備ふ、 醍醐天皇延喜の制、大社あり、祈年月次新嘗の

案上官幣に預る、延喜式 凡六月三日祭を行ふ、明細帳

○能勢郡三座 並小

岐尼神社、今枳根莊西村に在り、杵宮と云、攝津志、攝陽群談、
神名帳考證

久佐佐神社、今宿野村にあり、宿野明神といふ、攝津志、攝陽群談、
神名帳考證、檢錄

野間神社、今東郷地黃村にあり、野間村と共に之を祀る、攝津志、攝
陽群談 凡毎年

十二月、紙を以て衣服を作り、之を奉る、名て召替祭と云、大坂府式
社考證

○式外諸神

田邊東神、今住吉郡平野の中邑に在り、

田邊西神、今住吉郡南田邊村に在り、並る南北田邊村の氏神とす、攝津志、
神名帳

檢 清和天皇貞觀四年十一月乙亥、二神並正六位上より從五位下を授く、

三代
實錄

住吉垂水神二座延喜式大炊天皇天平寶字三年十二月辛酉攝津二戸を寄

し、稱徳天皇天平神護元年九月丙申備中二十戸を充奉り、新抄格勅符醍醐天

皇延喜の制八十島の祭に預る、延喜式

高林神、清和天皇貞觀十八年七月庚寅正六位上高林神に従五位下を授く、

長柄神、○按西成郡南北長柄村、疑くは此地なり、光孝天皇仁和元年十月己未正六位上長柄神

に従五位下を授く、三代實錄

三宅門神、荒荒神、○按島上郡三宅村あり、住吉郡住吉安立町に松原あり、疑らくは此地ならむ、附て考に備ふ、醍醐天皇

延喜三年五月己未二神並み従五位下を授く、日本紀畧

苾竝神、醍醐天皇延喜十六年正月癸未従五位下を授く、扶桑畧記裏書

神祇志料卷之十終

明治十八年四月二日 版權免許

同 十九年八月 出版

定價金壹圓拾錢

著述者

茨城縣士族

栗田 寛

東京府駿河臺袋町寄留

出版人

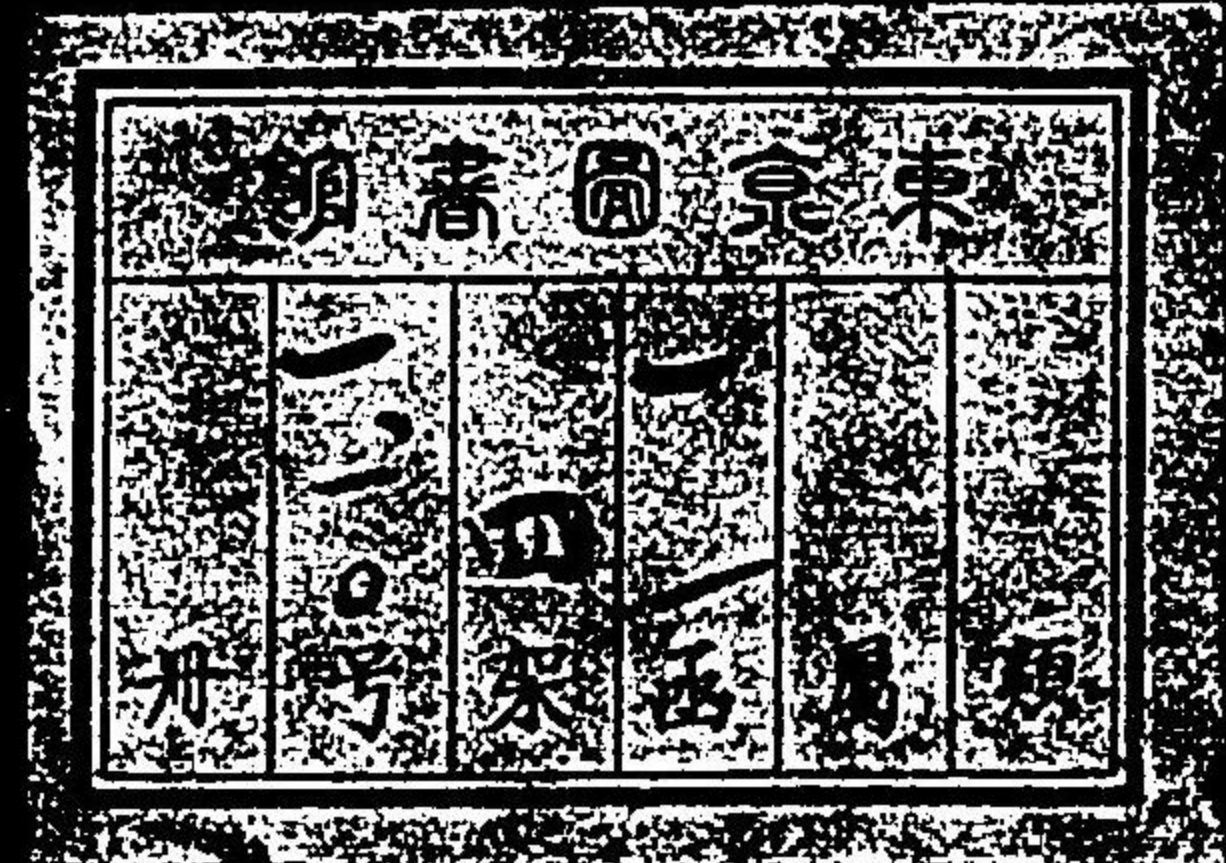
山梨縣平民

内藤傳右衛門

西山梨郡常盤町四番地

神祇志科

栗田亮著述





常陸 栗田 寛 編輯

○伊賀國二十五座、大一座、小八座、
大五十一座、就中十九座預、月次新嘗等祭、小六百八十座、

○阿拜郡九座、大一座、小八座、

陽夫多神社、今河合庄馬場村に在り、藪田社と云、伊水温故、式社考、

宇都可神社、清和天皇貞觀十五年九月己丑、正六位上宇豆賀之神に従五位下を授く、三代實錄、

波太伎神社、今府中村にあり、三宮といふ、伊水温故、式社考、

須智荒木神社、今荒木村に在り、白鬚明神といふ、伊水温故、式社考、武内宿禰及其子葛城襲津彥命を祭る、古今著聞集、土人傳説、凡毎年三月九月二十日祭を行

ふ、明細帳

神祇志料卷之末

敢國神イハツカミ社今一宮村南宮山にあり伊水溫故式社考之を伊賀一宮とす一宮蓋阿閉

臣の祖大彥命の男彥背立大稻越命を祭る參酌日本書紀姓清和天皇貞

觀六年十月戊辰正六位上安倍神に從五位下を授け九年十月庚午敢國

津神に從五位上を賜ひ十五年九月己丑敢國津大社神を正五位下に叙

され三代實錄○按安倍神敢國津大社神は異神の如くなれど並同神なる事

叙位の次第に依て明也十五年に至て大社神と云ふに據バ其大社たり

姑附て考に備ふ醍醐天皇延喜の制大社に預る延喜凡其祭十二月初卯

日を用ふ明細帳

佐佐神社舊藤岡に在しを從音羽邑に移さる即今地也佐々木明神と云

ふ伊水溫故神蓋阿倍朝臣同祖佐々貴君の祖神を祭る參酌新撰姓氏文德

天皇嘉祥三年六月庚戌佐々神に從五位下を授け文德清和天皇貞觀十

五年九月己丑從五位上に叙さる三代實錄凡十一月二午日祭を行ふ明細穴石

神社○按本書旁注云清和天皇貞觀元年正月甲申從五位下を授く三代實錄

真木山神社今真木山村に在り真木山明神と云伊水溫故式社考

小宮神社今服部村にあり小宮明神と云又服部氏祖神といふ伊水溫故式社考

伊賀國

○山田郡三座小並

鳥坂神社後村上天皇正平元年六月丁巳神祇官御體御卜を奏して云社

司神事を穢すを以て鳥坂神の祟あり仍て使を遣し社司に中祓を科す

即此神也宮主秘事口伝

阿波神社昔粟郷河南里に在りしを今下阿波村に移祭る伊水溫故式社

名帳考証清和天皇貞觀三年四月甲寅正六位上阿波神に從五位下を授け十

五年九月己丑從五位上に進め給ふ三代實錄凡九月九日祭を行ふ明細帳

蘆神社今上阿波村にあり津藩調書

○伊賀郡十一座小並

木根神社今阿拜郡長田莊木根村にあり須地明神と云伊水溫故伊賀國

田守神社今田守村に在り田守大明神といふ式社考

比地神社、阿拜郡長田莊百田村比自山瑛王寺にあり神明と云、今廢たり
伊水温故神名帳考証土代

大村神社、今阿保驛東に在り、大森社と云、伊水温故神名帳考証土代 清和天皇貞
觀五年三月戊寅、正六位上大村神に従五位下を授く、三代實錄 凡十一月朔祭
を行ふ、明細帳

比比岐神社、今大内上庄邑に在り、伊水温故神名帳考証式社考

比自岐神社、今比自岐森邑に在り、大森明神と云、神名帳土代式社考津藩調書 蓋伊賀比

自岐和氣氏の祖神を祭る、參酌令集凡九月二十六日祭を行ふ、明細帳

伊那古神社、今依那具邑小泉靈社の相殿に在り、江大明神と云、伊水温故神名帳考証式社考

猪田神社、今山田郡上郡村にあり、伊水温故神名帳土代津藩調書

乎美禰神社、今乎美禰村にあり、

高瀬神社、今比土の高瀬村にあり、高瀬明神と云、

坂戸神社、今坂戸村に在り、伊水温故神名帳考証式社考

○名張郡二座小並

名居神社、

宇流富志彌神社、今築瀬の平尾村にあり、宇奈根神と云、伊賀國圖書 清和天

皇貞觀三年、正六位上宇流富志彌神に従五位下を授け、十五年從五位上

に進む、三代實錄

○式外諸神

津神、文德天皇嘉祥三年六月庚戌、津社に従五位下を授く、文德實錄

高藏神、今阿拜郡西村にあり、伊水温故

高松神、○按伊水温故、此神を以て陽夫多神とす、陽夫多神馬場村に在て、高松

祇園と云を以て也、其祭神大己貴命少彦名命二座にて、社僧を高松山

吉藏院と云に據時は、高松神即陽夫多神の如くなれど、此二座は

陽夫多神、一座は高松神ならんも、知かた、姑附て後考を俟つ、
宇奈根神、○按神名帳印本、宇流富志彌神の宇流を宇奈と訓さしたるを以
も開ゆれど、いづれも未だ、 清和天皇貞觀三年四月甲寅、正六位上高藏神
其確證を得ず、故今取らず、

高松神字奈根神、並從五位下を授け、十五年九月己丑、宇奈根神を從五位上に叙さる三代實錄

應感神、今阿拜郡法花村にあり三重縣神社、清和天皇貞觀五年三月戊寅、正六位上應感神に從五位下を賜ひ、十五年九月己丑、從五位上を授く三代實錄、每年十月廿五日祭を行ふ三重縣神社

伊賀津彦神、清和天皇貞觀六年十月戊辰、正六位上伊賀津彦神に從五位下を授く、

鹿高神、清和天皇貞觀十五年九月己丑、鹿高神に從五位下を加ふ三代實錄

○伊勢國二百五十三座、大十八座就中十四座預月次新嘗等祭、小二百卅五座、

○度會郡五十八座大十四座小四十四座

大神宮三座、今宇治郷五十鈴河上に在り、古之を渡遇宮と云ふ日本書紀、天照坐皇大御神を齋祭る、靈御形八咫鏡に坐せり日本書紀古事記、皇大神之を日神と申し、又天照大神亦名大日靈貴、又天照大日靈尊とも

申奉る日本書紀、即天日嗣知看皇孫命の大御祖神に坐て、四方國を看はるか

し坐し、天下の福祥禍災を知りて、百姓を恵み給ふ、甚も尊く畏き大神に坐り參取日本書紀古語拾遺、延喜式、小右記、大意、故五穀の種を獲ては、水田物陸田物を殖る法

を定め、養蠶織服の道を教給ひ日本書紀、朝廷の大御爲には、狹國を廣て、峻國を平げく、遠國を八十綱掛て引寄る如く、順服はしむるを以て、大神の神慮とは爲給ひける延喜式、故日本武尊神宮を拜奉りて、蝦夷を伐給ふに、賊

類忽に順ひ奉り、息長帶姫命神教に依て、韓人を御馬飼奴と仕奉らしめ給ひき日本書紀、古事記、大凡外蕃の貢物を必ず神宮に奉る事は、蓋又此故也日本書紀類聚、史、日本紀、畧、上古天照大神天石屋に隠り給ふ時に、八百万神等神集々て、

思金神に思はしめて、常世長鳴鳥を聚鳴しめ、石凝姥神に日像の鏡を造らしめ日像鏡據古語拾遺、天鈿女神に歌舞て、咲樂はしめ、其鏡を賢木に取繫け、天

太玉命天兒屋命、廣厚稱辭もて、神祝はさかしめて招出し奉り、即新宮

に遷り坐しめき日本書紀及一書、古事記、古語拾遺、日像の鏡は、即八咫鏡也日本書紀、古語拾遺、皇孫

瓊々杵尊筑紫に天降坐しより後、御世御世大神の大詔の隨に、寶鏡を同殿に齋奉り給ひ、崇神天皇に至て、深く神威を畏奉り、寶鏡を豐鍬入媛命に託て、倭笠縫邑に齋祭らしめ、垂仁天皇の御世、倭姫命に託奉て、大神を鎮め坐へき處を求て、菟田篠幡に至り、伊賀國に入り、伊賀國據延曆儀式帳 更に還りて近江に入り、東方美濃國より伊勢國に到給ふ時に、昔皇孫命の啓行して、伊勢狹長田五十鈴川上に到坐る、媛田彦命の裔、宇治土公の祖大田命參來て、佐古久志留伊鈴の川上に好大官處ありと申す、日本書紀神裔儀式帳倭姫世 即見うなはして宮處を定賜ふ時に、大神是神風の伊勢國は、常世浪重浪寄る國、傍國の可憐國也、是國に居むと教し給へる隨に、齋宮を興奉りき、是即今の太玉命也、日本書紀延曆儀式帳 亦時伊鈴の御川の漑水道田は、苗草敷すて作り食へ、亦我朝御膳夕御膳の稻の御田作る家田の堰水ひく田には田蛭は穢き故に、我田には住せざと、大御言垂たまひ、又種々の言忌定め給ひき、延曆儀 相殿神二座、左方に坐を天兒屋命と申す、靈御

形弓に坐す、右方に坐を天太玉命と申す、靈御形劍に坐す、日本書紀、參取倭姫世紀○按相殿神、古事記には其一座を思金神とし、儀式帳には左を天手力男神、右を万幡豐秋津姫命とす、されど手力男神は佐那縣に坐とみ、神名帳に佐那神社もあれは、相殿に坐へき由なく、又秋津姫命は姫神に坐して其御靈形の劍に坐す事も疑はれ、故にとらず、日本書紀に天祖皇孫命に齋鏡を授けて、同殿其床の詔を下し給ひ、次に天兒屋命天太玉命に教して殿内に侍ひてよく防ぎ護り奉れと詔ひし事見、鎮座本紀、弘安九年大神宮參詣記等にも、二座を相殿神とする事同じ、故に日本紀倭姫世紀の説に従へり、又按に鎮座本紀に、相殿二座、昔は天兒屋命太玉命なるを雄略天皇御世大神の神誨に依て、止由氣宮相殿皇孫今に陪奉らしめき、故其時より天手力男神万幡豐秋津姫命を本宮に祭られし也とあれど、古書に徴なければ、概く信かたし、故今姑附て後考ふに備 初大宮を定給ふ時、八尋機殿を建て、本神の神衣を織奉り、儀式帳 儀式帳 又有爾鳥墓村に神痔を造り、雜々の神政を行仕奉らしめ、孝徳天皇御世、神痔を改て御厨とし、神郡を割て度會山田原と竹村に屯倉を置、天智天皇甲子年、多氣郡を割て飯野高宮村の屯倉を立給ひき、延曆儀式帳 神名秘書 凡神界の四主、東は石井朝熊尾垂峯等を山界とし、北は比奈多島、志婆崎、阿婆良岐島、都久毛島、小島等を海界とし、南は志摩の鷯椋嵩、錦山坂を界とし、西は飯高下樋小河を神の遠塚とし、飯野郡磯部河を神の近界とす、

延暦儀 天武天皇朱鳥元年四月丙申多紀皇女山背姬王、石川夫人を太神
宮に遣し給ひ、日本書紀持統天皇六年五月庚寅、使を遣し幣を奉る、藤原宮を
造るに依て也、日本書紀文武天皇大寶二年三月丁未、使を遣して、秦忌寸廣庭
か厭れる江谷樹八尋梓根を奉り、日本書紀七月癸酉、詔して云、神宮の封物は、
神御の物なるを以て宜しく、濫穢を致す事勿れと制給ひ、日本書紀類八
月癸亥、勅して神戸の調を太神宮服料に充しめ、慶雲元年十一月癸己、忌
部宿禰子首をして、幣帛鳳凰窠子錦を奉り、三年閏正月戊午、新羅の調を
奉り、元正天皇養老五年九月乙卯、天皇内安殿に御て、使を遣し幣帛を奉
らしむ、九月奉幣此に始る、日本書紀此後十一日を以て例日とせらる、日本書紀
日本書紀三代實錄、類聚國史、○按是年及天平十二年、延暦九年、承和元年、並に九月
十一日を以て幣を奉り、承和七年以後、みな然るときは、其例日とされる事明ら
か也、附て、聖武天皇天平十年五月辛卯、右大臣橘諸兄、神祇伯中臣朝臣名
代等をもて、神寶を奉り、日本書紀十一年十二月辛己、始て政印一面を置け、神宮
雜例集神宮雜事記 廢帝天平寶字三年十月戊申、初勝寶五年太神宮の界を限り、標

を樹しに、伊勢志摩兩國相争ひき、是に至て尾垂剗を葦淵に遷し、即使を
遣して、幣帛を奉り、稱徳天皇神護景雲元年二月乙卯、大炊頭掃守王、左中
辨藤原朝臣雄田麻呂を伊勢太神宮使として、社毎に男女神服各一具を
奉り、太神宮及月次社には、馬形及鞍を加奉らしめ、光仁天皇寶龜元年八
月庚寅朔、幣帛及赤毛馬二匹を奉り、九年十月丁酉、皇太子病瘳るを以て、
親ら神宮を拜み、其宿禱を賽し、十一年五月壬辰、神封一千二十三戸を舊
に復し給ひ、桓武天皇延暦八年三月壬子、幣帛を奉て蝦夷を征事を告し、
十年八月辛卯、神宮正殿及財殿御門瑞垣、盜の爲に焼るゝを以て、參議左
大辨紀朝臣古佐美、神祇伯大中臣朝臣諸魚をして、幣を奉り、其事を謝さ
しめ、尋て使を遣して神宮を修造らしむ、此火災の時、相殿二座の靈形皆
折損れき、此火災已下 十月甲寅、皇太子御病の宿禱に依て、太神宮に詣給
ふ、日本書紀十八年五月辛未、神祇大祐大中臣朝臣兼牧を遣して、正殿を改作
り、日本書紀類聚國史 平城天皇大同元年、大和、伊賀、伊勢、志摩、尾張、參河、遠江の地一

千百卅戸を神封に充奉る、新抄格 勅符 初垂仁天皇の朝、諸國造等奉る所の神

戸三百五十三戸、之を本神戸といふ、延暦廿年、神宮封戸は改減の限に非

る事を制給ひ、神宮雜事記 嵯峨天皇弘仁十二年八月辛巳、伊勢太神宮司

に勅して、多氣度會兩神郡及七處神戸田租を檢納しむ、事上に詳也、類聚三代格

淳和天皇天長元年四月乙酉、大神御崇坐を以て、天皇大極後殿に御し、使

を遣して幣帛を奉り、九月乙卯、度會離宮を常齋宮とする事を告し、類聚國史

仁明天皇承和五年七月丁丑、幣帛を奉て、秋稼成熟を祈り、尋て八省院に

御し、使を遣して豊年を祈り、十月戊子、神寶を捧げ、六年四月壬申、祈雨の

爲に幣を奉り、九月辛酉、唐物を奉り、十二月庚戌、齋宮燒損に依て珍幣と

奉り、多氣宮地を卜定めて常齋宮とする事を祈申さしむ、嘉祥二年九月

丁巳、左少辨文室朝臣助雄等をして、廿年一度の神寶を奉る、即例也、續日

紀日本 文德天皇即位の年、九月乙酉、奉幣使に附て細馬五匹を神御に充

奉り、仁壽元年九月庚辰、又八匹を奉り、文德實錄 清和天皇貞觀八年五月己巳

是歲國內大疫、神郡百姓死穢に觸れ、驅使の人なきを以て、六月祭に齋王

神宮に參給ふ事を停め、九月壬子、齋宮允以上、穢に仍て祭に供奉る事あ

たはず、故敕して中務少輔藤原朝臣諸房を遣して、事を行はしめ、十年九

月丁酉、右少辨藤原朝臣千乘等をして、廿年一度の大神財寶を奉り、陽成

天皇元慶二年三月癸卯、幣及神寶弓梓劍等物を奉り、十二月壬申、檀日神

教あるを以て、弘道王を遣して大神の祐助を請奉らしむ、三代實錄 類聚國史 光孝

天皇仁和元年十一月辛丑、散位大中臣朝臣罕雄、判官主典各一人を遣し

て、大神宮を造らしめ、明年九月神寶使左大史善世宿禰有友、史生二人官

掌を進發し給ふ、式條に據るに、神宮及神寶、二十年毎に一度之を改造る、

初貞觀十年修營の後、並ふ未た其限に満すと雖も、神宮已に成るを以て、

神寶を奉りき、三代實錄 宇多天皇寛平元年三月癸卯、一代を限りて飯野郡を寄

奉り、類聚三代格 九年癸未に至て、兵亂の御祈の爲に、永く之を寄奉る、類聚三代格

本紀 醍醐天皇延喜の制、太神宮及相殿神二座並に大社に列り、祈年月次

新嘗の案上官幣に預り、○按神名秘書延喜十一年正月癸未、相殿神二座、度

會多氣畝野を神三郡とし、並に四度官幣に預るとあり、姑附て考に備ふ

町を充奉り、延喜式、神三郡、據神宮雜例集朱雀天皇天慶三年八月辛酉、平賊の報賽に尾

張、三河、遠江各封戸十烟、并に員辨一郡を寄し給ひ、日本紀、畧、神、宮雜事記村上天皇

應和二年二月乙卯、天皇八省院に幸して幣を奉り、兼て三重郡を充、圓融

天皇天延元年九月辛酉、安濃郡を奉り、小右記、日本紀、畧、○按神宮雜例集、三

に作後一條天皇寬仁元年十一月癸卯、御願に依て朝明郡を寄奉る、記、左右

經、合せて之を道前三郡といふ、神宮雜例集後朱雀天皇長曆元年十一月、關封

戸百烟を充給ひき、扶桑記、此後二所太神宮の神田御厨甚多く、五畿七道大

凡神戸わらざる者なし、神風抄、抽願、目録、大要白河天皇承曆四年四月丙申、盜神衣

を掠奉れるを以て幣を奉り、經、信、記崇徳天皇長承二年八月丙午、臨時幣を

奉て豐受宮、及別宮瀧原、伊雜等宮變異の事を諱し、兼て鎮西宗像社燒亡

の事を告さしむ、宗像神は太神の御子なるを以て也、中右記二條天皇承曆

元年二月辛酉、宣命を捧て去年兵革の時、内侍所賊の爲に掠取られしり

と宗廟の厚助に依て、神鏡自ら出來れり故新櫃を送て納奉る由を告し、

神宮雜例集安徳天皇養和元年九月丁亥、金銅鎧を奉て、兵亂の事を祈り給ひ、

壽永二年六月甲辰、祭主大中臣親俊、禰宜荒木田成長、太神の神教に依て、

寶殿の御劔を法皇に奉りき、吉記、百鍊鈔、大中臣荒木田、據中臣本系帳、荒木田系圖、初垂仁御世より

後、封戸神出甚多し、是に至て天下大に亂るゝ時は、東國神領神戸所司神

人等、事を兵亂に寄て、所當神税を妨げ、祭祀の闕乏を致せり、參取、延曆儀、式帳、日本紀

畧、神風鈔、東鑑後鳥羽天皇元暦元年五月庚寅、源賴朝既に平氏を殲し、武藏國飯

倉御厨を奉る、是よりさき祈願意の如き事を得ば、二宮に新加神領を立

て、東國神領舊に復さむと祈り申せるを以て也、文治三年正月壬戌、又幣

帛及神馬砂金御劔を奉て、弟義經追捕の事を祈り、土御門天皇正治元年

正月乙卯、源賴家遠江、蒲尾、張一揚、參河、能海、及大津、伊良胡等神戸御厨を

寄奉り、建仁三年三月巳卯、駿河方上御厨を寄し、順徳天皇承久三年三月

丁未、賴朝妻北條政子神告ありしを以て、伊勢安示、井後、及葉若、西園四村を奉り、深草天皇寶治二年十二月戊寅、將軍藤原賴嗣御神樂米を神宮に寄奉り、建長二年二月四日、祈年祭例日なるを以て、幣物を奉りき、東後龜山天皇天授五年八月壬辰、伊勢太神宮禰宜等神寶を捧げ京に至て、遷宮延引の事を訴ふ、御圓融院即祭主を遣して之を宥め、十一月に神寶を調獻るへき由を告しりは禰宜等みな命に隨て國に歸りき、後深心 明白記凡歴世天皇、太神宮を齋祭り給ふ時は、必其誠を致し、其敬を盡して、假初にも怠り給ふ事なし、故踐祚大嘗即位及國の大事、潦旱疾疫ある毎に、必大極殿に御して、幣使を發遣し、其神宮に至るまで、日毎に御拜を行ひ、御衣を脱ぎして寢に就き給ふが如き、後世に至て又みな古に異なる事なし、參取 國史、日本紀略、中右 配、伏見院御記大意其幣神宮には錦綾、豐受宮には緋縹、黃皂帛を用ふ、王臣以下輒く幣を供る事を得ず、皇太子と雖も朝廷に奏して後之を獻る、凡二所太神宮に參入る者、兵仗を帶事を許さき、延喜 式勅を奉りて神宮に詣

る者、沐浴潔齋し、必佛像佛具穢惡の物を家中に置事を得ざらむ、若適之を犯す時は、神驗立處に著る、台記公卿 勅使記凡佛法僧尼の類に至ては、尤も神宮の忌給ふ所なるを以て、僧徒神境に入る事を得ず、其制甚嚴也、延喜 式、參取元亨釋書、太 神宮參詣記其祭祝に供ふる鋪設雜器、松薪炭等の類、皆神戶雜徭をして修備へしむ、凡神宮朝夕に神饌を奠奉り、又歲時に祭を行ふ、二月十二日を祈年といひ、四月九月十四日を神衣といひ、六月十七日を月次と云ひ、九月十七日を神嘗と云ふ、延喜 式其宅正月元日、十五日、三月三日、五月五日も又祭を行ふ、延喜 儀 式帳祭毎に必豐受宮を先にして、神宮を後にす、凡祈年祭朝使至る時、太神宮司使者を引て、先度會宮に參り、次に太神宮に幣帛を奉る、延喜 式其儀、朝使、宮司と共に、神宮外院に至る、即禰宜、内人等候ひ侍りて、宇治、大内人、太玉串、二枝棒て宮司に授く、宮司手拍給り、禰宜生絹の明衣を着、左右の肩に木綿手襪懸て、太玉串四枝を手拍給り棒持て、左方に立ち、宇治、大内人、太玉串八枝棒持て、右方に立ち、共に左右に前行、次

に官司、次幣帛捧持内人、次御馬飼内人、御馬牽立つ、次に朝使、次内人等立
列り、第三重に至り、正殿に向ひ、跪て版位に列る、内物忌子及父、諸内人等
各東に向て跪く、太神官司版より進み、祝詞畢て、座に還り、其持る玉串を
宇治大内人に授く、即禰宜大物忌父を召て、之を第三御門の左に奉置、次
に宮守物忌父を召て、其禰宜捧持る玉串を其右方に進り置、次に地祭物
忌父を召て、宇治大内人か持る玉串を同御門に進置しめ、畢て四段拜、短
手二段拍ち、又四段拜、短手二段拍て、一段拜、即退出て、荒祭宮を拜み了て、
幣帛を正殿に入奉り、終に直會殿に就て、此月初子日、禰宜内人等湯鉢山
に至て、山口神を祭り、樅木本に至て、木本を祭り、山向物忌、其木本を忌斧
以て切始て、禰宜内人等に切しめ、湯鉢に造り、諸禰宜内人、眞佐岐禰爲て、
太神の神饌田に至り、酒作物忌父に忌鉢採しめ、御刀代の田耕始め、田耕
歌歌ひ、田舞して、即諸神田を耕し始め、諸の百姓の田耕始め、又秋の収る
時に、小内人祝部等を率て、御田の稻を拔穂に抜き、長楯に附て、田頭に立

神衣祭

て、九月祭に之を奉る、延曆儀 神衣祭、大神官司、神服部、麻績等を率て、朔日
より荒妙衣、和妙衣を織造り、祭日に至て之を供ふ、其儀太神官司、禰宜内人
等、神服織織女、神麻績織女各八人を率て並に明衣を着、各玉串を執り、神
衣の後に立列り参入て、官司祝詞を宣訖る時共再拜兩段、短手を拍事兩
段、除退て再拜兩段、短手兩段、一拜訖て退出、即荒祭宮に至て、神衣を供ふ
る事上の如し、其它儀節、大抵二月祭に同し、是日日祈内人、笠縫内人等、蓑
笠を奉て、雨風の害なき事を祈る、後世之を御笠神事といふ、延曆儀式帳
中行事 月次祭、十六日度曾官を祭り、明日神宮を祭る、其儀十五日御巫
内人に御琴給て、大詔を請奉り、禰宜諸内人物忌等を率て、殿内を淨めて、
天八重櫛を差なて、はやし飾り、又御垣の廻りにも榮飾り、木綿を懸附け、
神御の糺物を列ね、大物忌か忌籠に炊奉れる神饌に、志摩の御贄を造備
て、十六日亥時に夕膳、丑時に朝膳を備奉る、之を齋忌御饌と云ふ、十七日
平旦齋内親王神宮に参入り、興を下り、手興に移坐て、外玉垣門座に就く、

月次祭

預め東殿に齋王の座を設け、左右に命婦座を置き、西殿に女孺等座を設
訖て、官司髪木綿を執り、神宮に向て跪時に、命婦之を奉る、齋王手を拍て
髪を着く、官司又太土申を奉る、命婦又齋土に傳ふ、齋王手を拍ち、執捧て
内院の座に就き、席を避け、剛に進み、兩段再拜、訖て玉申を命婦に授け、物
忌に傳て、瑞垣門西頭に進、直齋王座に還て後、禰宜明衣を着け、官司當色
を着て、并に太土申を執り、剛且官司ハ幣物及馬單行陣列り、次朝使外
玉垣門に入り、内玉垣門に當て皆跪く、先使の中臣詔詞を申し、次官司祝
詞を宣訖て、物忌内人等、明使御調、ハ幣帛案を昇入て、瑞垣内財殿に置奉
り、齋王并衆官再拜、ハ開手を拍ち、次に短手を拍て、再拜兩遍、既にしてみ
な退出、次に荒祭官を拜み、各解齋殿に就き、齋宮女孺等五節舞、烏子名舞
を舞ふ、神嘗祭は神衣祭使之を祭る、神嘗以下、據延喜式、令集解 祭、前日大物忌、官守物
忌、地祭物忌、荒祭官物忌等、御出の拔穂、志摩の御贄を種々の器に造盛し
めて、朝夕御饌供奉り、酒作物忌の作奉る白酒、又清酒作物忌の作奉る黒

三時祭

廿年一度
造替

酒をも副奉り、神郡及國々神戸の懸税を、内外重、玉垣に懸奉る、齋王神宮
を拜給ふの後、使忌部幣帛を捧けて跪く時に、中臣告刀を申し、官司又常
例の祝詞を奏す、其餘儀、月次祭に同じ、凡度會宮祭、多賀宮を拜奉る事、亦
荒祭官の如し、神嘗祭の夜、禰宜内人始て新稻の酒飯を食ふと云、參取延喜式
帳、延喜式 凡六月九月十二月は、所謂三時祭即是也、延喜式 凡神宮預め宮地二處
を定置、廿年毎、正殿寶殿及外幣殿、みな新材を操て造替、更に遷奉る、其
神宮七院、朝熊、園相、鴨、田乃家、蚊野、湯田、月夜見、草名伎、大間、須麻、漏賣、佐那、
櫛山、十二社、孟冬より之を作り始む、自外諸院は、新舊の材を通用ふ、度會
及別宮諸社、又之に准ふ、舊宮の神寶、悉新殿に遷取む、延喜式 其造宮使、長官、
次官、判官各一人、主典二人、木工長上一人、番上工四十人を率來り、吉日を
取て、二所本神を拜奉り、即伊勢、美濃、尾張、參河、遠江の役夫を發し、國別に
國司郡司各一人、之に仕奉る、延喜式 次に山口神を祭り、次に使忌部自ら
内人等を率、山木本を祭り、正殿心柱を操り、宮地を鎮祭り、地祭物忌、其地

船代廻代

神寶二十
一種

と掃清めて、心柱穴を掘り、延喜且として柱を立しむ、心柱また忌柱といふ、延喜儀式帳 次太神宮船代三具、度會宮船代四具、并船代各一具を造る、船代は船代を納れ、船代は靈形を納奉る器也、延喜儀式帳 延喜式 其神寶及裝束、七月一日より神祇官西院にして之を造備ふ、其神寶多、多利、麻笥、賀世比、鐔、銅、延喜銅四種、梓弓、征矢、玉繼横刀、須我流横刀、維作横刀、姫靴、浦靴、革靴、柄、楯、梓御鏡、延喜須我流横刀あり、鷄尾琴、凡廿一種、新宮既成り、諸物みな備る、即辨大夫、史、史生、官掌、使部、神祇官、史、史生、神部、卜部等として部領送らしむ、預め官中を祓ひ、又中臣氏を遣して、京畿及近江伊勢并太神宮を祓はしめ、九月十四日、度會宮を粧飾て、明日御像に遷奉り、次神宮を、粧飾て、十六日御像を遷奉る、延喜式 其儀十五日己時、齋王參入坐て、暫外川原殿院に待ひ、手輿にして舊宮御門に至り、手輿を下り、玉垣の間に待坐す、女孺二人之に従ふ、太神宮司太玉串、纏木綿を捧る事常の如し、齋王纏木綿を着、太玉串を捧持拜奉給ひ畢て、離宮に還り給ふ、十六日御裝束物を祓清り、使主神

祇副、忌部各一人、太神宮司、共外院に參入り、禰宜内人及人垣男女共に大祓して、御裝束を持參り、内院中御門に使中臣新宮仕奉りて、遷奉り、御裝束物奉る狀を告刀申て、中臣及宮司新宮正殿御橋下に侍ふ、中臣東にあり、宮司西に在り、時大物忌先參上て、手附初、次禰宜正殿戸を開奉り、殿の四角に燈燃して、御裝束具を進畢て、皆退出、使は外直會殿座に就く、宮司即人垣仕奉る人等を召集ひ、衣垣、衣笠、刺羽を持しめ、各太玉串捧けて、左右に分立て、正殿の御階下に候ふ、時に行幸の道に布敷大物忌、御鑑賜りて、御戸開奉り、殿内に燈燃し、御船代開奉て、正體をば禰宜頂奉り、相殿東方に坐御體は、宇治内人頂奉り、西方御體をば、大物忌父頂奉り、遷奉る、行幸の先立は、禰宜、次宇治内人、次大物忌、次諸内人物忌、及妻子等人垣立て、衣垣曳て、蓋翳等捧て、行幸しむる時に、新宮玉串門に立留て、雞の如く三遍鳴て、本注云其音雞の如く加禰加不と云行幸坐しめ、瑞垣門に至り、留て又鳴き、御河橋下に留て又三遍鳴く、蓋長鳴鳥の遺風也、使中臣進入て玉串御門に侍、行幸

齋宮

坐しむ時禰宜殿内に鎮奉り坐しめ畢て、即内御門に御燈炬して、退出、八度拜奉り、各直會院に至て、湯貴供奉る延曆儀。初天武天皇遷宮の制を設給ひしより、時或は例に違ふ事わりと雖も、後世に至るまで、又之を改る事なし參取國太曆神宮雜事記日本紀零太神宮例文大意。凡神宮諸院及齋王神宮に參る時の館舎は、官司並神戶調庸として、破に隨て之を修め、損壞ふ事なからしむ延喜式。齋宮、崇神天皇御世、皇女豐耜入姫命太神を齋奉り給ひ、垂仁天皇御世、倭姫命之に代て、伊勢に齋鎮奉りき、是後、世毎に齋宮を置く日本書紀是後。齋宮古へ御杖代と云日本書紀類聚國史延曆儀式帳。凡天皇位に即給ふ時は、内親王を卜定て齋王とす、宮城内に初齋院を設け、祓禊して院に入り、明年七月に至るまで、此院に齋し、更城外淨野を卜て、野宮を造り、八月上旬、河に臨て祓禊し、即明年八月に至るまで、此宮に齋し、朔日毎に木綿鬘を着け、齋殿に參入坐て、遙に神宮を拜み奉る、凡京にして齋し給ふ事三年、四月上旬、裝束司を任さる、五位二人、六位以下四人、諸司史生六人、雜使十人、雜工四十

人、共作二十人、女孺二十人、直丁二人、神祇官西院にして雜物を造備ふ、七月、大祓使を京畿七道に遣し、八月晦、朝廷大祓を行ふ、九月上旬、齋王、河に臨て祓禊し、尋て近江國府甲賀、垂水、伊勢、鈴鹿、壹志の頓宮を營造しめ、又此月内、京畿伊勢近江等國、燈と北辰に奉り、及舉哀改葬の事を禁む、其發給ふ日に至て、天皇大極後殿に御し、齋王の御髮に櫛を刺加坐て、之を遣し給ふ齋王御髮已下江家次第。是よりさき、參議辨東大位以下、官各一人を定て、送監使とし、又神嘗祭使をして、陪從參入仕奉らしむ、其他從行群官甚多し、號て齋王群行といふ齋王群行標江家次第。其伊勢に至坐の日、二見鄉磯部氏童男を卜て戸坐とし、又度會郡童女を炬火とし按延曆儀式帳大内人宇治土公磯部氏は蓋宇治土公姓にして昔倭姫命に大宮地を奉れる大田命の裔にして齋王に由縁ある故に其氏入を以て戸座とせし歟姑附て考に備ふ。凡三時祭には、齋王必ず御裳洗河に禊て、神宮を拜給ひ、又齋宮にして、祈年、新嘗、月次、鎮火、道饗、忌火、庭火等祭を行ふ延喜式。○按本書新年月次の祭に、神庭、火神各一前、庭神、御井、神各二前、地主神、一前、凡十九座を祭り、新嘗祭には、正の庭、火神各一前、庭神、御井、神各二前、水都忌、火庭、火神、三前、殿部御、庭神、御川、水

神酒殿神膳部御食神大炊竈神各一前凡九座を祭る、並に神名帳に載る所の神にあり、又齋宮にて祈年祭神百十五座を祭る、其大社十七座大宮賣神四名帳には載られず、御井神、小庭神各二座、地主神一座、並に齋宮内に坐す神に坐すを唯伊佐奈伎宮二座と、月讀宮二座の中の荒御玉社との三座は帳に考社なるを此小社に入られたるは大神宮にて別式なりとむなるべし、姑附て考に備、凡齋宮は齋宮寮と置て之を掌る、初神龜四年寮官一百餘人を任し、續日本紀 明年舍人、藏人、膳部、炊部、主神、酒部、水部、殿部、掃部、采部、樂師等と置く、令集 此後或は置き或は廢め、又定制なし、續日本紀 天平二年詔して齋宮供給の年料、威官物を用ひて、神戸調庸を充る事なからしめ、續日本紀 延暦十一年、齋王御禊雜物は、神郡より供ふる事を停めて、寮より之を備へ、其料稻二百四十束を送るの夫馬は、神郡より出さしめ、又神郡百姓庸調の外に、寮芻と刈る事を停て、寮の神戸として芻三千斤を刈しむ、類聚三弘 仁三年、神税の外正税十三万三千束の息利と舉て、寮に充給ひ、日本後紀 天長元年、多氣齋宮、神宮に遠く便利ならざるを以て、度會離宮を常齋宮とし、類聚 承和六年、齋宮災に罹れるを以て、又多氣宮と卜定て齋宮とす、十二

年、寮頭及助をして神宮及多氣度會二郡の雜務を檢校へく制給ひ、續日本後紀 貞觀六年、銅印一面を以て、齋宮主神司に充て、元慶五年、本國正税稻一万束を宮司に附け、其出學の利を以て齋宮雜舍を修理の料に充しむ、三代實錄 初崇神天皇皇女を太神に仕奉らしめ給ひしより、世々相繼ぎ、後醍醐天皇元弘中に至て齋王終に絶たり、歷代皇紀 凡齋王祭毎に離宮に向ふ、勅使神宮に至る者、又離宮に着く、延喜式 離宮院、沼木郷高河原にあり、神名 秘書、神宮、雜例集 古之を神序といひ、後改て御厨と云、初垂仁天皇朝有兩鳥墓村に神序を造り、神序司を置て、雜の神政を行ふ、孝德朝郡を建るに及て、度會山田原に御厨を造り、神序司を改て太神宮司とす、延喜式 此後宮司專其事を掌る、參酌延曆儀式帳 延曆十六年、宮司奏さく、神宮御厨、齋内親王離宮、及諸司宿舍等、寶龜中改造の後、二十六年なるを以て、悉破損を致し、且河水溢るとを以て、修營を加ふれとも、猶全からず、願はくは神郡課丁に功食を充て、他處に移さむ者、即勅して請に従て、湯田郷宇羽西村に移

造らしむ國太誓神 承和八年、是よりさき離宮火災に罹れり、故此に至て
 伊勢尾張二國正税を充て、齋内親王離宮を造らしめ給ひき、續日本 凡齋
 王、神宮を拜坐時、先此宮に向ひ、禊を禊殿に行ひ、祭終て宮に還る、主神司
 中臣南門に候て、御麻を奉る、凡御厨案主十人、司掌一人、鑰取三人、厨女一
 人を置く、并神郡百姓を充つ、其衣食は神封物を分給ふ、延喜式 凡神宮に仕
 奉る者、禰宜一人、大内人四人、大物忌九人、父九人、小内人九人、其禰宜大内
 人、十日毎に内人等を率て、番を分て宿直す、延喜儀式 又大神宮司あり、孝
 德天皇朝始て一員を置き、貞觀十二年二員とし、元慶五年大少二員を置
 く、延喜儀式 諸宮も内人二人、物忌父各一人を置き、凡封戸仕丁太神
 宮三人、豐受宮二人、諸宮各一人、御厨十六人、齋宮四十八人、祭主十人、延喜式
 荒祭宮、太神宮の北二十四丈にあり、皇太神の荒魂を祭る、延喜儀式 仍て
 荒御魂宮と云ふ、鏡を以て靈形とす、延喜儀式 伊邪那岐大神の生坐る神、名
 は八十柱津日神也、一名を瀬織津比咩神と申す、倭姫 光仁天皇寶龜三年

八月甲寅、荒御玉神官社に預る、續日本紀 醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年
 月次、新嘗の案上幣帛を奉る、延喜式 後一條天皇長元四年六月癸巳、此神、齋
 王に託坐て、甚く神威を著し給ひき、小右記左經 後鳥羽天皇文治三年正
 月壬戌、源頼朝神馬一匹を奉る、東鑑
 瀧原宮、太神宮の西九十二里、伊勢志摩の界大山中に在り、延喜儀式 今度
 會河上野尻村にあり、度會縣 天照大神の遙宮と云、延喜式 鏡を以て靈形と
 す、延喜儀式 醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次、新嘗の案上幣帛に預
 る、延喜式 後鳥羽天皇文治三年正月壬戌、源頼朝神馬一疋を奉りき、東鑑 瀧原
 並宮、太神宮遙宮といふ、瀧原宮地内に在り、延喜式 速秋津比賣神を祭る、靈
 形鏡に坐す、神名 醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗祭に預る、凡内人二人、物忌
 及父各一人を置く、延喜式
 伊佐奈岐宮二座、神宮の北三里に在り、延喜式 今月讀宮同地の西、宇治郷中
 村に在り、神名 天照大御神の御祖伊弉諾尊伊弉冉尊を祭る

靈形並に鏡に坐す、日本書紀三代實錄延式靈形據神名秘書初二神天神の詔の隨に此葦原中國を治め給ひき、其神功威烈尤盛にして且大也、日本書紀古事記光仁天皇寶龜三年八月甲寅、並官社に預る、續日本紀文德天皇仁壽二年八月壬戌、神殿洪水の爲に流失九るを以て、勅して宇治郷布施里川原里の間に正殿を改造らしめ、齋衡二年九月丙寅に至て、御體を遷奉る、神名秘書神宮雜事記○按鐵奉るとあれど、此は假殿に御體を坐せ奉りし時の事を誤り傳へたるにや、若然らずして、二座同殿ならむには、貞觀の度に伊佐奈岐宮をのみ増作るへき由なれば也、月讀宮も唯清和天皇貞觀九年八月戊辰、二座並に社を改めて宮と稱し、月次祭に預り、三代實錄十年九月遷宮の時、伊佐奈岐神の宮制を増造しむ、伊佐奈彌宮は舊に仍て改むる事なし、神名秘書九月醍醐天皇延喜の制、並大社に列り、祈年月次、新嘗の案上幣帛に預る、延喜式月讀宮二座、神宮の北三里、今宇治郷河原田村にあり、延喜式神名帳伊弉諾尊の御子、月讀尊、及荒御魂と祭る、月讀尊靈形は紫御衣を着て金作太刀を佩、馬に乗給へる男神の形に坐す、日本書紀延式帳荒御魂命は鏡を以て

靈形とす、神名秘書月讀尊又月神、月弓尊、月夜見尊と申す、日本書紀其光彩日神に亞く、夜の食國を治し、滄海原潮の八百重を知し坐神也、參取日本書紀古事記光仁天皇寶龜三年八月甲寅、雨風の災あるは、此神の御崇なりとト申すを以て、毎年九月荒祭神に准て、馬を奉り、續日本紀並に官社に預る、神名文德天皇仁壽二年八月壬戌、神殿伊佐奈岐宮と同じく洪水の爲に流失九るを以て、勅して布施河原兩里の間に正殿を造り、齋衡二年九月丙寅に至て、御體を遷奉る、神名秘書神宮雜事記○按神名秘書此時二座同殿に云り、清和天皇貞觀九年八月丁亥、社を改めて宮と稱し、月次祭に預り、十年九月、遷宮の時、月讀宮の神殿を増造る、其荒魂命は舊に仍て改る事なし、神名秘書神祇本源醍醐天皇延喜の制、並大社に列り、祈年月次、新嘗の案上幣帛に預る、延喜式凡荒祭、瀧原、瀧原並宮、伊佐奈岐、月讀、伊雜、風宮合せて之を太神宮七所別宮と云、神名度會宮四座、今太神宮西七里沼木郷山田原村にあり、延喜式神名帳天照

大御神の御饌都神登由氣大神を祀る、蓋伊邪那岐神の子和久産巢日神の子豐宇氣毘賣神即是也、延曆儀式帳古事記 上古皇孫命の天降し給ふ時、天神の詔をもて、此神の御靈を副降し奉りき、古事記 而して丹波國與佐の比沼の眞名井に鎮り坐しと、雄畧天皇御世、大御神天皇の御夢に、我御饌津神等由氣大神を我許もがと誨奉り給ふを以て、大佐々命に勅して、布理奉れと宣ひき、故能往て布理奉り、即御饌殿造奉りて、大御神の朝の大御饌夕の大御饌を日別に供へ奉らしめ給ひき、延曆儀式帳上代本記皇字抄法文、靈御形鏡に坐す、倭姫世記 相殿神三座、御伴神三前を祀る、大同神事本記 みな女神に坐り、由氣宮儀式帳、延喜式、○按本書並云、相殿神三前御裝束、御被御衣の外に、御裝束腰とある、此御裝束はみな女神の裝束にして、男神のものにあらず、而るを鎮坐本紀に三座は瓊々杵尊、天兒屋命、天太玉命なりと云る、後紀 後人の妄誕説なる事を知るに足れり、故今とらす、初豐受宮の良角に、御饌殿を造り、朝夕の御饌物を調備へ捧持して太神宮に参向ひ仕奉りつるを、聖武天皇神龜五年正月丁未、例の依に本宮より皇太神の朝御饌を備て、先天村雲命の孫に捧養しめて、参る處に、途なる宇治山の谷道に死

人の有を見つゝ持参り、天見通命の孫荒木田禰宜に授渡し仕奉り終て後二月餘りを経て、天皇命御藥急き御坐まで重く祟給ひき、故官司高良比連千上、其由を奏すに依て、使を遣して之を祈自さしめ、神主川麻呂御炊内人弘美等に大祓を科せ、三月辛亥、勅して新に御饌殿を立て、永く神宮に持参る事を停め給ひき、凡御饌殿内東方に天照坐皇太神を御奉り、西方に止由氣大神を坐せ、又御伴神三前を坐奉り、大佐々命の定奉る拔穗田を、春初より神主等勞作りて、拔穗に抜き、神主の女子等を物忌に定め、春炊戴持しめ、神主御前進て、物忌子を御饌殿に入奉りて、土師物忌の造進る御器に盛奉らしめ、終て、神主物忌を率て、其殿前に待ひ、祈禱白さく、天皇朝廷、常石堅石に護、幸へ奉り給ひ、百官に仕奉る人、及天下四方國の人民を平に懸給へと申して、皇太神を八度、止由氣大神を八度、御伴神を八度拜奉りて、毎日朝夕に供へ奉りき、皇字抄法文、神宮雜例集並引 凡四時の御祭禰宜宿直の制、太神宮に異なる事なし、唯朝使祭を行ふもの、必

此宮を先にして、太神宮を後にす、齋王參詣り給ふも又然り、凡豊受宮に仕奉る者、禰宜一人、大内人四人、物忌父各六人、小内人八人を置く、延暦儀式帳延喜式醍醐天皇延喜の制、度會宮及相殿神三座、並に大社に列り、祈年月次、新嘗の案上官幣を奉る、延喜式○按神名秘書、延喜十一年正月廿八、日三座、並に四度案上官幣に預る即是也。延長四年四月丁酉、豊受宮遠近四至を定む、初神宮司等解狀を上て云、去寛平五年、神宮に近き百姓の家火を失ひ、災殆宮内に及へり、故宮内四方各四十丈を限り、近四至とし、人民居住を禁め給ひき、然れとも遠四至内、公驗私地ありと云て、神主田地を掠むる者あり、又神宮三四町内居住百姓、或は産穢死穢舉哀送葬あるを以て、延喜以來、屢官司神主等の怠狀を責らる願はくは太神宮の例に准て、遠近の四至を定給へと申き、是に至て始て神宮大垣外四方各四十丈を近四至とし、東は赤峯井樋手淵、南宮山、西粟尾岡井山、幡淵、北宮河を限り、遠四至とし、宜しく榜示を立て、汚穢を致へりらすと制給ひき、神宮雜例集凡太神宮を内宮とし、豊受宮を外宮とす、内宮外

宮の号、盖朱雀天皇天慶五年に始る、日本紀略、神名秘書、○按神名秘書云、村上天皇御宇、祭主公節の時、皇太神は奥に坐を以て、内宮と名け、度會宮は外に坐を以て、外宮と申す、内宮外宮の名、此時より始る、然れと天慶中既に其號あり、此に始るにあらず、故今取らず、崇徳天皇保安四年八月、洪水に依て天、平賀四百八口、堀七口、荒垣二十三間、廳舎一字を流失、損亡れき、於是官司奏して云、抑天平賀は、廿年一度遷宮の時造調て、正殿の下に供進り、堀は毎年三度由貴御膳を進る時、種々、忌物を納て安置所也、而るに神殿南面神事の庭に、天平賀流出て散在し、荒垣傾破て、番直宿衛事の恐れなきにあらず、且九月神嘗祭近きにあり、早々裁定を賜へと申しき、故勅して天平賀舊に依て安置奉り、御垣を修造らしむ、神宮雜例集安徳天皇壽永元年三月庚寅、禰宜爲保、遠江鎌田御厨、安田義定の爲に押掠せらるゝ事を訴ふ、源頼朝即令を下して、之を神宮に奉り、後鳥羽天皇元暦元年正月癸巳、頼朝相傳地武藏崎西足立兩郡の内、大河内土御厨を豊受太神宮に寄し、長日御幣、毎年臨時祭料とす、祈願に依て也、五月庚寅、又安房東條御厨四至、舊に從て之を寄し、文治三年正月壬

戊將軍賴朝幣及神馬二匹を奉りき、東鑑伏見天皇永仁四年、内外宮互に皇字を争ふ、初内宮禰宜等、外宮の解狀に豊受皇太神宮と記せる事を難む、時に豊受宮神主奏して云、内外兩宮は、惟祖惟宗なるを以て、尊號の増減なし、天下諸社は乃子乃臣たるに依て、位記の階級あり、二所皇太神宮は、天地の靈貴にして、徳化を乾坤に布き、万物を養ひ、群品に昭臨給ふ時は、實に君臣の高祖、四海の宗廟に坐せり、故朝廷にも二宮を崇め奉る禮典に、尊卑の差ある事なく、忝くも内宮の神勅に依て、外宮の祭禮を先にし奉るも、幽契あり、且皇字は其源天祖より王家に傳はりて、徳天地に伴しく、義大虚に同ければ、之を稱奉る例なり、故貞觀延喜の式、延久承徳の宣命、神宮秘記、飛鳥本記、倭姫皇女世記、寶基本記、みな本宮皇字ある時は、違例と謂へからず、日本書紀、古事記、律令格及天長貞觀の宣命等、内宮も皇字を載されば、當宮とのみ論難へきにわらず、願は二宮共に禁河を聽し、都に上らしめて、早く決め給へと申しき、朝廷即之を内宮に下す、大神宮

神主奏して云、外宮の奏に、内外兩宮惟祖惟宗にして、尊卑なしと云り、されと日本書紀に、外宮の鎮座を記さす、風土記に據時は、比沼眞名井に浴せし天女即本宮の御饌都神なれば、何神の御子何天皇の御祖に坐て、祖宗とは云るにや、古語拾遺に、天照太神は惟祖惟宗、其尊き事二なしと云るを、二宮共に混言るは何故や、凡其幣帛を奉るに、本宮は錦綾にして、外宮は平絹也、殿舎神寶の制、みな其差ある事、延曆儀式、延喜式に見えたるか如し、長寛勘文に、延喜御記を引て、太神宮と豊受宮とは、君臣の如しと云に據らば、禮典の差なしと云へからず、朝廷祭禮を行給ふ時、皇字を宣命に載すと雖も、諸社の解狀之を稱す事を得ず、唯皇太神宮神主のみ此字を用ふるは、是太神は天下の最貴、海内の至尊に坐故也、彼倭姫世記、寶基本記、及其它の書、みな外宮祠官の私書にして、證とするに足らず、其豊受皇太神宮神主と云る事、古來未だ聞さる所なりと奏せり、此後互に論白せしかと、宗廟尊號の字、其事容易さるを以て、朝廷又決め給ふ事わ

たはすして事終に止き皇字抄

高宮高宮又多賀宮と云ふ延喜式豊受宮の南にあり延喜式神名帳考証豊受太神の荒魂

を祭る、醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次、新嘗の案上祭幣に預る、

延喜式凡高宮、月夜見宮、土宮、風宮、之を豊受宮四所の別宮とす神名略記

朝熊神社、又小朝熊神社と云ふ延喜式今宇治郷朝熊村の北、鹿海村東

山上に在り神祇本源延喜儀神櫛玉命の子大歳神の子櫻大刀自神、及苅

虫神、大山罪命の子朝熊水神を祭る、並靈形石に坐り、垂仁天皇御世、倭姫

命始て之を祝奉る延喜儀式帳○按本書祭神三座なるを、神名式に一座とし

此例多し、皇字抄法文に、當社并御前社とあるにて、三座なる事著し、弘安九年

太神宮參詣記に、岩上二面の鏡は、本社遙拜所にして、御鏡即御体也、小朝熊と

は別神也といひ、正治中大中臣能隆か奏言に、神鏡を以て水神の御体ならむ

と云る、聊違へるか如くなれど、輒く異神とも決め難し、按ふに靈形の石上に

二面の鏡を置て、二座の御しるしとしたりけるを、後には其本を忘れて、鏡を

御体と誤りしものなるへし、又按儀式解、櫻大自神は今櫻木森に在り、昔虫神は

本社の禁水涯に坐し、水神は清水森に坐て、各社地を離れて異

地の如くなれど、古へは一連接の地也と云り、並附て考に備ふ 後世之を鏡

宮と申す弘安九年太神宮參詣記二條天皇長寛元年三月、小朝熊神殿の鏡失たるを

以て、諸卿をして之を議せしむ百鍊初太神宮祭主神祇大副大中臣師親

言上しけらく、先に別社小朝熊禰宜等、恒例の祭日、神殿を開奉るに、御体

を安置奉る御樋代、及御被御鏡、神寶自然に紛失給へるは、甚あるまじき

禍なり、故假に御体をば榊枝を敷て、御床の上に置奉れり、凡御樋代等は

廿年毎に造り進る物なれと、御鏡に至ては、往古より造り奉る例なしと

雖も、先早く御樋代御被を調造奉り給へと請申しき、仍て神寶を造り、別

に御劍箏等を副奉り、幣帛使を遣して、其由を神宮に告し、尋て鏡二面、御

被衣綿を朱辛櫃に納めて之を奉り、今より後、番直を定めて別社を守護

へき由、神宮に仲給ひき、土御門天皇正治元年五月、祝磯部時次解狀を奉

て云、當社并御前社寶殿は、共に高山の上にあり、其麓坤方二十餘丈を隔

て、水邊岩上に御鏡二面坐せり、往昔より此處に在て、大風洪水にも、海潮

湛滿の時と雖も、曾て流失の事なし、然るに今其一面を失ふ由を奏す、朝

廷即諸道に仰せて、勘文を奉らしむ、爰に大外記中原師重曰、長寛に調進

の鏡は、累代神寶の由、彼時の注文に見えられたと、今度の御鏡は、昔より岩上に坐と云時は、彼此各異なるに似たり、宜しく神宮をして、其本起を申さしむへしと申す、祭主大中臣能隆申さく、御鏡の本縁、今詳に知へからず、或書に朝熊水神形石坐と云れと、岩上御鏡二面の外、年來御体ある事なし、之に據らば、御鏡即御体なるへしと云に依て、大外記清原良業又曰、延喜式朝熊社と云ひ、延暦儀式帳に、小朝熊神社と云ふ、其號二にして、其實一也、御鏡の本起分明ならずと雖も、今忽に失給へる事恐ければ、長寛例に依て奉幣使を遣し、御鏡を改造るへきの議わり、然れとも、彼は神寶たり、此は御体なれば、其品各異にして、且其製作に暗き時は、今輒く改造るへきにわらすなと論ひしかと、其事終に決め給ふ事なかりき、小朝熊社後堀河天皇寛喜二年十二月に至て、僧定阿彌陀佛と云者、嘗に御鏡を窃み奉て、稻荷山に埋置し事を訴ふ、即神宮に勅して、之を本所に鎮奉らしめ給ひき、百鍊抄、皇紀抄、明四條天皇天福元年正月、二面又失給ひしか、

五月に歸り給ひ、神鏡抄、法文、弘安九年太龜山天皇文永六年十一月、又一面見ゆさりつるに、七年正月自ら歸坐て鎮り給ひき、其靈驗いみしく御坐事此の如し、弘安九年太神宮蚊野神社、今田邊郷蚊野村加那森にあり、延暦儀式帳、神祇太神の御蔭川神と稱す、形鏡に坐す、雄略天皇御世定祝奉る、延暦儀式帳醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗祭に預る、延喜式

鴨神社、今來田郷山神村の山頂竈谷にあり、延暦儀式帳、神祇本郷、神名略記と鴨と相通ふを以て、牽強せるなれば、舊祠に非る事論ふに及ばず、山神村の西方なる産神社、即眞の本社にして、儀式帳の四至に叶へりと云り、大水上見石己呂和氣命を祀る、形石に坐す、垂仁天皇御世、倭姫命之を祝定奉る、延暦儀式帳醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗祭に預る、延喜式後村上天皇正平元年六月御卜に、社司神事を穢すの御祟あるを以て、中祓を科す、宮主秘狹田國生神社、又狹田神社と云、延暦儀式帳今湯田郷佐田村にあり、俗に波伊古社と云ふ、神祇本源、神名秘書、延暦儀式帳神名帳考、須麻留女神の兒速

川比古速川比女山末御玉を祭る、垂仁天皇御世、倭姫命之を祀定奉る、延曆式 醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗の祭に預る、延喜式

田乃家神社、○按延曆儀式帳に、今來田郷矢野村にあり、神祇本源、神名略記、地古田邊郷也、今猶上下田邊村あり 大神の御滄川神と稱す、形鏡に坐せり、雄略天皇御世、祝

定奉る、延曆儀式帳 醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗祭に預る、凡己上五社、及園相多伎原社、并に太神宮所攝廿四座の神也、延喜式

草名伎神社、昔沼木郷山田大間社の西にあり、神祇本源、延曆儀式帳 醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗の祭に預る、凡本社及月夜見御食、田上、高河原、大間國生社、并に度會宮所攝十六座の神也、延喜式

園相神社、今沼木郷上園生村の隣邑積良村にあり、神祇本源、延曆儀式帳 醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗祭に預る、延喜式 内社檢録に、諸書積良村にあり、儀式帳の四至に合はず、今沼木郷に園座村あり、村南の畠字をそのふと呼ぶ、園相を音讀にして、神風抄衣佐御園に作る、衣佐は園相の訛音にして、園座村の座神社、尤も舊詞且古色あり、其東に津村川流る、其地儀式帳の四至に符へれば、是即本社なる事、著しと云り、大水

上兒曾奈比比古命を祀る、形石に坐せり、垂仁天皇御世、倭姫命之を祀定奉る、延曆儀式帳 醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗祭に預る、延喜式

磯神社、今伊蘇郷磯村にあり、神名帳考証、度會縣神社帳 多伎原神社、○按延曆儀式帳 又御瀬社といふ、神名秘書 今三瀬村河原にあり、延曆儀式帳、神名帳考証 麻奈胡乃神と稱す、形石に坐り、倭姫命定祝奉る、延曆儀式帳 醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗の祭に預る、延喜式

月夜見神社、○按止由氣宮延曆儀式帳 今沼水郷山田宮後町に在り、神祇本源、神名秘書 月讀命を祀る、靈形鏡に坐す、延喜式、神名秘書 醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗の祭に預る、延喜式 土御門天皇承元四年五月己酉、宮號を授け、順德天皇建曆

元年、遷宮の時、宮制を増し、神殿を改造らしむ、神祇本源、神名秘書 湯田神社、今湯山郷湯田村にあり、神祇本源、神名秘書、神境紀談 大歳御祖命を祀る、鳴震雷といふ、雄略天皇御世、定祝奉る、延曆儀式帳 醍醐天皇延喜の制、祈年

神嘗祭に預る、延喜式 奈良波良神社、○按延曆儀式帳 奈良今城田郷宮子村に在り、神祇本源、神名秘書、延曆儀式帳

大水上見那良原比女命を祀る、形石に坐す延曆儀 醍醐天皇延喜の制、
祈年神嘗の祭に預る延喜式

大水神社、今宇治郷畑村西山傍津長社の南に在り、神名秘書、神祇本源、大
水神社、今宇治郷畑村西山傍津長社の南に在り、神名秘書、神祇本源、大

山罪乃御祖命を祀る延曆儀 醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗祭に預る延喜式

津長大水神社、又津長社といふ延喜式 今宇治郷、今在家の西畠町の西山津

長川原にあり、延曆儀式解、神名
略記、神名略記、神名 大水上見栖長比女命を祀る、御形石に坐す、

奈良波良以下三座、並倭姫命定祝奉る延曆儀 醍醐天皇延喜の制、祈年神

嘗祭に預る延喜式

大國玉比賣神社、今二見郷江村にあり、延曆儀式帳解、
度會縣神社帳、 蓋佐見都日女命を

祀る、倭姫命大御神の大宮處を覓給ひ、二見濱に御船留給て坐時佐見都

日女參相き、汝國名何と問給き、御詔を聞す御答白さすて堅鹽を以て多

御饗奉りき、倭姫命慈給ひて、堅田社定給ふ即是也、倭姫世紀○按延曆儀式
帳、堅田社を載せて、大國

玉比賣神社なく、延喜式、大國玉比賣社ありて、堅田社を載せず、一社二名歟宜し
く堅田社の條と合せ考ふへし、世紀に據るに、佐見郷日女、或は二見國の地主神

に似たり、故二見國玉の義にて、大國玉比 醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗祭に

預る、凡已上五座、及大土御祖、國津御祖、坂手國生、粟皇子、久久都比賣社、并

太神宮所攝廿四座の神也、延喜式

御食神社、○按御食或
は御饗に作 又水戸御食都神社といふ延曆儀 今箕輪郷神社村

に在り、神祇本源、神名秘書、神
名帳考証、神名略記、神 水戸神速秋津日子神を祀る、神祇本源
神名秘書 醍醐天

皇延喜の制、祈年神嘗祭に預る延喜式

大土御祖神社、また大土神社と云、延曆儀 所神社また大社とも云ふ、建久年
中行事

今宇治郷楠部村に在り、神名略記、神
名帳考証 國生神の兒、大國玉命、水佐々良比古

命、佐々良比賣命を祭る、形石に坐す、倭姫命定祝奉る、延曆儀 醍醐天皇延喜

の制、祈年神嘗祭に預る延喜式

田上大水神社、又田上神社と云、延曆儀 今繼橋郷宮崎村の丸山にあり、神
名

秘書、神
境紀談 天牟羅雲命六世孫度會神主小事の靈を祭る、豐受宮、神宜
補任次第 醍醐天皇

延喜の制、祈年神嘗祭に預る延喜式

國津御祖神社、今大土御祖社の北に在り、延曆儀式考、神名帳考証、國生神兒宇治比賣命、及田村比賣命を祭る、宇治比賣命形石に坐す、倭姫命定祝奉る、延曆儀式帳

醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗祭に預る、延喜式、坂手國生神社、今田邊郷村にあり、延曆儀式帳、神名帳考証、○按伊勢式内檢、録に上田邊村の社、千載の古色ある地に、て本社なる、大水上兒高水上を祭る、形石に坐せり、倭姫命定祝奉る、延曆式帳

醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗祭に預る、延喜式、粟皇子神社、昔宇治郷伊氣島にあり、神名帳、近世伊氣浦海邊松原に遷す、延曆儀式解、神境紀談、○按伊勢式社檢録に、小濱村の土宮と稱する社、千古の舊風ありて、本社の四至に符へりと云り、須佐乃手命の御玉

道主命を祭る、形石に坐せり、倭姫命定祝奉る、延曆儀式帳、醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗祭に預る、延喜式、久久都比賣神社、○按久久或は久具に作る、又久具神社と云ふ、延曆儀式帳、今城田郷、上久具村宮川の岸にあり、神名秘書、神祇本源、神境紀談、度會縣神社帳、大水上神兒久久都比古命

久久都比賣命を祀る、形石に坐す、倭姫命定祝奉る、延曆儀式帳、醍醐天皇延喜の

制、祈年神嘗の祭に預る、延喜式

川原坐國生神社、又高河原社と云、延曆儀式帳、延喜式、神名秘書、○按儀式帳、式に川原社を川原大社に作る時は、高河原社、川原社、川原淵社を奉て延喜川原國生神なる事明かなり、附て考に俗ふ、今山木郷山田村月讀宮東にあり、神名秘書、神名帳、考証、神境紀談、國生神を祀る、延喜式、○按神祇本源、神名秘書、醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗の祭に預る、延喜式

大間國生神社、今上中郷大間廣にあり、神名秘書、神境紀談、蓋大若子命、乙若子命を祀る、神名秘書、大若子命、垂仁天皇御世、越國荒振凶賊阿彦ありて、皇化に従はず、取平に罷れと詔て、標劍を賜ふ時に、即幡上て罷行取平て、返事白しき、

天皇歡給て大幡主命と云名を加給ひき、豐受宮補宜、補任次第、乙若子命は、息長足姫命、韓國を征給ふ時、鳴鏑矢奉るを以て、加夫良居命と云名を給ひ、兄弟みな豐受宮大神主仕奉りき、神名秘書、醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗祭に預る、延喜式

江神社、今二見郷江村にあり、神名秘書、神名略記、神名帳考証、○按伊勢式内檢、録云、本社地域を見るに、舊跡に非ず、中古潮

香山大江寺あり、其兆域儀式帳本社の四至と符へり、蓋本社の
他に大江寺を建て、社は今の地に移されしなるべしと云り、天須婆留女命
兒長口女命、及大歳御祖命、宇加乃御玉神を祭る、倭姫命定祝奉る延曆儀式帳昔
素盞鳴尊、大山津見神の女神大市比賣に娶て、大年神、宇迦之御魂神と生
坐せり、蓋大歳御祖神、宇加御玉即是也、古事記、參取、延曆儀式帳、醍醐天皇延喜の制、祈
年神嘗祭に預る延喜式

神前神社、今宇治郷松下村阿波良伎の神崎にあり、神名秘書、神名帳考証、延
曆儀式帳、○按伊勢式社
檢録云、本村産神天王祠儀式帳の四至に符へれば、其遺存と
云へし、今の地は神崎の名に泥みたるにて、舊址にあらす、國生神の兒荒前
比賣命を祭る、形石に坐す、倭姫命定祝奉る延曆儀式帳、醍醐天皇延喜の制、祈
年神嘗の祭に預る延喜式、毎年六月十五日、祝部神崎に至て、太神の御費荒
蠣を執て供奉る、之を御費神事と云、伊勢年中行事
朽羅神社、今田邊郷東原村にあり、神祇本源、神名秘書、勢陽
雜記、度會縣式內神社帳、久麻良比神社と
いふ、大歳神兒千依比賣命を祀る、延曆儀式帳、醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗祭に
預る、凡己上三座、及川原捧原御船社、并太神宮所攝廿四座の神也、延喜式

榎村神社、又堅田神社と云、今二見郷三津村東江村の田畠中にあり、伊勢
式社檢

度會國御神社、今沼木郷山田原にあり、國見社と云、神祇本源、神名帳考証、神
錄云、社記に、本社を山田村に坐すとあれば、宮域ならぬ山田前野村に在し、事明
けし、然るに何時か社域に教王山世義寺を建て、神壁を本尊とし、終に廢絶に及
へり、寛文中世義寺を排斥の時、寺坊と共に瀧波山に移さる、
れは本社之舊跡は、八日市場の時、世義寺舊址の畑地是也と云り、大國玉命を
祭る、初神武天皇波西宮より此東州を征給ふ時、惡神火氣を起し、人民を
亡ひて、天下安からざるに、天日別命詔を受け、伊勢に入て荒振神を殺し、
不順者を戮ひ、大國玉神をも和鎮め崇奉りて、復命しき、後天日別命、大國
玉神女美津佐々良比賣に娶て、生子彦國見賀伎建與東命をして此神を
祀らしむ、是は即度會國御社也、倭姫世記、引一書、醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗の
祭に預る延喜式

度會乃大國玉比賣神社、今繼橋郷高神山南大國谷にあり、神祇本源、神名
秘書、神鏡紀談、
神名
帳考、大國玉命彌豆佐々良比賣命を祭る、參取倭姫世記、引伊勢風、
土記、神祇本源、神名秘書、神武天

皇御世、天日別命に詔て、國覓し給ふ時、度會賀利佐嶺に火氣發起を見て、
茲に長居る乎と云て、禮使を遣して見するに、大國玉神在りと云り、故加
利佐に到る時、其大國玉神使を遣して、天日別命を迎奉り、又其神及彌豆
佐々良比賣命參來て、土橋郷岡本村に迎逢き、故天日別命歡ひて、地を出
て、參相日、刀自にも度會ぬと申しき、即此神也、伊勢風 醍醐天皇延喜の制、
祈年神嘗の祭に預る、延喜式

清野井庭神社、今沼木郷山田村大間社の東にあり、神名秘書、神境紀談、神名
帳考証、伊勢式内檢
録云、社記傍注に、大間社東野とあるに、今の地は大間の社内なれば、舊址にあ
す、下中之郷町上之入保の北に今社と云あり、今は井庭の轉にて、大間社東野と
云に叶ひ、其社北に清川と稱する河ある 醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗祭
に預る、延喜式

志等美神社、又都野井庭神社と云、延喜儀 昔沼木郷山幡村にあり、神名秘書
後舊址詳ならず、近世之を神宮宮川の邊山幡島上山に遷す、神名略記、醍
醐天皇延喜の制、祈年神嘗祭に預る、延喜式 崇徳天皇大治三年六月癸亥、正

五位下志等美明神に從四位下を授く、河堤守護の爲也、神名
及山末、大河内社、並度會官所攝十六座の神也、延喜式

川原神社、今沼木郷佐八村にあり、神名秘書、神境紀談、○按伊勢式内檢錄云、
西千眼社あり、又千眼寺と云もあるは、川原社を
音讀に唱へたるにて、其舊址なる事著しと云り、月讀神の御魂を祀る、倭姫命
定祝奉る、延喜儀 醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗祭に預る、延喜式

山末神社、昔繼橋郷宮山小梨谷御田口社南にあり、神名秘書、後舊址詳な
らず、近世之を井足南宮山麓に建つ、神境紀談、神名略記、大山津姫命を祭る、
源、神名
書、醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗祭に預る、延喜式

大河内神社、舊地詳ならず、今志等美社地の東にあり、神境紀談、神名帳
祇神を祭る、神名
祇書、醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗祭に預る、延喜式 崇徳天皇大治
三年六月癸亥、正五位下大河内名神に從四位下を授く、神名
捧原神社、今田邊郷田邊村の朝久田邑にあり、神名
の旁に奉を書て、杉の義訓に假用ひしなるへし、大安寺寶財帳河曲郡捧原は、木

廿六

るは、すきの追にて、河曲郡須伎神社の地に由あり、棒原と須婆留と通ひて開ゆるも、此に曲縁あり、附て考にそなふ、天須婆留女命の御魂を祭る、奈良朝廷御世に定祝奉る、延曆儀式帳○按奈良朝廷は、何れの天

從文に 醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗の祭に預る、延喜式
川原大社、昔箕曲郷勾村川原淵社玉垣内にあり、三津社と云、神祇本源、後
舊址詳ならず、近世之を新開村に建つ、神祇紀談、神名畧記、○按今般江町産
り、是蓋川原淵社にして、其北檜尻地に川原淵社と云ふは、醍醐天皇延喜の制、
即川原大社也と云り、此説據あるに似たり、附て考に備ふ、醍醐天皇延喜の制、
祈年神嘗祭に預る、延喜式

宇須乃野神社、今高向郷高向村園社同處にあり、神名秘書、神祇本源、神境紀談、醍醐天皇
延喜の制、祈年神嘗祭に預る、延喜式

小俣神社、今湯田郷小俣村にあり、八王子社と云、神名秘書、神境紀談、醍醐天
皇延喜の制、祈年神嘗祭に預る、延喜式

川原淵神社、今箕曲郷勾村川原大社の南檜尻にあり、神祇本源、神名畧記、
醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗祭に預る、延喜式

大神乃御船神社、今多氣郡有介郷土羽村にあり、延曆儀式帳、神名畧記、大神乃御
蔭川神と稱す、倭姫命定祝奉る、延曆儀式帳 初倭姫命皇太神を戴奉、御船に乗

して、寒河に至り其處に御船留給て神社を定む、即是也、倭姫世記 醍醐天皇延
喜の制、祈年神嘗祭に預る、延喜式

雷電神社、○按延曆儀式帳、雷電を伊加津知に作る 凡毎年神衣祭日、笠縫内人蓑笠各一具と奉
て、雨風を祈る、延曆儀式帳

萩原神社、○按延曆儀式帳、文德實錄、今多氣郡根倉村御玉社蓋是也、内社檢
録 大歳神兒佐佐津比古命、宇加乃御玉御祖命、伊加利比女を祭る、佐佐津

比古命形石に坐す、倭姫命祝並御刀代田を充奉りき、延曆儀式帳 文德天皇天
安二年二月丙戌、正六位上葭原神官社に預る、即是也、文德實錄 凡本郡伊佐奈

伎宮、伊佐奈彌宮、月讀宮坐荒御魂命三座及朝熊社以下四十六座、並に齋
宮祈年祭に預り坐神也、延喜式

官舎神社、延喜式 又中臣氏神社と云、神宮雜 今小俣村にあり、神祇紀談 中臣氏の祖

春日神を祭る、孝謙天皇勝寶八歲三月甲子、津島朝臣子松請奏して、始て之を津島崎に祭鎮奉り、桓武天皇延曆十六年八月丙辰、離宮院を移建るの時、津島崎○按國太曆、筒冊に作るより湯田郷宇羽西村離宮院西方に移さる、國太例集、凡大神官司は皆大中臣氏なるを以て、春秋氏神祭を此社に行ふ、伊勢勢

○多氣郡五十二座並

須麻漏賣神社、今佐原郷平谷村にあり、一之大宮と云ふ、本社造替寄附名帳、伊勢式内社檢録、蓋天須婆留女命を祭る、延曆儀式、延喜式

佐那神社二座、今佐那郷仁田村西にあり、大森社といふ、神名帳考、其一は、國觀考、天手力男神を祭る、古事記、上古天照大御神岩屋戸に隱坐時、其戸を引開て、

大御神の大御光を六合に耀し奉れるは、此神の功烈に依れり、日本書紀、古事記、皇孫命天降り坐時、大御神の命以て三種神寶に副給ひて、此神を降し奉りき、古事記、佐那縣に坐佐那神即是也、古事記、其一は蓋日子坐王の孫曙立

王を祭る、此王は伊勢之品運部君伊勢之佐那造之祖也、古事記

櫛田神社、今飯野郡櫛田郷櫛田川の西、大櫛田村にあり、神鏡紀、延

加須夜神社、今度會郡東柏村にあり、神名帳考、延、伊勢國式内社檢録、○按式、高き地をカスヤの森と云、どみゑたり、証とすべし、

竹神社、○按本書一本、竹を竹田に作、又竹上社と云、延喜、今竹川村、稻木川の東道路の南に在り、神名帳考、延、神名帳檢録、○按竹川は、儀式帳に、白枝刺竹田國、蓋これなり、蓋竹田臣阿閉臣等の祖、大彦命を祭る、日本書紀、新撰、延喜、凡其祭正月二日を用ふ、明細、三代實錄、古老傳説

仲神社、又竹中社と云、延喜、今上野村中畑の地にある天王社即是也、神名帳、伊勢式内社檢録、○按本村名寄帳に、中はたの名あり、蓋址古宮の南東より産、神社の西までを指すと云り、

麻績神社、今麻績郷中海村にあり、式内社檢録、○按中海、麻績の約言なり、蓋中麻績公の祖、豐城入彦命を祀る、三代實錄、延喜式、凡四月九日八日祭を行ふ、明細、

服部伊刀麻神社、今大垣内村にあり、神服機殿の鎮守即是也、式内社檢録、○按宇爾日、記にハットロの宮とある証とすべし、又機殿の東北に出間村あるも、伊刀麻の名の遷れる也、

相鹿牟山神社二座、奈々美神社、今飯野郡七見村にあり、下杉宮と云、神名考

魚海神社二座、今魚見村の産神即是也、伊勢式内社檢録 月讀尊荒魂及豐玉彦命、

豐玉姬命を祀る、神名秘書引 月讀尊は滄海原の潮之八百重を治し給ひ、

豐玉彦命、豐玉姬命は海を掌り坐神也、日本書紀 初垂仁天皇御世、倭姬命大神

と頂奉り、竹田國より御船に乗て河後江に至坐時、魚自ら參乘き、故其を

見悦給て魚見社と定給ひき、倭姫世記 天武天皇丙子歲十一月乙亥、神宣に依

て、月讀荒魂命を始て此社に遷祀る、形鏡に坐せり、神名秘書 神祇本源、○按

然れど天武御世丙寅年然れど天武御世丙寅年なれ、故今之を訂す

林神社、今相可郷林村にあり、神名帳考証、

相鹿上神社、今相可郷上相可村にあり、上宮と云、神名帳考証、度會

守山神社、今神坂村産土神蓋是也、式社案内記、伊

宇爾櫻神社、今有爾郷中村の北森中にあり、櫻社といふ、神名帳考証、度會

按社邊田地の字を櫻後と云

宇爾神社、今宇爾の葺村にあり、勢陽雜記、神

服麻刀方神社二座、按麻刀方、齊宮式麻刀方、印本麻刀方に今垣内田村

東南の森にあり、一を末都加多の社、一を都褒加多の社と云、即是也、伊勢

社檢 大海田水代大刀自神社、按大海の大、本書印本天に作る、今又大海田社と

云、延喜 舊南宇田村にあり、今社廢たれど社址猶存れり、神名帳考証、神名

は、海田の畧語と聞ゆ、延曆儀式帳、倭姫世記に、佐那縣造祖御

代宿禰あり、水代大刀自は、其妻にやあらむ、姑附て考に備ふ、

相鹿木太御神社、また相鹿中社と云、延喜 今相可村磯部寺前森中にあり、

神名帳 紀師神社、今飯野郡乳熊郷上阿波曾の庄村岸野林にあり、伊勢式内社檢録 垂仁

天皇御世、麻績機殿を岸村に遷し、社を建て岸社と云、蓋是也、機殿

宇留布都神社、今内坐村の乾宇呂豆の東に産神社あり、蓋是也、伊勢式内

社檢録 ○

按字呂豆の畑林に舊社地あり、大日堂を設て、字呂豆の大日と云、
それより二許町東に、産神社あり、後に移せるもの也と云り、

天香山神社、今字余郷上村、字南北香山の乾、一町許に産神あり、即是也、勢

國式内 天香語山命を祭る、神代卷
檢録

穴師神社、神名帳考証○按式内社檢録、近長谷寺資財帳云、穴師子寺田、藤波氏

に、詳ならず、普賢寺は今も佐奈谷神坂村にあり、其西山に金剛座寺あり、中間

の山路を神坂と云を以て考ふるに、金剛座寺即穴師寺にて、其域内に穴師神

社もあり、けむを山下に遷せるにて、神坂村の

産神、即當社なるへしと云り、附て考に備ふ、

流田神社、○按伊勢式内社檢録云、雜例集に流田郷服村とある、服村後世分れ

下に舊祠あり、土人傳へて往古洪水に流多社を此に留め

祭ると、蓋俚俗流田を流流の事に混訛しなるへしと云り、

畠田神社三座、今中藤原村の東北隅にあり、伊勢式内社檢録○按社東の田

名に由あり、

流田上社神社、○按齋宮式に、今神守村にあり、柿木原村と南北相對ふ、勢伊

式内檢録○上社は流田社二所あるか故に、上下地勢を以

て云分てる也、上社、神守、音相通ふ時は、神守は上社の轉也、

石田神社、○按今字余郷の田地に字石田と

云、蓋舊址附て考に備ふ、

火地神社、今乙部村の東南にあり、式内社檢録○按本書に、貞治七年紛失日

る火所火地共にホトと訓へし、餘里を推考ふるに、乙部村に當

れり、乙部は神宮雜例集に、外部御園ともある地なりと云り、

佐伎栗栖神社二座、

竹大與杼神社、今大淀村にあり、大淀社と云、神名帳考証、

竹佐佐夫江神社、○按神名帳考証、今大淀西に小入江ありて、其處に佐佐

捧屋神社、

伊佐和神社、今飯野郡射和村射和寺西にあり、上社と云、神名帳考証、神名

帳檢録、○按本社古へは蓋寺域内にありしを、いつしか

神社を遷して、寺はもとのまゝにてあるさま也と云り

牟禮神社
有貳神社、今有爾本郷村八王山金林寺域内にあり、八王子と云、神名帳考
証、伊勢式
國生神社、
大國玉神社、今飯野郡六根村にあり、式内社檢録引社預森田氏所藏古社神
名帳○按檢録に、六根は蓋國魂の訛音

いへり、蓋國生神の兒、大國玉命を祭る、延暦儀

大分神社、○按式内社檢録に、飯野郡兄國郷兄國村の里長に舊家ありて、

國乃御神社、○按齊宮式、本郡の神五十二座を擧て、齊宮新年祭に預ると云り、

似たり、姑く附て考に備ふ。

榎倉神社、○按式内社檢録に、近長谷寺資財帳云、多氣郡相可郷十六條一當惠

推考ふるに、蘇方村の北方河副に當れば、其天神と稱する産神社即當社なるへしと云り、附て考に備ふ。

伊蘇上神社、今上相鹿村磯部寺前森中にあり、磯宮と云ふ、勢式内檢録、伊

伊呂上神社、○按神宮雜例集、飯野郡伊呂召御園あり、神風抄伊呂止に作る、之

を以て決めかたし、

檜田槻本神社、今飯野郡檜田村にあり、槻本御檜社といふ、神名帳檢録、勢陽

牛庭神社、今伊勢場村産神蓋是也、○按神宮雜例集、神風抄、牛庭御園あり、伊

勢庭御園あり、所謂牛庭訛て伊勢場となりし事著し、附て考に備ふ。

大櫛神社、今豊原村袖引社蓋是也、伊勢式内社檢録、凡本郡五十二座の神

並に齋宮祈年祭に預る、延喜式

○飯野郡四座小

意非多神社、○按式内社檢録に、澤氏藏里部境文書に、飯野郡二條指保里あり、

神領記類に、多氣郡四階生御園とあるも、同所の訛稱なるへしと

神山神社、今乳熊郷山添村神山の東半腹にあり、鑰取明神と云、神名帳檢録、勢陽雜

記、伊勢式内社檢録、

石前神社、舊中万村の南、乳熊寺の域内にありしを、後乳熊郷中万村に移

す、本村元祿二年帳、伊勢式内社檢録

神垣神社、

○飯高郡九座小

立野神社、今松坂の西立野村に在り、立野大明神と云、神名帳檢録、勢陽雜

蓋物部氏の族立野連の祖神を祭る、舊事本紀

大神社、○按本書一本に、神宇の下又神宇あり、

物部神社、今伊勢寺村にあり、神名帳
加世智神社、
意悲神社、今松坂城南の小山上四五十、森にあり、蓋是也。式社實
丹生神社、今丹生村に在り、丹生大明神と云、社殿二字丹生社左に在り、高
野社右にあり、伊勢國式蓋國堅大神の子爾保都比賣命を祀る、釋日本記引
丹生中神社、○按近長谷寺資財帳に、丹生中山の名あり、今も丹生神社の北に
恐らくは其地
位にあるへし、
堀坂神社、今伊勢寺村の南西堀坂山に在り、堀坂大明神と云、神名帳考、式
久爾都神社、今大口村の西、郷津村に在り、郷津社と云ふ、神名帳考、式
○壹志郡十三座、大十三座 小十座
波多神社、今八木郷波多村にあり、神名帳考、式内社檢録、
物部神社、今新家村にあり、神名帳考、式蓋物部氏の族新家連の祖神を祭
る、參酌舊事本紀、
延曆儀式帳、

物部神社、今伊勢寺村にあり、神名帳
加世智神社、

意悲神社、今松坂城南の小山上四五十、森にあり、蓋是也。式社實

丹生神社、今丹生村に在り、丹生大明神と云、社殿二字丹生社左に在り、高

野社右にあり、伊勢國式蓋國堅大神の子爾保都比賣命を祀る、釋日本記引

丹生中神社、○按近長谷寺資財帳に、丹生中山の名あり、今も丹生神社の北に

恐らくは其地

位にあるへし、
堀坂神社、今伊勢寺村の南西堀坂山に在り、堀坂大明神と云、神名帳考、式

久爾都神社、今大口村の西、郷津村に在り、郷津社と云ふ、神名帳考、式

○壹志郡十三座、大十三座 小十座

波多神社、今八木郷波多村にあり、神名帳考、式内社檢録、

物部神社、今新家村にあり、神名帳考、式蓋物部氏の族新家連の祖神を祭

る、參酌舊事本紀、
延曆儀式帳、

稻葉神社二座、今稻葉村にあり、穗落大明神と云、式内社檢録、○按に舊社域

山と号し、稻葉の舊稱、多野田蠅田兩社

上稻葉神に従四位下を授く、三代

須加神社、今須賀村にあり、須加權現と云、神名帳考、式内社檢録、

阿射加神社三座、今大阿坂、小阿坂二村にあり、二村各神殿あり、俗に之を

龍天大明神と云、神名帳考、式正殿は全く一座のみ、左右に神明熊野小祠あり、小阿坂は

正中に龍天神一字、左右に神明熊野二字ありて、正殿に同じ程なり、今一座は

何れの村にあるか、詳ならず、一志村産神土御前並龍天宮と云ふ是なりと云

り、附て考猿田彦神の御靈を祭る、昔皇孫瓊々杵尊天降り坐時、此神御先

驅して伊勢之狹長田五十鈴川上に到坐しき、日本書記初此神天の八衢

に居て、皇孫命を迎奉りけるに、其口尻明耀き、眼は八咫鏡なして、然赤

酸醬の如くなりしかば、八十神等得日勝問さりき、故天鈿女命をして問

しめ給ふに、對白く、僕國神猿田彦大神也、我を發顯つるは汝也、故汝我を

送り致てよと申しき、即其乞の隨送り奉らしめ給ひき、參取日本書後此

神阿邪訶に坐しける時、漁し給ふ時の御名を底度久御魂、また都夫多都御魂、又阿和佐久御魂と云ふ古事記。垂仁天皇の御世、倭姫命、天照太神を戴き奉り美濃國より安濃に至り坐時、安佐賀山に荒振神あり、百往人は五十人死、四十往人は二十人亡き、故度會郡に入坐すて大神を藤方片樋宮に齋奉り、中臣大鹿島命、伊勢大若子命、忌部玉櫛命を京師に遣して、荒振神の所行を奏す時に、天皇其國は天日別命の平けし處なれば、其裔なる汝大若子命、祭り平けよと詔ひ、種々の幣を賜ひ、返し遣して、其神を祭り平定しめ、訖て、即社を安佐賀に立て之を祭り、而して後に大神を五十鈴宮に入奉りき伊勢風土記。是荒振神は、即阿邪賀大神也、仁明天皇承和二年十二月甲申、阿邪賀大神に従五位下を授け、續日本後紀。文德天皇嘉祥三年十月辛亥、從五位上に叙され、齊衡二年正月壬寅、名神に預り、丙午從四位下を授け、文德實錄。清和天皇貞觀元年正月甲申、從四位上に至り、八年十一月乙己、從三位を授け、三代實錄。醍醐天皇延喜の制、三座並に名神大社に預る延喜式。

波氏神社、○按本書印本、波を須に作るは誤、今波氏村に在り、神名帳

小川神社、今南小川村に在り、應永十二年棟札、神名帳考證、神名帳檢錄、○按依て考ふるに、波瀬の室口より西に入る八手侯街道舊路なり、八手侯に惣社若宮八幡宮と、小河内天王社と二社あり、何れも古社なれば、波氏神社は此二社の内なるべし。

射山神社、舊射山にあり、今七栗郷神原村に移す、湯大明神又湯山と云、神名帳。泉あり、枕草子にはゆる七栗の湯、即これなり、姑附て考にそなふ。

川併神社、今都川雲津川の落合所にあり、故之を落合社と云ふ、神名帳。檢

敏太神社、今民太郷戸木村なる風早大明神、蓋是也、神名帳。考證、伊勢國式。内字ひむ田と云あり、ひむ田即敏太の訛音也、

○安濃郡十座小並

置染神社、今産科村にあり、神名帳。考證、蓋置染連の祖阿居太都命を祀る、參酌日本書紀、新撰姓氏錄、○按三代實錄、伊勢國安濃郡人瓜工仲業に、姓安濃宿禰を賜ふ、神魂命の後也、多氣志登に、安濃府生兼光は伊勢人にして安居多

都命廿九世安濃宿禰の裔也、之に據て考ふるに、安濃宿禰は蓋量始進同族手始附て考に備ふ。

大市神社、今妙法寺村木羽佐間山にあり、三重縣神社調、參取勢陽雜記、神名

猶大市耕地名あり、又大市山妙法寺あり、大市河蓋神大市比賣命を祭る、古事

式凡毎年七月十七日、九月二十三日祭を行ふ、三重縣神社調

志夫彌神社、今遊見村西に在り、八幡と云、神名帳

小丹神社、今大部田村の西、小丹埴屋に在り、濱宮といふ、神名帳檢録○按一

の社を以て、本社に充つ、未孰れか是を知らず、

美濃夜神社、今雲林院村美濃屋川の邊にあり、溝淵明神といふ、神名帳考証、

阿由太神社、

小川内神社、今河内谷の南垣内村官内にあり、御靈明神といふ、河内谷九

村の惣社也、神名帳檢録

比佐豆知神社、今草生村の支邑平生村にあり、比佐豆知天神といふ、式内社

加良比乃神社、今藤方村にあり、神名帳考証、蓋贊土師部の祖可美乾飯根

命を祀る、參酌日本書紀、姓氏錄延喜式、

船山神社、今船山村にあり、伊豆權現といふ、神名帳檢録、勢陽雜記、式内社檢録、

○奄藝郡十三座小並

伊奈富神社、今稻生村の乾松山に在り、稻生大明神、又大宮殿といふ、神名

証、勢陽雜記、式内社檢録、○按檢録云、神殿は大宮三大神、西宮の三區所を別にし

て、各高大の殿宇あり、東國第一の神社なり、稻生明神講式と云もの、内に、風土

記の古文を引て、大宮那江大國道命、西宮地主姫命、三鳥羽天皇、嘉承二年十二

月、社司狀を攝政右大臣藤原忠實姓名據中右記に致して云、本社四至、西は國府

東、後河、東は白子濱、南は井手橋、北は奄藝川曲の郡界を限り、其地利を以

て時節の祭を勤むる、事年久し、然るに栗真御庄住人等、神田を耕し、神民

を傷ふか如き、濫行尤甚し、早く之を停止しめ給へと申しき、忠實即書を

庄司に下して、非論を止しむ、朝野群載凡三月三日を以て、稻生社の祭を行ふ、

神宮雜事記、加和良神社、今埴屋村高良の地にあり、高良社といふ、大安寺資財帳、式内社檢録、

多爲神社、今山田井村にあり、一社兩神を祭る、東宮西宮と云、神名帳考証、式内社檢録、
大乃古所神社、今大古曾隣邑中野村にあり、神名帳考証、勢陽、式内社檢録、大古曾大明
神、又見初大明神といふ、稻生神社檢録、式内社檢録、

事忌神社、

酒井神社、今郡山村に在り、郡山明神と云、蓋是也、式内社檢録、傳云ふ稻生三社

明神を移し奉る、故に名て稻生新宮とす、稻生明神檢録起

尾前神社、今大別保村尾崎浦の邊にあり、土御前社といふ、式内社檢録

比佐豆知神社、

石積神社、

彌豆布理神社、今北黒田村北稻降山上にあり、式内社檢録云、神域博大、鬱樹

五町許、恰平地を行が如し、稻降明神と云ふ、毎年正月十六日廿一日祭を行

岸經の稱ある事宜なり、

服織神社、今御園村八幡山にあり、舊村内一宮森止利森にありしを、後今

地に遷す、本社所藏大永八年、日祭を行ふ、三重縣、日祭を行ふ、三重縣、

日祭を行ふ、三重縣、

横道下神社、今越知村久禮森にあり、春日明神と云、即是也、式社實蹟記、

ナと唱ふ、疑らくは横道音讀の訛轉ならむ、社の東方の田畑を森前森東と云

ひ、惣稱を「レモヤ」と唱ふ、是下神を下神と訓音交りに唱へ來れるにて、即横道

下神社なる事明けし、久留真神社、今白子村の南栗間にあり、神名帳考証、勢陽雜記、

○鈴鹿郡十九座並

那久志理神社、今名越村にあり、神名帳檢録、式内社檢録、

倭文神社、蓋倭文神建葉槌命を祭る、日本書紀、古語拾遺、

川俣神社、今牧田郷中富田村にあり、川俣宮と云ひ、又川又八王子と云、式内

社檢録、引元祿地圖、享和二年本村書上帳、蓋川俣縣造遠祖大比古命を祀る、初垂仁天皇御世、倭

姫命太神を頂奉り、鈴鹿小山宮に坐時、大比古命神田神戸を進りき、即是

也、延曆儀式帳、倭姫世記、○按續日本後紀、承和十三年、伊勢國鈴鹿郡

也、牧田郷戸主川俣縣造藤織女あり、本社所在の地を證するに足れり

真木尾神社、今阿野田村にあり、龜山式社取調帳
志婆加支神社、

縣主神社、今英多郷川崎村にあり、穗落大明神と云ふ、勢陽俚話、龜山式社取調帳、式內社檢録、
天一歛田神社、今原村にあり、八島明神と云、龜山式社取調帳、式內社檢録、

椿大神社、今山本村椿楲の麓にあり、一宮椿大明神と云、即伊勢一宮也、本所藏康曆、永徳明德等書寫大般若經跋、一宮記、神名帳考証、勢陽雜記、椿詣記、式內社檢録、○按式內社檢録云、社の地位域内に、前方後圓西向の大塚あり、高山塚と云、是大神の靈、清和天皇貞觀七年四月乙丑、從五位上勳七等椿神に授け、實録、

正五位下を授け、三代
小岸大神社、今山本村の東小岐須にあり、岸大明神と云ふ、勢陽雜記、式內社檢録、

大井神社二座、今下之庄村産神東西二社あり、即是也、式內社檢録、本村檢録、
三宅神社、今奄藝郡三宅長法寺二村の界に在り、千力大明神と云ふ、勢陽雜記、

三重縣蓋三宅連の祖天日杵命を祭る、日本書紀、新撰姓氏錄、
江神社、今國府村城山にあり、凡九月廿一日祭を行ふ、龜山式社取調帳、三重縣神社取調、

布氣神社、今野村の巽、鈴鹿の北涯田圃にあり、白鬚明神と云ふ、式內社檢録、○按社邊より北街道に布氣林の字あり、文祿檢地帳に白鬚御供田を布氣の神と注せり、布氣の白鬚なる事明らかなり、布氣と讀と通音あれば、布氣明神と云しを、鬚明神と訛り、白字をさへ加へしものなるへし、

石神社、今晝生庄三寺村にあり、石神社と云、式內社檢録、○按本書社前山下神が谷、北谷を岩の谷と字し、土人も近村の人も皆よく知て、石神社と云と云り、

長瀬神社、今長瀬郷長澤村にあり、白鳥大明神と云ふ、慶長六年、練札、神名帳檢録、
蓋日本武尊を祀る、寬平、練起、慶長六年、練札、深廣寺、略練起、初日本武尊伊勢に移り、能褒野に至り給ひ、鈴鹿山を過坐時、御病いと危迫、鈴鹿河中瀬を渡りて、忽に逝水

と共に豊給ひき、故其瀬を能知瀬と云、能知は、命終、と云、今改めて長瀬と云は訛也、寬平とある、即是也、○按長澤村、深廣寺の事を同寺練起に、長瀬山寶藏寺と

村即和名抄所謂長世郷の地なる事明らかし、

忍山神社、今野尻村皇館大神蓋是也、式內社檢録、蓋天照大神を齋祭る、倭姫命官所を求給ふ時、川俣縣造祖大比古命神宮を奈具波志忍山に修營りて

迎奉る、即是也、倭姫世記

片山神社、今古厩村にあり、八王子と云、本村檢地帳、式内社檢録、○按社、南小島道を限て、西を皆片山と字し、社域の廻りに、片山と字する田畝あるもの証とすべし、

彌牟居神社、

○河曲郡廿座小並

高市神社、今神戸村石橋町神館神明社内合祭る、舊址は同村十日市町の南東にあり、式社實

彌都加伎神社、今玉垣村にあり、土御前社と云、神名帳考証、式内社檢録、○按其地形にあらず、社殿の廻りに隙を堀たる体、他社に比類なし、其水垣の如く廻れるを以て、水垣の名を負りと云傳ふと云り、

貴志神社、今岸岡村にあり、十九所權現と云、神名帳考証、神名帳檢録、式内社檢録、

鬼太神社、今木田村にあり、八王子と云、式内社案内記、式内社檢録、

川神社、

矢椅神社、今矢橋村に在り、八王子と云、神名帳考証、式内社檢録、

岡太神社、今鈴鹿郡岡田村に在り、神名帳考証、神名帳檢録、

奈加等神社、今中戸村にあり、神名帳考証、蓋中跡直祖天樞野命を祀る、酌

舊事本紀、中戸神社記、

小川神社、

都波岐神社、今北長太村八王子祠の相殿に合祭る、津菰大明神是也、式内社檢録、○按舊址は八王子祠の北四十間許畑中なる小路塚にあり、小路或は老翁大木に作るは誤れり、

飯野神社、今神戸村石橋町神館神明社に合祭る、舊址は飯野郷西條村にあり、西條村玉田氏系、式内社檢録、

久久志彌神社、今下箕田村にあり、福住明神と云、正保四年棟札、式内社檢録、

高岡神社、今高岡村高岡川邊にあり、熊野社と云、神名帳考証、勢陽雜記、式内社檢録、

大木神社、

須伎神社、今北長太村にあり、棒宮と云ひ、八王子と云ふ、即是也、天和三年棟札、式内社實験記、○按棟札の裏に、杉野善兵衛など同姓四人の名を記したる、杉野を今はばうの宮と唱ふれど、棒宮即すぎの宮なるを以て、本社の証とすべし

深田神社、今北若松村にあり、社邊を深田と云ふ、即是也。神名帳考、龜山、藤神社取調帳。

阿賀神社、今安塚村にあり、舊は飛鳥森にありしを、後今地に移す。式内社、檢録。

夜夫多神社、今鈴鹿郡甲斐村の藪田にあり。神名帳考、証、龜山藩神社取調帳、
藏と云者の宅地にあり、村中に藪田を稱す、
す、藏と云者の多く住て、産神と奉祀すと云り、

土師神社、今神戸の東中土師村中瀬古にあり、大一大寶天皇といふ、蓋是也。式内社、
檢録。

大鹿三宅神社、今國府村天神山にあり、天神蓋是也。式内社、檢録、
○按本書引進狀、當御國內大鹿村を國分寺領と號すとあれ、
ば、當村大鹿村を廢て、國分村と唱ふる事知へし、蓋伊勢大鹿首の祖天兒屋根命を祀る、
古事記、日本紀、神宮雜事記、東鑑。

○三重郡六座並

江田神社、今西坂部村江田にあり、勢陽雜記、蓋伊勢刑部君祖五十功彦命を祭る、
紀、舊事、凡毎年正月八月十八日祭を行ふ、
三重縣、神調、

加富神社、○按大安寺資財帳に、三重郡赤松原の四至を載て、東上無清水南甲社とある、
甲社即是也、今小山田村にあり、
社、本

所藏文、永應長等、棟札、式内社、檢録、舊宮原加富森にありしを、後今地に遷す、凡其祭四月九月九日、六月十四日を用ふ。滋野藩調帳、
三重縣、神調、

神前神社、今高角村の東かんせんに在り、式内社、檢録、
○按かんせん、高角東之宮といふ、
慶長四年、棟札、

小許曾神社、今小古曾村に在り、五社神明宮といふ、神名帳考、
勢陽雜記、式内社、檢録、

足見田神社、今蘆田郷水澤村にあり、八古明神といふ、凡毎年八月十四日祭を行ふ、神名帳考、
証、滋野藩調帳、式内社、檢録、
○按拜殿、
類に、正一位、葦見田大祭とあり、
明神とあり、
地租帳に葦見田あり、
又あせみ川の涯の田を葦見川と字するもの、
証とすへし、

椿岸神社、今鈴鹿郡椿大神社の東北旅所森御輿宿殿の北にあり、舊三重郡椿尾山にありしを、此に移すといふ、式内社、檢録、
○按社を移す年、代詳なまて、
早行く例なるに、一里餘の遠程を以て、
此に移せるなりとぞ、

○朝明郡廿四座並

伊賀留我神社、今北鵜村の南に在り、齋大明神といふ、神名帳考、
証、神名帳、
檢録、
勢陽雜記、式内社、檢録、

神代卷之十一 内務部 神

神代卷之十一 内務部 神

神代卷之十一 内務部 神

神代卷之十一 内務部 神

神代卷之十一 内務部 神

神代卷之十一 内務部 神

神代卷之十一 内務部 神

神代卷之十一 内務部 神

神代卷之十一 内務部 神

神代卷之十一 内務部 神

神代卷之十一 内務部 神

神代卷之十一 内務部 神

神代卷之十一 内務部 神

神代卷之十一 内務部 神

神代卷之十一 内務部 神

録、○按檢錄云、同村傳來の古祝文、トウシヤハ、アマノ
チ、ヒコノミコトとあり、當社は天大彦命なるへし、蓋御厨の地なるを以

て、太神宮を齋祭る、神風抄、毎年一月九月十六日祭を行ふ、三重縣

能原神社、今萱生村にあり、二郡神社考、朱雀天皇天慶三年九月丙寅、從五

位上能原神に正五位下を授く、日本

伎留太神社、今切畑村にあり、天王といふ、神名帳考証、

石部神社二座、今員辨郡石博南村にあり、神名帳考証、石邊公祖神大物主

命、男久斯比賀多命及山末之大主命を祀る、新撰姓氏錄、

菟上神社、

太神社、今大鐘村にあり、神名帳考証、式内社檢錄、○按檢錄、社の近傍に、大

蓋多朝臣祖神八井耳命を祀る、延喜式、

多比鹿神社、今田光村にあり、勢陽雜記、

鳥出神社、今東富田村にあり、飛鳥大明神と云ふ、神名帳考証、蓋日本武尊

を祀る、日本書紀、土人傳説、○按倭、琴原の地を富田と云ひ、又本社の地を富

田は飛出の義にやあらん、

八十積椽神社、今豊田郷豊田村にあり、

志氏神社、今羽津村にあり、高御前といふ、式内社檢錄、○按羽津村より茂福

又羽津の西に四泥野あり、証とすべし、

耳利神社、今廣永村にあり、川島大明神と云ふ、下之宮、西脇氏所藏古記、朝

蓋伊勢船木直祖神八井耳命を祀る、古事記、社

耳常神社、今下之宮村に在り、春日大明神と云ふ、朝明郡神社考、寛永、神沼

川耳命を祀る、凡毎年二月一日七月八月十月十五日祭を行ふ、三重縣

移田神社、

櫛田神社、

井手神社、

殖栗神社、今保々郷市場西村兩村の間にあり、神名帳考証、朝明郡、殖栗宮

縣大明神といふ、天正十八、年棟札、蓋天兒屋根命を祀る、新撰姓

布自神社、今大矢智村富士山にあり、布自權現と云神名帳考証、

穗積神社、蓋穗積氏祖神饒速日命を祀る舊事本紀、參取土人傳說、毎年八月朔、田實祝の

祭を行ふ、此日鈴木氏専ら其祭に預り、稻穂を獻るを例とす三重縣神社調

櫻神社、今大矢知の属、邑山副村櫻谷にあり神名帳考、勢陽雜記、式内社檢録

井後神社、今柿村井戸尻にあり、貴船明神といふ二郡神社考、三重縣神社調

長倉神社、今桑名郡安永村長倉野にあり、天神宮といふ桑名藩神社調、三重縣神社調

苗代神社、

長谷神社、今大矢知村西南の山にあり、八幡と云蓋是也式内社檢録、八幡祠の東

南平坦の地に一松樹あり、樹下に觀音堂あり、其東麓のくるべ民家を長谷町と唱ふ、是其舊址なるを、後今地に移せしならん

○員辨郡十座並小

鴨神社、今丹生川の上村に在り、神明宮と云ふ參取大安寺資財帳、神名帳檢録

石神社、今石加郷石川村にあり、東禪寺共に之を祭る、其祭九月廿四日、廿八日を用ふ重縣神社調、

平群神社、今志知村平群山にあり、平群大明神と云ふ神名帳考証、勢陽雜記、伊勢國式内社

檢録、○按檢録云此社の後、一小山にて、壁に似たり、廻りに池あり、蓋平群味酒

りたるが、今は唯南東の麓にのみ存して、平群池といふと云り、

臣の祖平群木菟宿禰を祭る三代實録

多奈閉神社、今中上郷田邊村にあり神名帳檢録、勢陽雜記、式内社檢録

鷲命を祀る、即田邊宿禰の祖神也舊事本紀、新撰姓氏錄

天日鷲命、亦天日別命と云、參取舊事本紀、万葉集注釋引伊勢風土記、豐受宮禰宜補任次第

神武天皇御世、詔を受けて熊野村より伊勢に入り、荒神と戮し、不順者を事向て、大に功烈と著し、給ひき伊勢風土記、毎年八月十七日祭を行ふ三重縣神社調

猪名部神社、今北大社村猪名部廢寺の邊に在り猪名部神社辨斷、○按式内社檢録、廢寺の跡と云田所

は古檢地帳に、かねつき上田若干あり、寺うら寺まへ、其北に員辨墓と云字の地、南山田にありと云り、附て考に備ふ、蓋猪名部造の祖

饒速日命を祭る新撰姓氏錄、三代實録、清和天皇貞觀元年五月辛巳、從五位下員辨

大神に正五位下を授け○按員辨は即猪名部に同し、其大、八年閏三月戊午、

從四位下を賜ふ、十五年九月辛未、掌侍從五位上春澄朝臣高子に勅して、

稻一千五束を賜ふ伊勢國に向て幣を氏神に奉ると以て也所謂氏神は
即猪名部神也三代實錄凡毎年二月二日十月一日祭を行ふ三重縣

鳥取山田神社今南山田村にあり寛政六年多門天孫起桑名藩神社調○按
鳥取山田神社今南山田村にあり縁起に當村氏神本社に鳥取山田神社兩
鳥取山田神社今南山田村にあり鳥取山田神社今南山田村にあり
鳥取山田神社今南山田村にあり鳥取山田神社今南山田村にあり

鳥取神社今北山田村にあり桑名藩神社調天湯河桁命を祀る新撰姓氏錄
凡毎年九月九日祭を行ふ三重縣

大谷神社舊大泉村神貝神貝は軒開のの地にありしを後村内春日祠の
相殿に祭る仍て大谷春日と云ふ式内社檢錄○按員辨野の南に神貝と云
泉に移り今は一戸もなし唯神明社遺れり今梅戸村領南山の谷一里も連り

大泉に移り、廢址は白河原となりしを大泉より出て新開せるなり是即大谷
御厨の舊址にして其神明祠即本社なりされど人民移居の後、愚隔の地故神
明の靈形を春日社に遷し奉れ
るならむと云り附て考に備ふ

賀毛神社今治田郷垣内村にあり神名帳考証蓋治田連同祖鴨君鴨縣主
等祖彦坐命を祀る姓氏錄○按古事記日子坐王の後に伊勢品邊郡伊勢佐那

氣郡佐那神社などある互に
本圖に緣由あるを知べし

星川神社今星川村の隣森忠村にあり神名帳檢錄星河大明神と云神風蓋
平群氏同族星川朝臣祖武内宿禰を祀る新撰姓氏錄

○桑名郡十五座大一座小
桑名神社二座今桑名市中三崎にあり三崎大明神と云ふ式内社檢錄神
名帳考証土代桑

蓋桑名首の祖神天津彦根命の子天久之比命を祭る新撰姓氏錄凡每
年七月七日石取神事あり又八月十八日祭を行ふ東海道名

佐乃富神社、
尾津神社二座今尾津郷小山村にあり尾津宮といふ桑名藩神社調○按神社
の山下に圓正寺ありて山號を尾津山と云ふ又一証に備ふへし蓋尾津君氏の祖日本武尊の子稚武彦王

を祭る參酌古事記
小山神社今北小山村に在り天王祠と云ふ蓋是也神名帳考証式内社

野志里神社今神戶郷江場村にあり神明宮と云ふ式内社垂仁天皇御世、

四十一
神名帳考証

倭姫命大神を頂奉りて桑名野代官に坐す蓋是也延曆儀

多度神社又多度大神宮といふ後日本今多度村多度山にあり神名帳考証、勢陽雜記

傳云天津日子根命を祭る古事記傳、神名帳考証桓武天皇延暦元年十月庚戌朔多

度神を從五位下に叙され後日本仁明天皇天長十年四月庚辰正五位下に

進め承和六年十二月丁巳正五位上を授け後日本文德天皇嘉祥三年九

月甲申詔して官社に列しめ給ひ文德實錄○按本書十月癸丑の條又清和

天皇貞觀元年正月甲申從三位より正三位を授け按從三位に叙されし年月今考ふる所なし

二月癸卯從二位を加へ尋て大枝朝臣音人をして神寶を奉り光孝天皇

仁和三年四月己酉使を遣して幣を奉らしめ三代實錄醍醐天皇延喜の制名

神大社に預り延喜式後一條天皇寬仁元年十月丁卯一代一度の大奉幣を

奉らしむ左經

尾野神社今東方村尾野の入江にあり船着神と云ふ神名帳考証、式内社檢

尾野大畑尾野山崎等の地名あり既とすへし

深江神社今下深谷部村にあり縣大明神と云ふ

額田神社今桑名驛の西、糠田増田二村の間にあり舊増田村にありしを

後今地に移す神名帳考証○舊址を宮跡と云ひ又田地を元宮

神を祀る伊勢大福田寺文龜元年勸進帳○按本書に上寺は後宇多院朝額田

座の初社職に補せられてより實澄まで累代不易の神職なりとあるを思ふ

に門録以來額田郷に居て桑名神戶の司に補せられしなるへしされど額田

部に宿禰姓あり湯坐連あり臣あり村主ありて何れよりの出身なるを詳にせず恐らく天津彦根命の裔なるへし

宇賀神社今員辨郡袖井村の内宇賀石垣にあり天田社と云ふ勢陽雜記、神名帳檢

録、神内社檢蓋宇迦之御魂命を祀る參取延喜式社傳説凡毎年九月三十日祭を行ふ三

中臣神社今桑名市中にあり春日社と云ふ神名帳考証、神名帳檢蓋中臣氏の祖天

兒屋命を祀る日本紀、姓氏錄

長谷神社今桑部村長谷の水邊にあり桑名藩社名簿

立坂神社今東方村南尾野山の立坂の上に在り神明社と云ふ式内社檢、錄○按地

檢帳に立坂東立坂の
字あり証とすへし

○式外諸神

瀧祭神社、大神宮西川邊にあり、神殿なし、桓武天皇延暦中既に官社に列
り、延暦儀式帳○按延喜神名式、本社を載せざるは、蓋神殿なきを以て省かれ
しなり、儀式帳に、所攝社を二十五處とし、式に廿四社とするは、此故なるへ
し、姑附て、醍醐天皇延喜の制、神嘗祭に預る延喜
考に備ふ、

久麻良比賣神社、○按本書、此社を攝社の一とす、延喜式、朽羅神社を載て本社
を載せず、仍て一社二名の説あり、然れども今、概く決難し、故
に附く、大歳神兒、千依比古命、千依比賣命を祀る、形石に坐す、倭姫命定祝
奉る、

宇治山田神社、○按本書、當社を以て攝社の一とす、延喜式、伊佐奈彌神社を載す
れども、此社なし、故又一社二名の説あり、然れども、長寛檢録文に、
伊佐奈彌社、寶殿敷地なしと見ゆ、其後の書にも、本社の事
ある時は、一社二名の説、取るに足らず、姑附て考に備ふ、大水神の兒、山田姫命
を祭る、倭姫命定祝奉れり延暦儀
式帳

堅田神社、○按本書、此社を載て、延喜式には載せず、事は、大國玉比賣神社の條
に云り、蓋二社同神の如くなれど、明徴なきを以て、姑く此に附く、
東方堅田社といふ、形石に坐す、倭姫命定祝奉る、桓武天皇延暦中以上三

座みを既に官社に列給ひき延暦儀
式帳

伊佐奈彌社、後世蓋絶たり神祇
本源、太神宮所攝廿四座の一也延喜
式

打懸社、今度會郡沼木郷志等美社の西にあり、又撫懸社といふ神名
畧記、崇徳

天皇大治三年六月丙辰、勅して正五位下打懸名神に従四位下を授く神祇
本源

風宮二座、又風日祈宮と云、其一は今太神宮の坤、五十鈴河の南に在り、大

神宮別宮七處の一也、其一は今度會宮の巽、多賀山の麓にあり、豐受宮別

宮四處の一也神名
畧記、並に各風神級津彦神級津姫命を祭る神名
畧記、後鳥羽天皇

文治三年正月壬戌、將軍源賴朝弟義經追捕の所に依て、神馬一匹を奉り、

東順徳天皇建保中、勅して朝明郡岩田御園を以て風日祈祭料に寄奉る、

神宣に依て也弘安九年太神宮參詣
記、朝明郡攝神風鈔、後宇多天皇弘安四年七月庚子、蒙古入

寇の事を祈る時に、皇太神宮禰宜荒木田尚良、豐受太神宮禰宜度會貞尚

等奏しけらく、二宮の末社風社の神殿轟動く事稍久しく、六日の曉、神殿

より赤雲群立て、天地を耀し、大風を吹起しき、是蓋夷狄を滅すの神驗な

り、事若實あらば、年來請處の宮號を許して、神威を増給へと申しつるに、
賊船盡に打碎れき太平記大神 伏見天皇永仁元年三月丙子、風社の號を改
めて、宮號を奉り、官幣に預らしめ給ひ、後二條天皇嘉元中、遷宮の時官制
を増造りき神祇 凡毎年七月四日、日祈内人幣を太神宮及別宮諸社に奉
て、雨風を祈る、之を風日祈祭と云伊勢年中行

土宮三座、豐受宮と高宮の中間にあり、神名 今多賀宮の麓にあり、即是也、
神名 初須佐之男命の子、大年神、宇賀御魂神を祭り、大治中に至て、大年神
の子大土神を配祭る、大土神、亦名土之御祖神と云ふ、參取古事記 大年神、
大土神、靈形并鏡に坐し、宇迦之御魂神、靈形寶瓶に坐り、神名 合せて之を
豐受宮の地主神とす、長秋記 崇徳天皇大治三年六月丙辰、社號を改て
宮とし、七所別宮に准て、祈年月次神嘗幣に預らしむ、官川堤守護の爲也、
神名 秘書七所 別宮、長秋記 保延元年、是よりさき、朝廷土宮神殿を増造へきの伏議あり、
此に至て、造宮使に詔して、神殿の制を増造らしむ、長秋記 神名、秘 即豐受

宮四所別宮の一也、神名

村上神、文徳天皇仁壽三年六月甲戌、名神に預る、文徳
簀乃波神、清和天皇貞觀五年十月戊子、正六位上、簀乃波神に従五位下を
授く、

火雷神、○按類聚國史 清和天皇貞觀八年十月乙未、無位火雷神に従五位
下を授く、三代

○志摩國三座、大二座
○答志郡三座、大二座

栗島坐伊射波神社二座、今上之郷村にあり、志摩國式 之を志摩一宮とす、
一宮 蓋伊射波登美神、玉柱屋姫命を祭る、後世記 平城天皇大同元年、
栗島神に志摩地二戸を以て神封に寄奉り、新抄 醍醐天皇延喜の制、並
に大社に預る、延喜

同島坐神乎多乃御子神社、○按伊勢神宮注進狀 伊射波神社同域、舊社址あり、
蓋本社也、又按倭姫世記、手多、疑くは千多に作

る、蓋大歳神を祭る、初垂仁天皇御世、鳥の鳴聲高く聞ゆて、夜晝止まず
驚しかりき、倭姫命此異しと宣て、大幡主命等を使に差遣して、其を見せ
しめ給ふに、島國伊雜方上の葦原の中に、本は一本にして末は千穂茂り
生たる稻あり、其稻を白真名鶴咋持廻りつゝ鳴つる由報申す時に、倭姫
命宣ばく、事問はぬ鳥すら神田作りて皇大神に奉る物を、と詔給て、物忌
始給ひ、伊佐波登美神をして其稻を拔穂に拔しめて、大神の御前に、懸久
眞に懸奉り、又乙姫に其稻もて清酒作らしめ、御饌に奉り、始き、仍て其地
を千田と号て、即伊佐波登美神の宮を造り奉り、後神教あるを以て、玉柱
屋姫命を配祭り、神教已下據波鶴真鳥を大歳神と稱奉りて、同處に祝奉
る、即是也、倭姫世記

○式外神

伊雜宮一座、太神宮以南八十三里、答志郡伊雜村にあり、延曆儀式、今磯部郷上郷村にあり、即是也、志陽零誌、國事万葉記、神名零記、天照太神の遙宮と稱す、延曆

儀式帳、延喜式、御形鏡に坐せり、式帳、平城天皇大同元年、神封二戸を充奉り、新格勅醍醐天皇延喜の制、祈年神嘗の祭に預り、内人二人、物忌父各一人
を置く、延喜式、太神宮別宮七處の一也、神名零記後世蓋玉柱屋姫命を相殿に
配祭る、倭姫世記、元安徳天皇養和元年正月丙寅、熊野堪增の徒、志摩國
に濫入り、伊雜宮を破り、神寶を奪ふを以て、禰宜成長等御体を内宮に
移奉り、之を鎌倉に訴ふ、後鳥羽天皇文治三年正月壬戌、將軍源賴朝弟
義經追捕の祈に依て、神馬を奉らしむ、東鑑順徳天皇承久元年二月丙午、
朝廷太神宮別宮伊雜宮の御体を本宮に移す事を議せらる、熊野惡徒
等島々を亂るに依て也、百鍊凡伊雜宮毎年五月神田植の祭を行ふ、世
古中二氏互に長官に任さる、神官凡數十人あり、志陽零誌

神祇志料卷之十一終

11
合
110

